

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年6月28日
【会計年度（又は事業年度）】	自 2017年1月1日 至 2017年12月31日
【発行者の名称】	ドイツ農林金融公庫 (Landwirtschaftliche Rentenbank)
【代表者の役職氏名】	ホルスト・レインハルト博士 (Dr. Horst Reinhardt) 議長 (Speaker of the Board of Managing Directors) マルティン・ミッデンドルフ (Martin Middendorf) 金融市場業務取締役 (Director, Operations Financial Markets)
【事務連絡者氏名】	弁護士 山田 愛菜 弁護士 深見 暖
【住所】	東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6775-1333 03-6775-1435
【縦覧に供する場所】	該当なし

第1【募集（売出）債券の状況】

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度末 の未償還額	上場金融商品取 引所名または登 録認可金融商品 取引業協会名
ドイツ農林金融公庫2017年5月30日 満期早期償還条項付ステップ・アッ プ米ドル建債券	2002年5月	20,000,000米ドル (2,469,000,000円)	20,000,000米ドル (2,469,000,000円) (注1(1))	-	該当なし
ドイツ農林金融公庫2017年3月29日 満期1.00%ニュージーランドドル建 ディスカウント債券	2007年3月	55,000,000 ニュージーランドドル (4,632,650,000円)	55,000,000 ニュージーランドドル (4,632,650,000円) (注1(2))	-	該当なし
ドイツ農林金融公庫2017年2月27日 満期豪ドル建ディスカウント債券	2012年2月	28,849,920豪ドル (2,515,136,026円)	28,849,920豪ドル (2,515,136,026円) (注1(3))	-	該当なし
ドイツ農林金融公庫2017年4月19日 満期南アフリカ・ランド建ディスカ ウント債券	2012年4月	303,400,000 南アフリカ・ランド (3,158,394,000円)	303,400,000 南アフリカ・ランド (3,158,394,000円) (注1(4))	-	該当なし
ドイツ農林金融公庫2017年9月27日 満期ブラジル・レアル建債券（円貨 売買型）	2013年9月	250,000,000 ブラジル・レアル (10,905,000,000円)	250,000,000 ブラジル・レアル (10,905,000,000円) (注1(5))	-	該当なし
ドイツ農林金融公庫2017年2月22日 満期ブラジル・レアル建債券（円貨 売買型）	2014年2月	208,000,000 ブラジル・レアル (9,039,680,000円)	208,000,000 ブラジル・レアル (9,039,680,000円) (注1(6))	-	該当なし

(注1)

- (1) 邦貨換算額は、かかる債券の日本国内での受渡期日である2002年5月31日に株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）が発表した米ドルの円に対する対顧客電信直物売買相場の仲値である1米ドル＝123.45円の為替レートで計算されている。
- (2) 邦貨換算額は、かかる債券の日本国内での受渡期日である2007年3月30日に株式会社三菱東京UFJ銀行が発表したニュージーランドドルの円に対する対顧客電信直物売買相場の仲値である1ニュージーランドドル＝84.23円の為替レートで計算されている。
- (3) 邦貨換算額は、かかる債券の日本国内での受渡期日である2012年2月29日に株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した豪ドルの円に対する対顧客電信直物売買相場の仲値である1豪ドル＝87.18円の換算レートで計算されている。
- (4) 邦貨換算額は、かかる債券の日本国内での受渡期日である2012年4月20日に株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した南アフリカ・ランドの円に対する対顧客電信直物売買相場の仲値である1南アフリカ・ランド＝10.41円の換算レートで計算されている。
- (5) 邦貨換算額は、かかる債券の日本国内での受渡期日である2013年9月13日現在のブラジル中央銀行により発表された円／ブラジル・レアルの換算レートの仲値の逆数により、1ブラジル・レアル＝43.62円（小数点第三位以下を切捨て）の換算レートで換算している。
- (6) 邦貨換算額は、かかる債券の日本国内での受渡期日である2014年2月21日現在のブラジル中央銀行により発表された円／ブラジル・レアルの換算レートの仲値の逆数により、1ブラジル・レアル＝43.46円（小数点第三位以下を切捨て）の換算レートで換算している。

(注2) 本会計年度中、各中長期債券の所有者の権利等に重要な影響を与える事実の発生はない。

第 2 【外国為替相場の推移】

発行済債券の表示通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する 2 以上の日刊新聞紙に最近 5 年間の会計年度において掲載されているため、記載を省略する。

(1) 【最近 5 年間の会計年度(又は事業年度)別為替相場の推移】

該当なし

(2) 【当会計年度(又は事業年度)中最近 6 月間の月別為替相場の推移】

該当なし

(3) 【最近日の為替相場】

該当なし

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

該当なし

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当なし

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

(1)【設立】

(注1) 本書中、別段の表示のない限り、「ユーロ」は欧州連合(以下「EU」という。)条約により改正された欧州共同体を設立する条約に従い単一通貨を採択するEU加盟国の法定通貨を、「日本円」または「円」は日本国の法定通貨を、また「米ドル」はアメリカ合衆国の法定通貨を指す。株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2018年6月18日現在のユーロの円に対する対顧客電信直物売買相場の仲値は、1ユーロ=128.04円であった。

(注2) ドイツ農林金融公庫(以下「発行者」という。)およびドイツ連邦共和国(以下「連邦共和国」という。)の会計年度は、暦年である。

(注3) 本書中の表の合計数値は、四捨五入のため、各計数の総和と必ずしも一致しない。

(1) 設立年月日、設立の目的および根拠、法的地位ならび沿革

発行者は、連邦共和国の公法に基づき設立された非営利目的の公法人である。発行者は、1949年5月11日に制定されたドイツ農林金融公庫法(以下「公庫法」という。)により、ドイツ農林金融信用公庫の職務の承継者として、1949年6月1日に設立された。公庫法と同じく1949年5月11日に制定され、随時改正される農林金融公庫土地賦課(下記に定義する。)に関する法令(以下「土地賦課法」という。)は、発行者の前身機関のために設定された土地に対する一定の賦課を発行者が引き継ぐための指針を定めた。発行者の当初資本は、この土地に対する賦課金に基づき調達された(下記「第3 発行者の概況 - 3. 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合 - (2) 資本構成」の項を参照のこと。)。

発行者の業務は、公庫法に従って運営されている。発行者は連邦共和国の政府の監督下に置かれている。日常業務については、監事会の監督のもと、理事会により独自に運営されているが、連邦共和国は、連邦財務省と連携して監督を行う連邦食料・農業省(以下「監督当局」という。)を通じて監督権を行使している。

公庫法は、主に許容業務を明確にするため、2002年3月1日に連邦政府(Bundesregierung)とEU委員会の間で連邦開発銀行に対する国家保証の取扱について達した合意に関連して、2003年8月15日付ドイツ連邦開発銀行構造改革法(Förderbankenneustrukturierungsgesetz)(以下「構造改革法」という。)によって改正された(下記「第3 発行者の概況 - 3. 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合 - (1) 設立 - (2) 特権 - () 制度上の義務(Anstaltslast)」の項を参照のこと。)。

さらに、公庫法は、2009年3月20日付のドイツ担保付債券のさらなる発展に関する法律(Gesetz zur Fortentwicklung des Pfandbriefrechts vom 20. März 2009)の第4条により改正された。具体的には、破産手続きは制度上の義務(Anstaltslast)の原則と矛盾するため、ドイツの議会は発行者の破産の可能性に関するすべての条文を削除した(下記「第3 発行者の概況 - 3. 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合 - (1) 設立 - (2) 特権 - () 制度上の義務(Anstaltslast)」の項を参照のこと。)。

加えて、公庫法は、2009年6月25日付の決済サービス指令の監督法上の規定を実施するための法律（Gesetz zur Umsetzung der aufsichtsrechtlichen Vorschriften der Zahlungsdiensterichtlinie）第8条により改正された。2009年10月31日を効力発生日とし、公庫法に用いられる用語は指令の用語として適応されたが、発行者の法的地位または許容業務には影響を及ぼさなかった。

最後に、公庫法は、信用機関の業務ならびに信用機関および投資会社の健全性の監督に係る指令2013/36/EUを実施し、信用機関および投資会社の健全性の要件に係る規則575/2013/EUの監督法を採択する2013年8月28日付の法令（Gesetz zur Umsetzung der Richtlinie 2013/36/EU über den Zugang zur Tätigkeit von Kreditinstituten und die Beaufsichtigung von Kreditinstituten und Wertpapierfirmen und zur Anpassung des Aufsichtsrechts an die Verordnung (EU) Nr. 575/2013 über die Aufsichtsanforderungen an Kreditinstitute und Wertpapierfirmen）（以下「CRD IV Umsetzungsgesetz」という。）第4条により改正された。また、CRD IV Umsetzungsgesetzに関連して、発行者による借入金、発行者により発行された中長期債券および発行者が締結したデリバティブ取引に関する既存のおよび将来のすべての債務ならびに発行者により明示的に保証される第三者の債務につき、2014年1月1日時点より連邦共和国が保証すること（以下「連邦共和国保証」という。）を定める新第1a条を公庫法に含める改正が行われた（下記「第3 発行者の概況 - 3 . 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合 - （1）設立 - （2）特権 - （ ）保証」の項を参照のこと。）。

2004年11月、監事会は、発行者の業務運営に関する企業統治方針を承認した。こうして発行者は、自発的にドイツ連邦企業統治法（以下「GCGC」という。）に規定される該当方針に従っている。当該方針には、利益相反、理事会および監事会の構成員に対する補償ならびに会計および監査に関する透明性および開示義務に関する規定が含まれている。GCGCの遵守は、連邦共和国のすべての株式会社に義務付けられ、また他のすべての連邦共和国の企業に推奨されている。発行者は公法に基づき設立された機関であるため、GCGCに規定される方針（株主との関係および株主総会に関する事項を含む。）は、発行者には適用されない。

2007年に企業統治方針が更新され、発行者のウェブサイト（www.rentenbank.de）上に初めて適合宣言（Entsprechenserklärung）が発表された。発行者は、連邦政府（Bundesregierung）により公表されたとおり、2009年7月16日付の監事会の決議によりPublic Corporate Governance Code des Bundes（2009年6月30日現在）（以下「PCGC」という。）を採用した。PCGCは主に私法に基づく法人である会社向けに適用される。ただし、法律の規定（例えば公庫法）により別途規定される場合を除き、PCGCの適用は、公法に基づく法人である会社にも推奨される。発行者は、連邦政府（Bundesregierung）に直接責任を有する公法人である。

公庫法は、発行者がこれらの目的を推進するために、以下の業務を行うべきことを定めている。

（A）業務機能

（ ）発行者は、国と州の責任が考慮されるような農業および農村地域を推進する役割を担う。発行者はその責任を果たすため、法令の詳細な規定に従い、特に金融商品により、以下の分野の開発を担う。

（イ）林業、園芸および水産業を含む農業ならびにその関連分野

（ロ）欧州連合加盟国および欧州経済地域における契約当事者であるその他の国々の市場の発展と統合を含む、農産物および食品製品の販売および貯蔵

（ハ）農業に関連を有する環境の保護、農業を通じて得られる再生可能なエネルギーおよび再生可能資源の促進、環境保護農業の拡大および農業の範囲内での動物保護

(二) 農村地帯の大部分におけるインフラ整備の改善

(ホ) 農業に関連する消費者保護

連邦食料・農業省は、連邦財務省の同意を得て発行者に対し、法的指図の枠組みの範囲内で、適切な対価のもとに、開発を実現する役割を与えている。

() 発行者はその責任を果たすため、とりわけ貸付け、資金援助、その他金融政策、保証の付与および取引への参画につき、あらゆる銀行取引手段を自由に行うことができる。貸付けは一般的に他の銀行を通じて、または他の銀行とともに行うものとする。他の銀行に対し、発行者は、一般的な互惠規則を遵守するものとする。

() () に基づく責任の範囲内で、発行者はまた、法令に定められたより詳細な規定に従って、地方当局および公的特別目的協会への貸付けおよびその他の資金供給を行うことができる。

() 欧州投資銀行または同様の欧州における金融機関との共同融資が行われている共通利益を有する事業の範囲内で、発行者は連邦共和国および欧州の農業または農村地帯の利益のため、法令に定められたより詳細な規定に従ってその他の資金供給を行うことができる。

() 必要な資金を調達するため、発行者は、借入れ、無担保債券および担保付債券の発行、保証の引受けならびに銀行業務において標準的に行われるその他の金融手段を実行することができる。

(B) その他の事業

() 発行者はさらに、その責任の遂行に直接関連するあらゆる取引および業務を行うことができる。これに関連して、発行者は、とりわけ、債券および有価証券の売買ならびに資金供給（財政管理）および多様化するリスクに対処するために必要なすべての業務を確実にするための取引および政策を実行することができる。

() 証券取引、預金業務および振替業務は、発行者自らの勘定で、それらが直接発行者の公的な開発機能に関連する範囲でのみ行うことが許可されている。

(2) 特権

() 制度上の義務 (Anstaltslast)

発行者は、連邦共和国の制度上の義務である Anstaltslast から生じる利益を享受する。制度上の義務 (Anstaltslast) とは、() 発行者の経済的基盤を保護し、() 発行者が公法に基づく公法人として存在する期間中、その業務を遂行することができる状態に置き、かつ、() 発行者が財政上の困難に陥った場合には、財政的拋出その他の適切な方法により、発行者が弁済期にその債務を履行することができるようにする連邦共和国の義務をいう。公法に基づくこの義務は、連邦共和国と発行者の間にのみ存在し、連邦共和国と第三者の間には存在しない。

連邦共和国は、制度上の義務 (Anstaltslast) のもとで、発行者が債務不履行を起こすまで待つことは許されない。連邦共和国は、その権限に基づき、発行者がその債務を弁済期に履行することができるように措置を講じる義務を負う。さらに、連邦共和国の法律上、発行者は、発行者の証券保有者を含む第三者に対する発行者の義務を満たすために必要である場合には、連邦共和国に対する発行者の権利を実行することが要求される。したがって、制度上の義務 (Anstaltslast) は発行者の債務の連邦共和国による正式な保証ではなく、発行者の債権者は制度上の義務 (Anstaltslast) に基づき連邦共和国に対し直接の請求権を有するものではないが、制度上の義務 (Anstaltslast) は、発行者の債務が連邦共和国の信用により完全に担保される効果を有する。制度上の義務 (Anstaltslast) に基づく連邦共和国の義務は、公的資金に対する法的に確立した賦課となる。

ある機関が、理由のいかんを問わず、連邦共和国の制度上の義務 (Anstaltslast) から生じる利益を享受しなくなった場合には、それ以前に生じた当該機関の債務に関して、その後も、制度上の義務 (Anstaltslast) またはそれと同等の法的保護が引続き適用されると一般に考えられている。

2001年1月、EU委員会は連邦政府（Bundesregierung）に対し、制度上の義務（Anstaltslast）が金融機関の競争的地位およびEU加盟国間の通商に影響を及ぼす限りにおいて、EU条約の国家支援規定に抵触する国家援助にあたるとする書簡を送った。

2001年7月17日、EU委員会と連邦政府（Bundesregierung）は州立銀行（Landesbanken）および貯蓄銀行（Sparkassen）に関し、制度上の義務（Anstaltslast）に関する移行規則に合意した。

2002年3月1日、連邦政府（Bundesregierung）およびEU委員会の代表は、発行者のような連邦共和国の開発銀行のための国家保証の取扱について、EUの国家支援規定につき合意に達した。合意の内容は、両当事者によって公表されたプレスリリースにおいて次のとおり要約されている。

「特別金融機関のための制度上の義務（Anstaltslast）およびGewährträgerhaftungにかかる合意についての共同記者声明

EU委員会のメンバーであり、競争問題についての責任者でもあるマリオ・モンティ氏、連邦財務省の副大臣であるケイオ・コック・ヴェザール氏、ドイツ復興金融公庫（Kreditanstalt für Wiederaufbau（KfW））の理事長を務めるハンス・ライヒ氏およびドイツ連邦公共銀行協会（VöB）は本日、連邦共和国の特別金融機関のための国家保証（すなわち制度上の義務（Anstaltslast）、Gewährträgerhaftungおよび再融資保証）の国家支援規定のもとでの取扱について合意に達した。

特別金融機関のための国家保証の継続という重要課題ならびに支援業務と商業活動の区別という困難な問題は、これにより解決されることとなった。

その結果、国家保証の継続は公共の支援活動のために永続的に約束されるものとなった。支援業務と商業活動の両方を行う特別金融機関の将来的な位置付けは、明瞭な方法で規定された。

かかる合意は次の極めて重要な要素を含んでいる。

中小企業融資、インフラ、環境に配慮した投資、住宅供給および開発途上国への協力等の支援分野における国家の要請に応えた支援業務の遂行のためには、制度上の義務（Anstaltslast）および相当するその他の国家保証に内在するかかる利点を、国家支援規定のもとで特別金融機関のために利用することが認められる。支援業務は法的文書に規定される。

国家支援規定が該当しない分野における活動は、特別金融機関がこれを停止するか、または国家支援を受けない法律的に独立した子会社として分社しなければならない。特別金融機関（すなわち支援任務）のための立法上の枠組みの法的拘束力を持つ詳細事項の具体化の期限は2004年3月31日である。分社する場合には遅くとも2007年12月31日までに完了しなければならない。特に、資本市場の利益のために一般的な国家支援規定の適用は国家保証の継続自体には何ら影響を及ぼさないことが合意において明確にされている。

特別金融機関にかかる合意は、2001年7月17日のLandesbankenおよび貯蓄銀行に関する合意を補足するものである。したがって、今回の合意は公共金融機関のための制度上の義務（Anstaltslast）およびGewährträgerhaftungに関する競争の局面についての議論を終了させるものである。

（ブリュッセル、2002年3月1日）」

2003年8月15日付構造改革法により、発行者がEUとの間に結んだ制度上の義務（Anstaltslast）に関する2002年3月1日付の契約につき、発行者の業務を明確にするため、公庫法に数々の変更がなされた。

上記のとおり、発行者は、上記の合意の結果、発行者が現在行っている業務活動の重要な部分を停止または切り離すよう要求されていない。

（ ）保証

公庫法は、2014年1月1日を施行日とする改正が行われ、連邦共和国が発行者による借入金、発行者により発行された中長期債券および発行者が締結したデリバティブ取引に関する既存のおよび将来のすべての債務ならびに発行者により明示的に保証される第三者の債務につき保証する（公庫法の第1a条）ことを明確に規定している。かかる連邦共和国保証に基づき、発行者により発行された有価証券に関する元金、利息もしくは支払われるべきその他の金額の支払を発行者ができなかった場合、または支払が満期になったときに発行者の保証に基づき行われるべき支払を発行者ができなかった場合、連邦共和国は、支払が満期になる限りかかる支払に関する責任を常時負う。連邦共和国保証に基づく連邦共和国の義務は、優先することなく、連邦共和国のその他の全ての現在または将来の無担保または非劣後の負債と対等である。発行者により発行されたまたは発行者の保証のもとで発行された有価証券の保有者は、最初に発行者に対して法的手段を取ることなく、連邦共和国に対して債務を直接執行することができる。連邦共和国保証は、無条件かつ取消不能である。連邦共和国保証は、完全に制定法上の問題であり、いかなる契約および証書にも裏付けられていない。連邦共和国保証は、対象とする債務に関して発行者が利用できる抗弁の影響を受ける場合がある。

連邦共和国保証は、既存の制度上の義務（Anstaltslast）に従った、発行者に対する連邦共和国の義務に影響を及ぼさない(上記「第3 発行者の概況 - 3 . 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合 - (1) 設立 - (2) 特権 - () 制度上の義務（Anstaltslast）」の項を参照のこと。)。

（ ）免税

連邦共和国の公法に基づき設立された非営利目的の公法人としての発行者の地位のために、発行者は連邦共和国の法人税および取引税を免除されている。

（ ）破産手続きの非承認

公庫法は、2015年11月6日を施行日とする改正が行われ、発行者の資産に関する破産手続きは承認し難いことを明確に示している（公庫法の第16条第1項第1文）。発行者の継続事業は、事実上既存の義務メカニズム（すなわち連邦共和国保証および制度上の義務（Anstaltslast）（両方とも上記に説明されているとおり。 ））に既に保証されているため、公庫法の改正は実質的に発行者の地位を変えない。

連邦共和国は、金融機関および投資会社の再生および破綻に関する法令（Gesetz zur Sanierung und Abwicklung von Instituten und Finanzgruppen）（以下「SAG」という。 ）を通じて、金融機関および投資会社の再生および破綻に関する枠組みを定める欧州議会および欧州理事会の指令2014 / 59 / EUを実施した。SAGは、機関の構造改革および破綻に関する規定を含む。関連する資本調達商品の保有者および債権者による機関の破綻および資本再構成への関与（以下「ペイルイン」という。 ）に関する規定は、SAGに不可欠な要素である。原則として、すべてのCRR信用機関（「CRR」は、下記「第3 発行者の概況 - 3 . 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合 - (3) 組織 - () 監督当局」に定義される。 ）は、当該各機関の存続が危機的な状況にある場合、SAGのペイルイン規制の範囲内に含まれる。ただし、既存の制度上の義務（Anstaltslast）および連邦共和国保証により、発行者の継続事業および債権者に対する発行者の債務の遂行は保証されている。かかる義務メカニズムの結果、公庫法の第16条第1項第1文は発行

者の資産に関する破産手続きは承認し難いことを明確に示している。SAG第99条（8）によると、かかる義務メカニズムはペイルイン手続きの影響を受けない。したがって、発行者により発行された有価証券または発行者の保証のもとで発行された有価証券の保有者は、依然として、連邦共和国に対して債務を直接執行することができる。

（３）本邦との関係

該当なし

（２）【資本構成】

発行者の基礎資本金は、公庫法により、135,000,000ユーロと定められている。発行者は株主資本を有さず、その資本の名目上の所有者は存在しない。

発行者の基礎資本金は、発行者の前身機関のために設定され、土地賦課法に基づき発行者により引継がれた土地に対する一定の賦課（以下「農林金融公庫土地賦課」という。）に基づく支払を通して、発行者の設立から10年間にわたって蓄積された。農林金融公庫土地賦課は、農林業または造園業のために永久に使用される一定の土地上の負担である。この負担は、連邦共和国の法律上、土地上の担保権の形式を採っており、当該土地に関して経常的な支払を受ける権利を付与するものである。大半の通常の土地上の抵当権その他の担保権と異なり、農林金融公庫土地賦課は土地の登記簿には登記されない。農林金融公庫土地賦課は、当該土地上の他のすべての担保権に優先する。

土地賦課法の制定から10年間、農林金融公庫土地賦課の対象とされている土地の所有者は（当該土地が貸与されている場合には、その借り手とともに）、当該土地について、その評価額の0.15%の年率により支払をすることを義務付けられた。この支払は、地方課税当局により徴収された上で、発行者に交付され、発行者の基礎資本金となった。支払われた資金は、その支払者の所有に帰属するものではなく、発行者の公共目的のために法律により割当てられた特別目的基金を構成し、その目的の推進のために、連邦政府（Bundesregierung）の監督のもとで、発行者により管理されている。

農林金融公庫土地賦課に基づく基礎資本金に加えて、公庫法は発行者の２つの利益準備金、すなわち、「保証準備金」および「基本準備金」の設定を定めている。保証準備金は、発行者が発行する担保付債券のための追加担保の提供を目的として、公庫法により必要とされている。公庫法に基づき、保証準備金は、いかなる時も、発行者の担保付債券の未償還額面金額の５％を超えてはならない。保証準備金への組入れ額は、発行者の監事会により決定される。ただし、いずれの年度においても、保証準備金への組入れ額は、年間利益の50％を超えてはならない。基本準備金は、発行者の基礎資本金を強化するために公庫法により必要とされている。公庫法に基づき、各年度において、発行者の年間利益の保証準備金への組入れ後の残額の２分の１を基本準備金に組入れなければならない。

発行者の資本には、さらに、一般銀行業務リスク補填基金が含まれている。この基金は、発行者の年間利益から割当てられたものである。この基金は、発行者のいわゆる「基本的項目」を構成しており、必要に応じて発行者の貸倒引当金として使用することができる。

発行者の資本には、また、発行者の劣後債務が含まれている。これらの劣後債務は、劣後借入金および劣後無記名式債券からなる。

次の表は、2017年12月31日現在の発行者の資本および負債を示すものである（非連結、一般的に認められた会計原則（ドイツGAAP））。

		（単位：百万ユーロ）	
		2017年12月31日現在	
資本			
基礎資本金		135.0	
利益剰余金：			
基本準備金		1,098.5	
保証準備金		1.0	

劣後債務	405.7
一般銀行業務リスクに関する基金	3,195.6
資本合計	4,835.8
<u>負債</u>	
信用機関その他の債権者に対する満期到来債務：	
12か月以下	582.8
12か月超	5,193.0
合 計	5,775.8
中長期債券	
12か月以下	19,958.9
12か月超	56,498.2
合 計	76,457.1
負債合計	82,232.9

(3) 【組織】

発行者の業務は、すべて連邦共和国のフランクフルト・アム・マインに所在する発行者の登記上の住所において行われている。発行者は、公庫法上、支店を置くことを禁じられている。発行者は、完全保有子会社であるLRベタイリガングスゲゼルシャフトmbH (LR Beteiligungsgesellschaft mbH) (以下「LRB」という。)およびLRBが100%の資本を有しているDSVズィローウント・フェアヴァルトゥングスゲゼルシャフトmbH (DSV Silo- und Verwaltungsgesellschaft mbH) (以下「DSV」という。)との連結財務諸表を作成していない。

理事会は、公庫法に基づき、発行者の業務を遂行する責任を負っており、発行者の監事会の監督に服している。発行者の総会は、農林金融公庫土地賦課の対象とされている土地の所有者および借り手の代表者により構成され、発行者の定款に従って一定の権限を付与されている。

() 理事会

理事会は、発行者の業務および経営について責任を負い、裁判上および裁判外の事項について発行者を代表する。理事会は、監事会の承諾を得て、一定の範囲で権限を有する代理人およびProkurists (商事事項全般に関して代理権を有する役員)を任命することができる。

理事会の構成員は、監事会により任免される。構成員の任期は通常最長で5年であり、最長で5年間重任または任期延長される場合がある。理事会の定員は、2名以上である。理事会の構成員は、常任であっても副構成員であっても差支えない。理事会の構成員は、監事会会長と協議の上、理事会の常任構成員のいずれかを理事長として選任することができる。理事会の構成員の変更は、できる限り速やかに公表されなければならない。

理事会の決議は、会議または書面によって採択することができる。書面による決議の場合には、発行者の方針として、理事会の構成員の全員一致の決議を要する。理事会のその他の決議は、すべてその構成員の過半数の賛成により採択される。

理事会の現在の構成員は3名が常任である。

ハンス・ベルンハルト

ディートマル・イルク

ホルスト・レインハルト博士（理事会の議長）

（ ）監事会

発行者の監事会は、理事会の活動を監督する責務を負っており、公庫法に基づき、理事会に対して一般的な指示および個別の指示をする権限を有している。監事会は、理事会の構成員を監督、任命し、また理事会の構成員を解任する権限を有している。監事会は、理事会に対して、一般的な指示および個別の指示をすることができる。とりわけ、監事会は貸付けのための一般的な指針を設定し、発行者の法定業務に合致した個別の行為に向けての決議を採択し、理事会構成員との雇用契約を承認し、公庫法に基づいて引当金を計上する。さらに、監事会は、監督当局の承認に基づいて定款（Satzung）を採択し改正することができる。加えて、無記名式社債の発行、投資持分の取得および売却、土地建物の購入および売却、重要な雇用契約の承認ならびに年金に関する指針の発行といった事項には、監事会の承認が必要である。監事会は、また、連邦食料・農業省大臣および連邦財務大臣の承諾を得た上で、年次財務諸表の監査人を選任する責務を負っている。

監事会の現在の構成員は、18名であり、このうち1名は、連邦食料・農業省大臣である。8名は農業および食品関係の機構の代表者、6名は非営利のドイツ農民連合（Deutscher Bauernverband e.V.）により指名され、1名は非営利のドイツ農民信用組合連合（Deutscher Raiffeisenverband e.V.）によって指名され、1名は各種食品関係の機構により指名されている。なお、このうち3名はドイツ連邦州（Bundesländer）農業大臣であり、2名は監督当局および連邦財務省を代表し、1名は非営利の労働組合を代表し、3名は金融機関または他の金融専門家である。

監事会は、6か月に1回以上会合を開く。監事会の定足数は、その構成員の半数である。監事会の決議は、通常、会合出席者または書面投票者の過半数により採択される。可否同数の場合には、監事会会長（会長が職務を行うことができない場合は、その代行者）が決定権を有する。ただし、公庫法および発行者の定款に基づき、理事会の構成員の任命および発行者の定款の変更については、監事会の構成員の3分の2の賛成を必要とし、かかる決定には、さらに連邦政府（Bundesregierung）の承認が必要である。

監督当局の代表者は、監事会の会合に出席し、その会合を聴講し、議案を提起することができる。

総会の構成員は、監事会の構成員を兼任することを禁じられている。監事会の構成員の任期は、就任した年（その年を除く。）から5会計年度目の年次財務諸表を承認する総会の終了時までである。監事会の構成員は、重任することを妨げられない。

現在の監事会構成員の一覧は、次のとおりである。

会長：	ドイツ農民連合（DBV）会長 ヨアヒム・ルクヴィード（ベルリン）
副会長：	連邦食料・農業省大臣 ユリア・クレックナー（ベルリン）
ドイツ農民連合（DBV）代表者：	ブランデンブルク農民連合名誉会長 ウド・フォルガート（テルトー／ルールスドルフ） ローワー・ザクセン農民連合 ウェルナー・ヒルゼ（ハノーバー）

ドイツ農民連合総書記 (DBV)
ベルンハルト・クルースケン (ベルリン)

ドイツ地方女性連合会長
ブリギッテ・シェルプ (ベルリン)

シュレスヴィーク・ホルシュタイン農業協会会長
ウェルナー・シュヴァルツ (レンズブルク)

ライフファイゼン連合代表者: ドイツ・ライフファイゼン連合会長
マンフレッド・ニュッセル (ベルリン)

食品産業代表者: ドイツ食品・飲料産業連合 (BVE) 副会長
ヴェルナー・ヒルデンブラント博士 (ベルリン)

労働組合代表者: 建設農業環境産業組合 (IG BAU) 連邦副会長
ハラルド・ショーム (フランクフルト・アム・マイン)

州農業大臣または同公式常任代行:
ヘッセン州: 環境・気候保護・農業・消費者保護担当大臣
プリスカ・ヒンツ (ヴィースバーデン)

ローワー・ザクセン州: 食料・農業・消費者保護担当大臣
バルバラ・オッテキナースト (ハノーバー)

メクレンブルク＝フォアポンメルン州: 州議会議員
農業・環境担当大臣
ティル・バックハウス博士 (シュヴェリーン)

連邦食料・農業省代表: 副長官
ヘルマン・オンコ・エーイケン博士 (ベルリン)

連邦財務省代表: 長官
マルクス・ブライア博士 (ベルリン)

信用機関またはその他の貸付専門
家代表: シュパーカッセクレフェルト常務会会長
ビルギット・ロース博士 (クレフェルト)

コンメルツ・バンク・AG常務会理事
ミヒャエル・ロイター (フランクフルト・アム・マイン)

キーラー・フォルクスバンクeG常務会理事
カロライン・トフェル博士 (キール)

() 総会

総会は、一般的な農業経営方針とともに、農業および農村地域の発展に関して発行者に助言を与える。さらに総会は、公庫法に従って支援基金 (Förderungsfonds) の割り当てに関する決定を行う。総会は、発行者の事業活動に関する理事会の報告および監事会で可決された決議に関する監事会の報告を受ける。公庫法に従い、総会は毎年開催しなければならない。

総会は、発行者の土地賦課金の対象となる土地の所有者および賃借人を代表する28名で構成されている。ドイツ連邦州（Bundesländer）であるバーデン・ヴェルテンベルク、バイエルン自由州、ブランデンブルク、ヘッセ、メクレンブルク・ヴェスタン・ポメラニア、ロウアー・ザクセン、ノース・ライン・ヴェストファリア、ラインラント・パラティネート、ザクセン、ザクセン・アンハルト、シュレースウィヒ・ホルシュタインおよびチューリンゲン自由州の各州から総会に2名ずつ選出され、ベルリン、ブレーメン、ハンブルグおよびザールラント各州から1名ずつ選出される。

（ ）監督当局

連邦政府の開発銀行としての発行者における連邦政府の影響は、監事会における連邦政府（Bundesregierung）の代表者によるものである。監督当局大臣が副会長であり、監督当局および連邦財務省からの代表者が監事会の構成員である。

発行者は連邦財務省と連携して監督を行う監督当局の監視下におかれている。監督当局の法的機能は、発行者の業務が、農業および農村地域の発展における公益の追求を遵守するものであり、かつ公庫法に準拠したものであることを確実にする点にある。監督当局は、発行者の経営事項に関する情報、帳簿および記録を要求し、すべての監事会および総会に参加した上で、議案を提起し、発言する権限を有する。加えて、監督当局は、発行者の3つの管理機関すべての会議開催予定を決定し、また公益または連邦共和国の法律に反する決議の履行を阻む権限を有する。

2014年1月1日付のEU自己資本規制（以下「CRR」という。）は、自己資金、資本需要、所要流動性および大口エクスポージャー制限等の分野を規制している。かかる分野は、2014年1月1日より前は、ドイツ銀行法およびドイツ連邦金融監督当局（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht）（以下「BaFin」という。）の発行する規定により規制されていた。

2014年11月4日現在、発行者はその総資産価値により、大手金融機関に分類されている。そのため発行者は、単一監督制度（以下「SSM」という。）の枠組みの範囲内で、欧州中央銀行（以下「ECB」という。）により直接監督および規制されている。SSMに基づく監督は、ECBによって（国家当局としてのBaFinの支援を受けて）行われる。新たな役割として、ECBは、CRRに定める自己資金およびリスク管理規則等の特定の規定につき責任を負う。

（４）【業務の概況】

（１）業務および関係機関

（ ）概要

発行者は、連邦共和国の農業および食品業のための中央金融機関として設立された。発行者は、これらの分野の事業者への貸付業務に従事する金融機関に対して利付貸付けを行うことによりこの役割を果たしている。発行者は、公庫法に基づき、農業および食品業に従事する事業者に対して直接貸付けを行う権限も有しているが、他の金融機関への貸付けを通じた間接的な融資に重点を置くことを確立した方針としており、発行者の業務に占める直接貸付業務の比重は小さい。

発行者は、その資金が公共目的の推進のために使用されるようにするために、発行者から他の金融機関に提供される資金の最終的な借り手の部門を以下のものに限定している。

（イ）農林園芸水産業

この部門には、農業生産、林業、園芸、農業および水産業のすべての分野に従事している最終的な借り手が含まれている。また、農業、林業および水産業に使用される機械、肥料およびその他の物品の製造業および販売業等の関連事業ならびに農業および林業に密接な関係を有する商業およびサービス業（例えば、農産物、木材、家畜または農業用機械の取引業）に従事する借り手も含まれている。

（ロ）食品業

この部門に属する資格を有する最終的な借り手には、日用食品および高級食品に関する事業ならびに食品卸売業を含むあらゆる市場区分に属する食品の加工または販売に関する事業が含まれている。

(ハ) 再生可能エネルギー

この部門は、バイオマスを供給源とする電力、熱または燃料（バイオガス生産およびバイオマス燃料生産を含む。）の生産に関する事業を含む。この部門はまた、最終的な借り手が農業、林業、園芸、水産業または食品業界に緊密に関わっている場合、太陽光発電所または風力発電所への貸付けも行う。これは、市民の風力発電への関与もさらに含んでいる。

(二) 農村地域の開発

この部門は、主に農村地域の公共的設備の改善のための事業に対する貸付けを含む。この部門には、飲料水の処理および配給、ブロードバンド範囲、下水および廃棄物の処理、区画整理、環境保護、公共輸送、農村地域における住宅および雇用の創出および確保が含まれている。一般的に、貸付けを受けられる事業は、人口が50,000人未満の地域において行われるものでなければならない。

最終的な借り手に関する発行者の基本的な部門の中で、連邦共和国内で業務を行うすべての信用機関は、その法的形態および関係のいかなを問わず、発行者から特別支援貸付けを受ける資格を有する。さらに、発行者は他の欧州諸国の金融機関に対して記名式社債および約束手形を提供する資格を有する。発行者が金融機関に対して行う貸付けは、すべて当該金融機関の発行者に対する直接の債務となる。発行者は、いわゆる「パス・スルー」貸付け（「パス・スルー貸付け」とは、発行者が金融機関に貸付けた資金が最終的な借り手に転貸され、発行者が、当該金融機関に対してではなく、最終的な借り手に対して当該貸付けに係る債権を取得するような貸付けをいう。）を行わない。

発行者の貸付業務は、主として、自己の名義で、自己の計算により、発行者の公共目的の推進のために行われる。かかる公共目的の推進のために、発行者は、また、連邦共和国およびドイツ連邦州（Bundesländer）政府に代わって一定範囲の業務を行う。

() 発行者の自己勘定業務

発行者の自己勘定による貸付業務は、主として、連邦共和国の金融機関に対する貸付け（発行者の借り手の過半数は、連邦共和国の金融機関である。）、他の欧州諸国およびドイツ連邦州（Bundesländer）に所在する金融機関に対する貸付けである。

貸付ポートフォリオは、主として明確な支援目的および支援策のための特別支援貸付けならびに中長期の記名式社債および約束手形からなる。記名式社債および約束手形の借入条件は各金融機関との交渉で決定され、とりわけ、金融機関の信用力の評価および一般的な市場状況が反映される。発行者による特別支援貸付けは、民間のおよび公的な金融機関に対する担保付貸付けのみからなる。かかる中長期の特別貸付けは金融機関に対してなされ、当該金融機関は、農業関連政策をさらに発展させるために発行者により設定された貸付プログラムの1つに基づいた適格性を満たす最終的な借り手に貸付けを行う。かかる貸付けに適用される金利は、通常、最終的な借り手にとって市場で別途調達する場合より有利なものである。

連邦共和国外の機関に対する発行者の貸付けは、ほとんど記名式社債および約束手形のみである。対照的に、発行者の連邦共和国内の機関に対する貸付けには、記名式社債、約束手形および特別支援貸付けが含まれている。かかる貸付けに適用される金利は、一般的に発行者の資金コストに近いまたはわずかに下回るものである。

次の表は、発行者の新規の貸付約定の名目元本を示すものである。

（単位：百万ユーロ）

	12月31日に終了した年度			
	2014年	2015年	2016年	2017年
貸付約定（注1）	10,489	12,463	10,619	10,417

記名式社債および約束手形	2,002	3,192	2,278	2,520
特別支援貸付け	6,858	7,807	7,687	7,436
更新	1,629	1,464	654	461
有価証券	2,419	2,604	2,479	1,906
延長をした貸付金額の合計	12,908	15,067	13,098	12,323

(注1) 貸付約定は、当該期間中に約定された資金量を表し、これには将来の支出される金額が含まれるが、当該期間より前に締結された約定に基づき、当該期間中に支出された金額は含まれない。

次の表は、発行者の貸付ポートフォリオ中の特別支援貸付部分ならびに記名式社債および約束手形を示すものである。

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在			
	2014年	2015年	2016年	2017年
特別支援貸付け	36,893	40,147	41,859	44,388
記名式社債および約束手形	17,526	17,177	17,262	16,908
合 計	54,419	57,324	59,121	61,296

次の表は、表示された各年度の12月31日の償還日時点の発行者の貸付ポートフォリオの内訳を示すものである。

(単位：百万ユーロ)				
12月31日現在				
	2014年	2015年	2016年	2017年
金融機関に対する貸付け				
長期（５年以上）	19,447	21,446	22,846	23,400
中期（１年以上５年未満）	23,648	23,687	23,051	22,566
短期（１年未満）	6,525	7,067	7,353	8,641
直接貸付け				
長期（５年以上）	2,471	3,512	4,233	5,028
中期（１年以上５年未満）	1,480	1,251	1,329	1,148
短期（１年未満）	848	361	309	513
合 計	54,419	57,324	59,121	61,296

発行者の記名式社債および約束手形は、一般に金融機関に対して行われており、それらの金融機関の大半が連邦共和国国内またはドイツ連邦州（Bundesländer）に所在している。発行者の記名式社債および約束手形の期間は、通常10年までである。発行者は、一般に、かかる業務に関して、関連費用に予定利益を上乗せして、これらの貸付けに対する利率を決定する。利率を計算する上で算入される費用には、発行者の資金調達コストおよび人件費その他の費用が含まれる。実際の利率およびその適用の結果得られる利益は、借り手の信用力、貸付けの満期、発行者が有する特定の借り手の全ての信用リスク、（適用ある場合は）カントリー・リスク、市場要因その他の事由のために、予定されたものと異なることがある。記名式社債および約束手形の条件は各借り手との交渉により決定される。発行者は、借り手が、発行者により要求される基準を継続的に満たすことを確保するため、毎年約1,050の民間および公的金融機関の借り手の見直しを行っている。

特別支援貸付けは、満期はもっぱら中長期となっている。これらの貸付けは、発行者の監事会により規定された特定の政策目標を推進するために設計された特別なプログラムに基づいて推進される。さらに、発行者はその他の貸付プログラムを連邦共和国および複数のドイツ連邦州（Bundesländer）に代わって管理する。借り手は、これらのプログラムのいずれかの範囲内で資金調達をするには、条件を満たす必要がある。発行者の記名式社債および約束手形とは異なり、特別支援貸付けを行う場合、発行者は最終的な借り手の適格性を審査する。最終的な与信の決定は、最終的な借り手の銀行が行う。

以下の特別支援貸付けを通じて、発行者は、その支援目標を推進するため、特定の団体向けの貸付けについて金利を下げる。特別支援貸付けの仕組みにより、発行者は食料価値連鎖全体に沿った支援が可能となる。貸付けは一般的に1事業当たり年10百万ユーロに制限されている。

・農業、水産養殖および水産業への融資に係る特別支援貸付け枠

これらのプログラムに基づき、発行者は中長期の貸付けを、農場を賃借または所有するかにかかわらず、農産物または水産物を生産する個別の最終的な借り手に対して実行する。これらの貸付けは、新しい農業もしくは養殖漁業関連の機具および施設の購入もしくは最新化、新たな土地の購入または既存の農業経営もしくは漁業経営のために提供される。それらは、経営資源のために利用することも可能である。とりわけ低い金利が適用されるためには、（a）40歳以下であるかまたは（b）動物保護および消費者保護の改善のための施策に加え、エネルギーの効率化、有機農業への投資等、自然資源の保護に投資している必要がある。2017年12月31日に終了した年度に実行された特別支援貸付けを受けている新規事業の約27.6%はこの種類であった。

・農業関連事業への融資に係る特別支援貸付け枠

農業関連事業をさらに強化するため、発行者は、上流企業および下流企業に農業部門および食料産業の価値連鎖全体に沿った貸付けを提供する。慣習的な農業および採種ならびに乳製品加工および農産物の小売り等が、対象の受益団体となる。とりわけ低い金利に基づく貸付けは、省エネルギー、水質汚染管理、代替動力の利用または農産物の直接販売への投資を含む自然資源の保護のために提供される。2017年12月31日に終了した年度に実行された特別支援貸付けを受けている新規事業の約14.0%はこの種類であった。

・再生可能エネルギーへの融資に係る特別支援貸付け枠

農事または農業関連企業による再生可能なエネルギーへの投資は、本プログラムにより推進されている。これは、風力および水力ならびにエネルギー生産のための、バイオガス・プラントおよび熱電併給プラント等のバイオマスの利用を含む。また、これは、地域の居住者および農民による風力エネルギーへの投資も含む。2017年12月31日に終了した年度に実行された特別支援貸付けを受けている新規事業の約30.9%はこの種類であった。

・農村開発への融資に係る特別支援貸付け枠

これらのプログラムに基づき、発行者は中長期の貸付けを、（１）農業施設の保存および修復のために個人および民間組織に対して提供する。借入資金の用途は、農業施設の修復（既に農業活動には使用されていない場合であっても）、農村地域における文化的または娯楽活動の拡充に関連する施設の建設（ユース・センター等）および雇用の創出または維持に関連する活動に限定されている。貸付けはまた、（２）農村の地方政府および農村地域の企業に対し、インフラの改善事業のためにも付与される。借入資金の用途は、廃棄物処理施設の建設、道路工事、ブロードバンド・インフラの拡大、宿泊施設、公園、港、キャンプ場、地方のレストランおよび公共入浴施設の建設を通じた地域観光の振興、また地方政府のみデイ・ケア・センター、防火設備、診療所およびエネルギー供給施設等の地域公共設備の拡充等の地方インフラの改善に限定されている。2017年12月31日に終了した年度に実行された特別支援貸付けを受けている新規事業の約4.6%はこの種類であった。

・連邦共和国およびドイツ連邦州（Bundesländer）のための代行特別支援貸付け

ドイツ連邦州（Bundesländer）のさらなる協力に関しては、「第３ 発行者の概況 - 3 . 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合 - （４）業務の概況 - （１）業務および関係機関 - （ ）連邦共和国およびドイツ連邦州政府の代行業務」を参照のこと。これらのプログラムに基づく貸付けは、2017年12月31日に終了した年度に実行された特別支援貸付けを受けている新規事業の約22.9%を占めた。この大部分は、農村の発展に焦点を当てた連邦州（Bundesländer）の支援銀行との事業によって行われている。

最終的な借り手の申請書および適格性については発行者が審査するが、特別支援貸付けは、地方銀行または発行者の貸付プログラムの１つに基づいて潜在的適格借り手を識別するその他の金融機関により提供される。参加する金融仲介業者は、ドイツリスク調整済価格モデル（Risikogerechtes Zinssystem、RGZS）により設定され、最終的な借り手の信用格付けおよび／または提供される担保の価値に応じて、現在年利1.00%から年利7.40%である固定金利マージンを得る。特別支援貸付けの満期は４年から20年超である。通常金利は、10年後に発行者により調整が可能である。記名式社債および約束手形と異なり、特別支援貸付けは原資となる貸付けの譲渡ならびに発行者に対する担保または抵当権の設定により保証されている。

() 連邦共和国およびドイツ連邦州政府の代行業務

発行者は、公庫法に基づき、基本準備金および保証準備金への組入れ後、純収益の少なくとも半分を特別目的基金（Zweckvermögen）に割当てなければならない。特別目的基金は1952年3月25日付農業障害除去法（Gesetz zur Abwicklung der landwirtschaftlichen Entschuldung）に従って設立された。発行者は、受託者として、かかる基金を連邦共和国のために管理する。発行者は、連邦食料・農業省大臣からの指示に従い、この基金から貸付けを行うかまたは付与する。これらの貸付けは、農業部門の革新的な研究開発プロジェクトのために行われる。

残りの純収益のうち、50%までは支援基金（Förderungsfonds）に割り当てられ、その分配額は総会で決定される。

発行者はまた、その他のスポンサー付貸付プログラムの管理に関して、他のドイツ連邦州（Bundesländer）および連邦共和国の代行を務めている。発行者は、複数のドイツ連邦州（Bundesländer）の利子補給商品を提供している。例えば、1991年以来、発行者はチューリンゲン自由州の貸付支援活動を運営してきた。発行者は、ヘッセ州およびチューリンゲン自由州の農業部門のための投資支援プログラム（Agrarinvestitionsförderungsprogramm, AFP）に関して不履行保証を発行している。かかる目的のため、発行者はこれらの連邦州（Bundesländer）から見返り保証を差し入れられている。さらに、発行者は、1973年に農業構造改善および海岸保全のための共同プロジェクト（Gemeinschaftsaufgabe “Verbesserung der Agrarstruktur und des Küstenschutzes”）が実施される前に認可された、再定住、老朽化農舎の保全措置、および土地の購入の資金調達のための、連邦政府（Bundesregierung）に対する貸付けの管理も継続している。財政危機および農業製品の低価格のため、連邦政府（Bundesregierung）は、連邦州（Bundesländer）および発行者と共同で、流動性を提供するために農業企業向けの貸付プログラムを設定した。これらのプログラムは、農家をより低い金利により支援するため、連邦および州の補助金を含む。対応する特別支援貸付けの貸付額は「農業向け特別支援貸付け」に示される。農村の地方政府のインフラ投資のための発行者の特別支援貸付プログラムに加えて、発行者は、連邦州（Bundesländer）の支援銀行に対してグローバル・ローンの貸付けを行うことで、農村開発も推進している。

() 貸倒引当金および貸倒損失

発行者の貸付けの大部分は、銀行その他の金融機関に対して行われる。その結果、発行者は、一般にその業務の遂行上、大きな貸倒損失を被らない。それにもかかわらず、上記「第3 発行者の概況 - 3 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合 - (2) 資本構成」に記載の一般銀行業務リスク補填基金を、必要に応じて貸倒損失に対する引当金として使用することができる。

上記に鑑みて、発行者は、貸倒損失のための引当金は十分であると考えている。

() 資金調達

(イ) 概要

発行者は、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）に加盟している国に所在する相手からインターバンク市場で、コマーシャル・ペーパーの発行および公開市場における取引への参加および欧州中央銀行制度（以下「ESCB」という。）によるスタンディング・ファシリティーを通じて資金を調達する。発行者は、ローン、記名式中長期債券、無記名式中長期債券、約束手形ならびにその他の種類の短期および長期の資金調達目的の債券を継続的に発行している。

(ロ) 発行者の自己勘定業務のための資金調達

発行者はインターバンク市場において積極的な参加者である。借入れはOECD加盟国に所在する銀行に限定されている。満期は、オーバーナイトの資金から12か月物までである。さらに、発行者はその20十億ユーロ建コマーシャル・ペーパー・プログラムに基づき短期の資金を調達する。発行者は、かかる発行プログラムにより、割引、複利または指標ベースで、期間を1日から364日とする債券を発行することができ、これらは主に国際機関投資家に対して募集が行われる。

公開市場における取引への参加およびESCBによるスタンディング・ファシリティにより、発行者は、短期の流動性を管理するさまざまな商品を追加的に取り扱える。発行者は、主要借換取引、長期借換取引もしくは微調整取引に参加することにより、または限界貸付制度に基づきオーバーナイトの資金を借り入れることにより短期の資金を調達することができる。発行者のこれらの資金の利用は、ドイツ連邦銀行(Deutsche Bundesbank)に保有するその口座の利用可能な担保の借入価値により制限されている。

発行者はまた、国際資本市場において、様々な証券発行プログラムおよび様々な種類の無担保ノートおよび債券の単独発行を通じて資金を調達している。この発行プログラムには、60十億ユーロのユーロ建ミディアム・ターム・ノート・プログラムおよび15十億オーストラリア・ドルのオーストラリア・ドル建ドメスティック・ミディアム・ターム・ノート・プログラムが含まれている。発行者は、日本における売出し(Uridashis)の発行登録ならびに米国における債務証券の発行登録も行っている。発行者の資金調達手段は、この他、約束手形の発行および国際貸付けがある。

国際資本市場は、発行者にとり、引き続き最も重要な資金調達の市場となっている。2017年12月31日に終了した年度に、発行者は9.6十億ユーロ相当のユーロ建ミディアム・ターム・ノート、1.2十億ユーロ相当のオーストラリア・ドル建ミディアム・ターム・ノートおよび約1.1十億ユーロ相当のSECに登録された債券を発行した。発行者は、かかる発行に関連し、その通貨および金利のエクスポージャーをヘッジするため、デリバティブ金融商品を利用する。

次の表は、国内外の資本市場に関し表示された、各年度の発行者の資金源および商品の種類別の分類を示すものである。発行者は、海外資本市場において発行されたほとんどすべての商品が無記名式債券(Inhaberschuldverschreibungen)として分類している。

(単位: 百万ユーロ)

	12月31日に終了した年度			
	2014年	2015年	2016年	2017年
国際貸付け / 約束手形	2,401.4	2,579.1	2,278.6	2,014.1
国内債券(注1)	3,803.7	3,511.1	3,516.6	3,576.7
国際債券(注2)	65,723.3	67,215.7	69,957.1	76,719.6
合 計	71,928.4	73,305.9	75,752.3	82,310.4

(注1) 国内市場で発行された記名式債券。

(注2) ユーロ建てミディアム・ターム・ノート・プログラムおよびオーストラリア・ドル建国内ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づいて発行および売り出された無記名式債券(Inhaberschuldverschreibungen)および記名式債券ならびにSECに提出された発行登録書に基づき発行および売り出された記名式債券。

() LRB

2017年12月31日現在、発行者は、LRB、DSVおよびゲトライデ・インポルト・ゲゼルシャフト・mbH、フランクフルト・アム・マイン(Getreide-Import-Gesellschaft mbH, Frankfurt am Main)(以下「GIG」という。)の3社の関連会社の株式を有する。

LRBは、DSVおよびGIGの株式を保有する持株会社である。発行者は、LRBの発行済資本の100%を保有している。2017年12月31日現在、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch, HGB）に従って作成された年間財務諸表によると、LRBの資産総額は89.6百万ユーロである。DSVおよびGIGは、元従業員に対する年金支払を確保するための自己資金の管理のみ行う。LRBは、DSVおよびGIGの発行済資本の100%を保有している。2017年12月31日現在、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch, HGB）に従って作成された年間財務諸表によると、DSVの資産総額は15.1百万ユーロ、GIGの資産総額は3.1百万ユーロである。

（２）重要な協約

該当なし

（３）本邦との関係

該当なし

(5) 【経理の状況】

(1) 会計および監査手続

発行者の年次財務諸表および年次管理報告書は、連邦共和国の法律および発行者の定款に従って、理事会により作成され、連邦食料・農業省大臣および連邦財務大臣の承諾を得て監事会により選任される監査人に対して監査のために提出されなければならない。この義務に従って、発行者の年次財務諸表は、2016年12月31日に終了した年度および2017年12月31日に終了した年度について、ケーピーエムジーAGヴィルトシャフツプリューフングスゲゼルシャフトにより監査された。理事会は、定款に基づき、監査報告書を受領した後直ちに、監事会に対して、その承認を受けるために、年次財務諸表等、年次管理報告書等および監査報告書を提出しなければならない。監事会は、年次財務諸表を採択する。さらに、年次財務諸表等、年次管理報告書等および監査報告書は監督上の理由によりEZB、BaFinおよびドイツ連邦中央銀行（Deutsche Bundesbank）に提出しなければならない。

発行者の財務諸表は、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch, HGB）ならびに銀行および金融機関に関するドイツ会計基準（Verordnung über die Rechnungslegung der Kreditinstitute und Finanzdienstleistungsinstitute, RechKredV）に従って作成されている。発行者の任意の連結財務諸表は作成されていない。

(2) 財務諸表

発行者の、2016年12月31日に終了した国際財務報告基準（IFRS）に基づき作成された連結年次財務諸表（包括利益の連結計算書、連結貸借対照表、連結資本変動書、連結キャッシュフロー計算書および連結財務諸表の注記ならびに連結管理報告書を含む。）および2017年12月31日に終了したHGBに基づき作成された年次財務諸表（包括利益の計算書、貸借対照表、資本変動書、キャッシュフロー計算書および財務諸表の注記ならびに管理報告書を含む。）は、以下のとおりである。

包括利益の連結計算書
自 2016年1月1日 至 2016年12月31日

		自 2016年1月1日 至 2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	自 2015年1月1日 至 2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)
1) 損益計算書	注記		
利息収益		3,567.3	3,734.4
支払利息		3,233.9	3,403.4
利息純収益	25	333.4	331.0
貸倒引当金 / 支援拠出金	26	20.6	18.6
うち支援拠出金の追加分		89.3	82.1
うち支援拠出金の利用分		70.2	67.3
貸倒引当金控除後利息純収益 / 支援金拠出後利息純収益		312.8	312.4
手数料収益		0.1	0.2
支払手数料		2.3	2.4
手数料純収益	27	-2.2	-2.2
管理費	28	67.3	65.0
その他の収支	29	-3.0	-4.4
公正価値およびヘッジ会計による純損益	30	-235.0	204.9
所得税	31	-1.2	-2.6
グループの純収益		4.1	443.1
2) その他の包括利益			
特定の状況下において後に損益に再分類可能な項目：			
売買可能商品による純損益	53	11.4	-56.5
損益に再分類されない項目：			
年金債務による数理損益	50	-7.6	5.7
その他の包括利益		3.8	-50.8
3) グループの包括利益合計		7.9	392.3

参考：配当可能利益の調整

	自 2016年1月1日 至 2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	自 2015年1月1日 至 2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)
グループの純収益	4.1	443.1
利益剰余金からの戻入れ		
a) 公庫法第2条(3)に定める保証準備金からの戻入れ	21.6	23.1
b) その他利益剰余金からの戻入れ	54.9	0.0
利益剰余金への割当		
a) 公庫法第2条(2)に定める基本準備金への割当	65.8	65.9
b) その他利益剰余金への割当	0.0	386.0
配当可能利益	14.8	14.3

連結貸借対照表
(2016年12月31日現在)

資 産	注記	2016年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)
現金および中央銀行口座残高	34	6.7	21.2
対銀行貸出金	35	57,511.0	55,457.2
うち支援拠出金	37	-356.8	-343.7
対顧客貸出金	36	7,496.8	6,380.9
うち支援拠出金	37	0.0	0.0
ポートフォリオヘッジにおけるヘッジ対象項目の公正価値の変動	38	1,258.6	1,298.8
デリバティブ金融商品のポジティブ評価額	39	6,549.5	7,238.9
金融投資	40	19,254.6	19,912.2
投資不動産	41	13.9	14.4
固定資産	42	22.3	22.6
無形固定資産	43	11.6	12.9
当期所得税資産	44	0.2	1.2
その他の資産	45	2,920.6	2,932.3
資産合計		95,045.8	93,292.6
負債および資本	注記	2016年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)
対銀行債務	46	2,448.5	2,829.3
対顧客債務	47	4,189.0	4,408.3
証券化債務	48	73,831.8	71,544.9
デリバティブ金融商品のネガティブ評価額	49	7,333.1	7,152.9
引当金	50	172.8	161.1
劣後債務	51	740.7	729.4
その他の債務	52	2,650.4	2,780.8
資本	53	3,679.5	3,685.9
基本資本金		135.0	135.0
利益剰余金		3,464.2	3,474.9
再評価積立金		65.5	61.7
配当可能利益		14.8	14.3
負債および資本合計		95,045.8	93,292.6

連結資本変動書

(単位：百万ユーロ)	基本資本金	利益剰余金	再評価積立金	分配可能な利益	資本合計
2016年1月1日現在	135.0	3,474.9	61.7	14.3	3,685.9
グループの純収益		-10.7		14.8	4.1
売買可能商品による未実現損益			11.4		11.4
年金債務による数理損益			-7.6		-7.6
グループの包括利益合計	0.0	-10.7	3.8	14.8	7.9
配当可能利益の処分				-14.3	-14.3
2016年12月31日現在	135.0	3,464.2	65.5	14.8	3,679.5

(単位：百万ユーロ)	基本資本金	利益剰余金	再評価積立金	分配可能な利益	資本合計
2015年1月1日現在	135.0	3,046.1	112.5	13.8	3,307.4
グループの純収益		428.8		14.3	443.1
売買可能商品による未実現損益			-56.5		-56.5
年金債務による数理損益			5.7		5.7
グループの包括利益合計	0.0	428.8	-50.8	14.3	392.3
配当可能利益の処分				-13.8	-13.8
2015年12月31日現在	135.0	3,474.9	61.7	14.3	3,685.9

連結キャッシュフロー計算書

	注記	2016年 (単位：百万ユーロ)	2015年 (単位：百万ユーロ)
グループの純収益		4.1	443.1
グループの純収益中の非現金項目および営業活動によるキャッシュフローに一致させるための調整			
無形固定資産、固定資産および投資不動産の減価償却費および引当金	28	7.0	6.2
貸倒引当金 / 支援拠出金	26	15.7	16.7
引当金への追加 / 引当金の戻入	50	27.9	12.3
固定資産処分益 / 処分損		0.1	0.1
その他の非現金項目の変動		0.0	0.2
公正価値およびヘッジ会計による純損益	30	240.0	-201.9
利息純収益	25	-333.4	-331.0
小 計		-38.6	-54.3
非現金項目調整後における資産および負債の変動			
対銀行貸出金	35	-2,063.7	-4,068.0
対顧客貸出金	36	-1,115.5	-851.6
デリバティブ金融商品のポジティブ評価額	39	689.4	-1,280.5
金融投資	40	225.4	8.6
その他の資産		52.9	-63.6
対銀行債務	46	-380.8	644.6
対顧客債務	47	-219.3	-546.4
証券化債務	48	2,286.9	2,366.1
デリバティブ金融商品のネガティブ評価額	49	180.2	342.3
その他の債務		-137.7	1,201.3
受取利息	25	3,560.4	3,727.8
受取配当金	25	6.9	6.6
支払利息	25	-3,233.9	-3,403.4
評価調整		-240.0	201.9
営業活動によるキャッシュフロー		-427.4	-1,768.6
以下の払戻し / 処分による収入			
金融投資	40	3,372.6	5,260.7
固定資産	42	0.2	0.1
以下の購入のための支払			
金融投資	40	-2,940.3	-3,480.3
無形固定資産および固定資産	42,43	-5.3	-5.9
投資活動によるキャッシュフロー		427.2	1,774.6
劣後債務	51	0.0	0.0
公庫法第9条に定める配当可能利益の処分		-14.3	-13.8
財務活動によるキャッシュフロー		-14.3	-13.8
期首現在現金および現金同等物		21.2	29.0
営業活動によるキャッシュフロー		-427.4	-1,768.6
投資活動によるキャッシュフロー		427.2	1,774.6
財務活動によるキャッシュフロー		-14.3	-13.8
期末現在現金および現金同等物		6.7	21.2

連結キャッシュフロー計算書は、2016年度および2015年度における、営業、投資および財務活動による現金および現金同等物の変動を示している。現金および現金同等物は、連結貸借対照表に報告される現金および中央銀行口座残高に対応する。

営業活動によるキャッシュフローは、間接法を用いて算出されている。かかる方法に基づき、グループの純収益は、減価償却費、分割償却費、測定損益および引当金への追加または戻入れ等の非現金項目について調整される。グループの調整後純収益は営業活動に起因する資産および負債のうち現金に関する変動についてさらに調整される。支払利息および受取利息は、配当金と併せて、営業活動によるキャッシュフローとして分類される。投資活動および財務活動によるキャッシュフローは、財務会計に直接由来している。

グループの流動性管理は、発行者に集中している。IAS第7号に従って作成されている連結キャッシュフロー計算書の流動性ポジションの指標としての情報有益性は限られている。グループの流動性管理に関する詳細については、連結管理報告書に記載の情報を参照のこと。

連結財務諸表注記

会計原則

発行者の連結財務諸表は、HGB第315a条(1)項に従い、また2016年度に関してEUにより採択されたすべてのIFRSおよびHGB第315a条(1)項に基づき適用される追加要件に従い、任意で作成された(注)。これらは、2002年7月19日の欧州議会および欧州理事会の規則第1606/2002号ならびにIFRSをEU法に組み込んでいる規則に基づいている。IFRSは、IFRSと称される個々の基準および国際会計基準(IAS)ならびに国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)および解釈指針委員会(SIC)の発行する解釈指針を包含するものである。

(注) HGB第290条(5)項および第296条(2)項に規定される免責を考慮すると、発行者は、ドイツ商法に基づき連結財務諸表を作成することを法律によって義務付けられてはいない。そのため、HGB第315a条に従い、発行者には、IFRSに基づく連結財務諸表を作成する義務もない。したがって、発行者の連結財務諸表は任意で作成されるものである。

かかる任意の連結財務諸表(以下「連結財務諸表」という。)は、包括利益の連結計算書、連結貸借対照表、連結資本変動書、連結キャッシュフロー計算書および連結財務諸表の注記で構成される。さらに、グループ管理報告書および発行者の管理報告書からなる連結管理報告書が作成された。連結財務諸表および連結管理報告書は、発行者の理事会により作成されている。連結財務諸表および連結管理報告書は、2017年4月6日に監査役会に承認された後、発行が許可される。

表示通貨はユーロである。別段の記載がない限り、連結財務諸表に表示される数値は百万ユーロ以下が四捨五入される。四捨五入により、数値は、与えられる合計値と正確に一致しない可能性がある。しかし、このことは本書の品質に影響を及ぼさない。決算年度は暦年と一致している。

IFRS第7.31号から第7.42号に基づく、金融商品から生じる信用リスク、流動性リスクおよび市場リスクの定性的開示は、連結管理報告書に表示されている。

ドイツ銀行法(Kreditwesengesetz - KWG)第26a条に基づく国別報告書に関する開示義務の拡大については、注記62に示される。

新たなまたは修正された基準および解釈の適用

現在適用されているIFRS

2016年度において、下記の基準および解釈は初度適用が義務付けられた。

IFRS第14号 規制繰延勘定

この基準は、IFRSへの移行に際し、料金規制会社が規制繰延勘定に現地のGAAPを適用し続けることを認めている。

欧州委員会は、この暫定基準を採用せず、IASBによる規制繰延勘定の会計に関する規則の確定を待つことを決定した。

IFRS第11号の改訂：ジョイント・オペレーションに対する持分の取得の会計処理

この基準は、ジョイント・オペレーションの活動はIFRS第3号に定義されるとおり事業を構成し、ジョイント・オペレーションにおいて取得された持分は、一般的にIFRS第3号のすべての規定の対象となることを明確にしている。

この改訂は、発行者の連結財務諸表には影響を及ぼさない。

IAS第16号およびIAS第38号の改訂：減価償却の許容される方法の明確化

これらの基準は、不動産、施設および設備または無形固定資産の減価償却費の算出に関して、収益に基づく方法が消費を表すのに適切ではないと考えられることを明確にしている。改訂後の規定においては、無形固定資産は、特定の状況下においてのみ、収益に基づく方法で減価償却される。

この改訂は、発行者の連結財務諸表には影響を及ぼさない。

IAS第16号およびIAS第41号の改訂：農業 - 果実生成型の植物

これらの基準は、ブドウのような果実生成型の植物が、一定の基準を満たす場合、不動産、施設および設備として計上されることを認めている。

この改訂は、発行者の連結財務諸表には影響を及ぼさない。

IAS第27号の改訂：個別財務諸表における持分法

この基準は、個別財務諸表における子会社、合併会社および関連会社への投資に関し、報告主体がIFRSに準拠してこれらの計算書を作成する場合、追加的な会計オプションとしての持分法の適用を可能にしている。

この改訂は、発行者の連結財務諸表には影響を及ぼさない。

IFRS第10号およびIAS第28号の改訂：投資者と関連会社または合併会社との間の資産の売却または拠出

この改訂は、関連会社または合併会社との取引の場合、認識される損益の額は、資産の売却または拠出が事業を構成するか否かという事実に基づいてすることを明確にしている。

これらの改訂の効力発生日は無期限に延期されている。現行の基準に基づくと、これらの改訂は、発行者の連結財務諸表には影響を及ぼさない見込みである。

IFRSの年次改善（2012 - 2014年サイクル）

年次改善計画により、4つの基準が改訂された。その目的は、個々のIFRSの文言を変更することで、既存のIFRSを明確化することにある。この改訂は、IFRS第5号、IFRS第7号、IAS第19号およびIAS第34号に関するものである。

IFRSの年次改善（2012 - 2014年サイクル）の初度適用により、発行者の連結財務諸表に変更は生じない。

IAS第1号の改訂：開示イニシアティブ

この改訂は、開示義務の重要性の評価ならびに表示上および構造上の問題を明確にしている。

改訂後の規定は、発行者の連結財務諸表には影響を及ぼさない。

IFRS第10号、IFRS第12号およびIFRS第28号の改訂：投資企業 - 連結の例外の適用

この改訂は、IFRS第10号に基づく連結子会社に対する要件およびIFRS第12号に基づく対応する開示義務に関する例外の適用を明確にしている。これらは、本基準で定義される投資企業の基準を満たす親会社に適用される。

この改訂は、発行者の連結財務諸表には影響を及ぼさない。

IAS第19号の改訂 - 確定給付制度：従業員拠出およびIFRSの年次改善（2010 - 2012年サイクル）は、2015年に既に適用されていた。このことは、発行者の連結財務諸表には影響を及ぼさなかった。

将来的に適用される IFRS

下記のIFRSの公表事項は、報告日現在において効力発生していない。別段の記載がない限り、関連するIFRSは既にEUにより承認済みである。関連規定は、発行者の連結財務諸表には早期適用されない。

IAS第12号の改訂：未実現損失に関する繰延税金資産の認識

IAS第12号の改訂は、未実現損失による一時的差異に対する繰延税金資産の認識について明確化している。

この改訂は、2017年度の初度適用が義務付けられている。発行者は親会社としての税金を免除されているため、これらの改訂は、発行者の連結財務諸表に重大な影響を及ぼさない見込みである。この改訂は、まだEUにより承認されていない。

IAS第7号の改訂：開示イニシアティブ

この基準は、キャッシュフロー計算書に関する既存の開示義務を補完するものである。その目的は、企業の財務活動により生じた負債の変動の透明性を向上させることにある。

この改訂は、2017年度の初度適用が義務付けられており、発行者の連結財務諸表に重大な影響を及ぼさない見込みである。この改訂は、まだEUにより承認されていない。

IFRS第9号 金融商品

この基準は、金融商品の会計に関する手引きを提供しており、IAS第39号の大部分を代替している。将来的に、金融資産は、契約上のキャッシュフロー特性およびビジネスモデル（これに基づき金融資産は保有される。）に従って分類および測定される。関連するカテゴリー、とりわけ事後測定はこれらの要因に基づき決定される。IFRS第9号に従い、金融資産は、償却原価で測定されるもの、損益を通じて公正価値により測定されるものおよびその他の包括利益を通じて公正価値により測定されるものの3つのカテゴリーに分けられる。

今後は、損失引当金は既に発生した損失に制限されず、予想損失も含まれることとなる。認識されたヘッジ関係の表示も、IFRS第9号に基づく新たな規制の対象となり、より一層リスク管理に基づく。

マクロ・ヘッジ会計計画は、基準設定者により未だ確定されていない。そのため、IFRS第9号を初度適用する際に、グループは、IFRS第9号の代わりにIAS第39号のヘッジ会計要件を適用し続けるという会計方針を選択することができる。発行者は当該計画の完了を待ち、このオプションを利用している。

欧州委員会は、IFRS第9号「金融商品」をEU法に取り入れることを決定し、当該承認は2016年第4四半期に発効した。この基準は、2018年度の初度適用が義務付けられている。

2017年に予定される新たな基準の実施計画に備えて、2016年度に第1段階（分類および測定）および第2段階（減損）についての包括的な予備的分析が行われた。

長期保有戦略により、発行者は、関連する商品のビジネスモデルは一貫して「保有目的」として定義されると予想している。貸付業務および証券業務における債券の予備的分析によると、ほとんどすべての事例についてキャッシュフロー基準は満たされている。現在の情報に基づく、「保有目的」のビジネスモデルおよびキャッシュフロー基準の充足が組み合わさった結果、債券ポートフォリオの大部分は償却原価で分類される。必要なまたは任意の再分類により、公正価値およびヘッジ会計による純損益ならびに再評価積立金に対応する影響が及ぶ見込みである。予備的分析が完了しても、正確な計算書を作成することはできず、また、測定クラスの変更による影響を数値化することもできない。

IFRS第9号に従い、貸倒引当金については、発生した損失および予想損失の両方を考慮しなくてはならない。新たな基準は、予想損失の決定に関する予想貸倒損失モデル（ECLモデル）の利用について規定している。ECLモデルは、後に償却原価またはその他の包括利益を通じた公正価値によって測定される債券に適用される。

貸倒引当金は、今後12か月以内に生じる予想損失（12か月ECL）と同額または金融商品の残存期間にわたって生じる予想損失（ライフタイムECL）と同額で測定される。当初認識時から信用リスクが著しく増加した場合には、ライフタイムECLを適用しなければならない。IFRS第9号は、信用リスクの著しい増加の判定およびそれに付随するECLモデルに関連する債券の分類について、企業が簡便法を用いることを認めている。かかる簡便法の1つに、報告日現在で信用リスクが低い債券に係る12か月ECLの一括認識（低い信用リスクに係る免除）がある。発行者は、その信用ポートフォリオの構成により、さらに他の簡便法も利用している。

ECLモデルの適用について重要な点は、将来に関する情報を十分に考慮している点である。このことは、とりわけ、債務不履行確率の決定および適用に関連している。

予備的分析の枠組みの範囲内で、実行可能な技術的実装法について、ECLモデルの主要な技術面が設計および検討されている。予備的分析には、ECLモデルの基礎として必要なデータを決定することとは別に、IFRS第9号に基づき認められる簡便法を適用する可能性も含まれていた。予備的分析のもう1つの効果は、新たな基準の潜在的な影響を見積もり、規制上の報告要件に準拠するために、ECLモデルを原型的に決定することである。発行者は、現行の枠組みに基づく、新たな基準は貸倒引当金の金額に重大な影響を及ぼさないと予想している。

技術設計に加え、予備的分析の主要な結果の1つに、当初適用までの間、第1段階および第2段階の実施の基礎となる簡易なITモデルがある。

実施計画の一環として、予備的分析により収集された調査結果について、分類に関する検証が必要である。かかる結果はまた、新規事業に係るデータにより補完されなければならない。さらに、その他の包括利益を通じた公正価値で株式商品を測定するオプションが適用される範囲が決定されなければならない。

発行者は、公正価値オプションを、会計上の不均衡による債券にのみ適用する。したがって、グループが公正価値オプションを利用し続けるか撤廃するかは決定は、実施計画との関連において下されなければならない。さらに、グループは、新規事業を分類するプロセスの実施、グループマニュアルおよびすべての内部調書の更新ならびに規制上の要件の実施を計画している。

これには、関連する所定の測定と併せた移行日現在における分類に連動する分類要件のIT独自の実装ならびに減損の決定に関するIT独自の実装が伴う。かかる実装は2017年に行われる。

IFRS第15号 顧客との契約から生じる収益

この基準には、収益認識に関する新たな規制が含まれており、IAS第18号「収益」およびIAS第11号「工事契約」ならびにいくつかの関連する解釈を代替している。

IFRS第15号は、商品の販売またはサービスの提供に関する顧客との契約に適用される。とりわけ金融商品およびリースに関しては例外が適用された。

この基準は、2018年度の初度適用が義務付けられている。発行者は、銀行の重要な収益は、他の基準（IFRS第9号およびIFRS第16号）の適用範囲内である顧客との契約から生じているため、この基準は影響を及ぼさないと予想している。発行者の銀行業務以外の収益はわずかであった。

IFRS第2号の改訂：株式報酬取引の分類および測定

この改訂は、株式報酬取引の分類および測定について明確化し、とりわけ業績条件を伴う現金決済型の株式報酬取引の会計、純額決済の要素を有する株式報酬取引の分類および株式報酬取引の修正に係る会計に影響を与えている。

この改訂は、2018年度の初度適用が義務付けられており、発行者の連結財務諸表には影響を及ぼさない見込みである。この改訂は、まだEUにより承認されていない。

IFRS第4号の改訂：IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」との適用

この改訂は、とりわけ保険関連事業を主とする企業に関して、IFRS第9号とIFRS第4号に代わる新基準の発効日の違いによる影響を軽減することを目指している。

この改訂は、2018年度の初度適用が義務付けられているが、発行者の連結財務諸表には関係しない。この改訂は、まだEUにより承認されていない。

IFRS第15号の改訂：IFRS第15号の明確化

この改訂は、IFRS第15号の様々な要件だけでなく、新たな基準への移行に関するその他の簡便法についても明確化している。改訂された基準には、かかる明確化に加えて、企業が新たな基準を初度適用する際の費用および複雑性を軽減するための2つの新たな簡便法が含まれている。

この改訂は、2018年度の初度適用が義務付けられており、発行者の連結財務諸表には影響を及ぼさない見込みである。この改訂は、まだEUにより承認されていない。

IFRS基準の年次改善（2014 - 2016年サイクル）

IFRS基準の年次改善（2014 - 2016年サイクル）による改訂は、2017年度（IFRS第12号の改訂）および2018年度（IFRS第1号およびIAS第28号の改訂）の初度適用が義務付けられている。

この改訂は、発行者の連結財務諸表には影響を及ぼさない見込みであり、まだEUにより承認されていない。

IAS第40号の改訂：投資不動産の振替

この改訂は、投資不動産へのまたは投資不動産からの振替に関する要件を明確化することを企図している。

この改訂は、2018年度の初度適用が義務付けられており、発行者の連結財務諸表には影響を及ぼさない見込みである。この改訂は、まだEUにより承認されていない。

IFRIC第22号 外貨建取引と前渡・前受対価

この解釈は、外貨建の前渡・前受対価の受領または支払を含む取引の会計を明確化している。

この改訂は、2018年度の初度適用が義務付けられている。現在の情報に基づくと、これらの改訂の初度適用は、発行者の連結財務諸表に重大な影響を及ぼさない見込みである。この改訂は、まだEUにより承認されていない。

IFRS第16号 リース

この基準は、リースの認識について規定している。IFRS第16号は、以前適用されていたIAS第17号およびリースに関する3つの解釈を代替するものである。

この基準は、単一の賃借人の会計モデルを導入している。この基準は、リース期間が12か月以下である場合または原資産が少額である場合（これらの場合は認識が任意となる。）を除き、すべてのリースの資産および負債を認識することを賃借人に義務付けている。賃借人は、引き続きリースをオペレーティング・リースまたはファイナンス・リースに分類する。

この改訂は、2019年度の初度適用が義務付けられている。銀行のリース契約は短期的であり、かつ既存のリース債務には重要性がないため、この改訂は、発行者の連結財務諸表には影響を及ぼさない見込みである。この改訂は、まだEUにより承認されていない。

会計方針

（１）一般的な開示

グループの会計方針は、継続事業の公準に基づいている。IFRS第10号第19項に従い、グループは、統一会計方針を用いて連結財務諸表を作成している。別段の記載がない限り、表示された決算期間に関して、これらの方針が一貫して適用されている。連結会社の年間財務諸表は、発行者の連結財務諸表の報告日現在で作成されている。

連結財務諸表に含まれる項目の測定は、公正価値および（償却）原価に基づいている。収益および費用は、認識され、それらが得られたまたは発生した期間において、発生主義会計に基づいて報告される。金融商品の場合、偶発的に支払われる利息構成要素（例えば、割増および割引ならびにデリバティブのための前／後払金）だけではなく、取引に直接的に起因する費用（例えば、手数料）も、損益を通じて実効利率法に基づく該当金融商品の期間にわたり償却され、それぞれの貸借対照表項目に対して直接相殺される。プロ・ラタ利息は、原資である金融商品が認識される貸借対照表項目において報告される。

（２）会計予測および判断

連結財務諸表において報告される資産、負債、収益および費用を決定するために、関連する財務報告基準に従って予測および仮定が立てられる。これらは、過去の実績ならびに将来の事情に関する計画および予想などの要因に基づく。当該判断は、継続的に検証される。これらは変更されることがあり、財政状態および営業業績に重大な影響を及ぼす可能性がある。

とりわけ予測は、以下に著しい影響を及ぼす。

- ・資産の回収可能性の評価
- ・貸倒引当金の決定
- ・特に信用評価調整（ポジティブ評価額を持つデリバティブの純エクスポージャー）および負債評価調整（ネガティブ評価額を持つデリバティブの純エクスポージャー）を考慮した金融商品の公正価値の決定
- ・年金債務およびその他の引当金の計算

当該予測が重要である限り、立てられた仮定は関連する会計方針の項において詳細が説明される。

使用可能な会計オプションに関する判断については、該当セクションに記載されている。

（３）連結範囲

2016年度の発行者の連結財務諸表には、グループの親会社としての発行者ならびに2つの子会社、LRBおよびDSVが含まれる。発行者の持分権の詳細な一覧は、注記65に記載されている。

2つの会社（GiGおよびDGL）は、グループの財政状態および営業業績を評価する上での重要性が少ないため、それぞれ子会社または関連会社として連結財務諸表には含まれていない。これらの会社に対して保有される持分は、金融投資として報告さ

れる。これら2社の財務諸表のデータによると、グループの資産総額ならびに公正価値およびヘッジ会計による純損益控除前の業績に占めるこれら2社の株式の割合は、それぞれ0.1%未満であった。このデータは、GiGについては2016年12月31日に終了した年度における財務諸表に、DGLについては2015年12月31日に終了した年度における財務諸表に基づく。2016年度のDGLデータは入手不能であったが、おそらく前年度から大きく変動していない見込みである。

関連会社および連結会社についてのさらなる情報は、注記65に記載されている。

(4) 連結方針

子会社の連結は、IFRS第10号第B86項に基づいている。グループ内の金融取引およびサービス取引により生じる費用、収益ならびに会社間の損益のようなグループ内の債権および負債は、連結除外とされる。

(5) 金融商品

金融資産および金融負債は、発行者が金融商品の契約条項の当事者となった時点で当初認識される。

すべての金融資産および金融負債は、すべてのデリバティブ金融商品を含めて、IAS第39号に基づき貸借対照表において認識される。非デリバティブ金融商品の現物取引は決済日、デリバティブ商品の現物取引は取引日において認識される。

金融商品は、通常取引日の売買価格（仲値）と一致する公正価値にて測定される。金融資産および金融負債の事後測定は、IAS第39号に従った分類による。公正価値の決定の詳細については、注記6を参照のこと。

金融資産は、金融資産によるキャッシュフローに係る契約上の権利が失効した場合または第三者に譲渡され、金融資産に付随する実質的なリスクおよび利益の一切が保持されていない場合に認識が取り消される。金融負債は、消滅した場合に認識が取り消される。

金融商品のカテゴリー

損益を通じての公正価値による金融資産／金融負債

本カテゴリーは2つのサブ・カテゴリーにより構成される。

- ・ 売買目的で保有される金融資産または負債
- ・ 公正価値において指定された金融資産または負債

売買目的のサブ・カテゴリーは、すべてのデリバティブおよび短期間内に売却することを目的として得られたまたは発生した金融資産もしくは金融負債を含む。グループにおいては、これらは主契約から分離することが求められる組込デリバティブを含むデリバティブでのみ構成される。デリバティブは通常、既存のまたは予想される市場リスク（主に金利リスクおよび通貨リスク）をヘッジするためのみに用いられる。

特定の金融資産または金融負債は、当初の認識時に公正価値において指定され得る（公正価値オプション）。IAS第39号に従い、公正価値オプションは以下の場合においてのみ適用可能である。

- ・ その適用は、起こり得る会計上の不均衡を解消するかまたは減少させる
- ・ 金融資産および／または金融負債は、公正価値に基づいて管理されているポートフォリオの一部である
- ・ 金融資産または金融負債は主契約から分離することが求められる組込デリバティブを含む

金融資産または金融負債とデリバティブとの間に経済ヘッジ関係がある場合および制限的なヘッジ会計規定（注記7）が恒久的に適用できない場合、これらの金融資産および金融負債には公正価値オプションが選択される。公正価値オプションへの分類は、主として、オプション機能の付された外貨建ての商品または製品を含むヘッジ関係に適用される。その他の場合、これらの金融資産および金融負債は、損益外で認識される公正価値の変動と併せ、償却原価または公正価値によって測定され、一方、ヘッジ・デリバティブは損益を通じての公正価値によって測定されなければならない。この潜在的な会計の不一致は、公正価値オプションを適用することにより解消される。

損益を通じての公正価値による金融資産／金融負債に分類される金融資産または金融負債は、損益を通じての公正価値によって測定される。公正価値の変動による損益は公正価値およびヘッジ会計による純損益に認識される。

一切の減損または減損戻入は、測定に反映される。

割増または割引の償却による収益または費用は、利息純収益に経過利息として報告される。

貸付金および債権

貸付金および債権のカテゴリーは、以下のすべての基準を満たすすべての金融資産を含む。

- ・デリバティブではない
- ・活発な市場での相場がない
- ・固定または確定支払である

本カテゴリーは、以下を含まない。

- ・売買目的で保有された金融資産および公正価値オプションが適用された金融資産
- ・当初認識時、売買可能として指定される金融資産
- ・信用低下の場合を除き、保有者がその当初投資のすべてを実質的には回収できない可能性のある金融資産（例えば、関連する指数の展開による指数証書返済）

貸付金および債権に分類される金融資産は、償却原価で測定される。一切の割増または割引およびその他の取引費用は関連のある貸借対照表項目に直接加算されるかまたはそこから直接差し引かれ、実効利率法を使用して償却される。償却による収益または費用は、利息純収益に経過利息として報告される。

一切の減損および減損戻入は帳簿価格と直接相殺され、包括利益の連結計算書の貸倒引当金において認識される。

満期保有

満期保有のカテゴリーには、以下のすべての基準を満たす一切の金融資産が含まれる。

- ・デリバティブではない
- ・固定または確定支払である
- ・これらの金融資産を満期まで保有する積極的な目的と能力を持つ

本カテゴリーは、以下を含まない。

- ・当初認識時、公正価値においてまたは売却可能として指定される金融資産
- ・定義上貸付金および債権に分類される金融資産

満期保有のカテゴリーの金融資産は、償却原価で測定される。一切の割増もしくは割引およびその他の取引費用は関連のある貸借対照表項目に直接加算されるかまたはそこから直接差し引かれ、実効利率法を使用して償却される。償却による収益または費用は、利息純収益に経過利息として報告される。一切の減損および減損戻入は帳簿価格と直接相殺され、包括利益計算書の資産投資に係る純損益において認識される。

売却可能

売却可能のカテゴリーには、金融資産の他のカテゴリーのいずれにも割り当てられていない、一切の金融商品が含まれる。グループにおいて、これらの資産には主に金利リスクを対象としてヘッジ商品を通じてヘッジされる固定利付有価証券が含まれる。加えて、本カテゴリーには持分権が含まれる。

売却可能金融資産は、損益外の公正価値において測定される。公正価値の変動による損益は、資本の再評価積立金において認識されるか、包括利益の連結計算書に示されるその他の包括利益の損益外で認識される。

プレミアムまたはディスカウントの償却による収益または費用は、利息純収益に経過利息として報告される。

処分後または減損の場合、再評価積立金として記録される累積の損益は包括利益の連結計算書に報告される金融投資に係る純損益に再分類される。

非上場の株式商品でその公正価値が確実に測定できないものは、一切の減損を差し引いて決定される。グループにおいては、これは金融投資に含まれる持分権に関連する。

その他の債務

その他の債務には、損益を通じての公正価値による金融負債のカテゴリーに該当しない一切の金融負債が含まれる。

その他の債務に分類される金融負債は、償却原価によって測定される。一切の割増もしくは割引は、その他の取引費用同様、関連する貸借対照表項目に直接加算されるかまたはそこから直接差し引かれ、実効利率法を使用して償却される。償却による収益または費用は、経過利息として利息純収益において報告される。

グループ内で使用されている金融商品のクラスの概要

金融資産	
クラス	測定カテゴリー
現金および中央銀行口座残高	貸付金および債権
対銀行貸出金 - 約束手形 / 記名式社債 - 特別支援貸付け - その他	公正価値において指定された貸付金および債権
対顧客貸出金	公正価値において指定された貸付金および債権
ポートフォリオヘッジにおけるヘッジ対象項目の公正価値の変動	貸付金および債権
デリバティブ金融商品のポジティブ評価額	売買目的
金融投資	売買可能 満期保有 公正価値において指定
その他の資産（現金担保）	貸付金および債権
取消不能の貸付約定	-
金融負債	
クラス	測定カテゴリー
対銀行債務	公正価値において指定されたその他の債務
対顧客債務	公正価値において指定されたその他の債務
その他の債務 - ミディアム・ターム・ノート - グローバル・ボンド - ユーロ・コマーシャル・ペーパー（ECP） - その他	公正価値において指定されたその他の債務
デリバティブ金融商品のネガティブ評価額	売買目的
劣後債務	公正価値において指定されたその他の債務
その他の債務（現金担保）	その他の債務

金融資産の再分類

IAS第39号に従い、当初売買目的で取得され、短期間内に売却することを目的とはしていない非デリバティブ金融資産は、例外的な場合においてのみ、売買目的の категорияから再分類が可能である。発行者は商業帳簿を有していないため、デリバティブ・ヘッジ商品のみが売買目的の категорияに含まれる。その他の категорияに再分類することはできない。

報告主体に、かかる金融資産を予測できる程度の将来または満期まで保有する意思と能力がある場合、当初認識時、貸付金および債権の定義を満たしていた金融資産（例えば、約束手形）は、売買目的および売却可能の категорияから再分類が可能である。

報告主体に、かかる金融資産を満期まで保有する意思と能力がある場合、売却可能の categoriaの金融資産は、満期保有の categoriaに再分類可能である。満期保有の categoriaから売却可能の categoriaへの反対再分類は特定の状況下においてのみ可能である。

（６）金融商品の公正価値の決定

公正価値とは、測定日の市場参加者間での秩序ある取引において、資産を売却するために受け取る価格または負債を譲渡するために支払う価格をいう。

市場価格は、様々な評価方法およびデータを用いて決定される。使用されるデータは、IFRS第13号に従い、以下の３つのレベルのうちの１つに割り当てられる。

- ・ レベル 1
混合勘定価格を除く活発な市場における、同一の資産または負債に関する市場価格
- ・ レベル 2
観測可能なデータに基づき計算される、混合勘定価格を考慮した（レベル 1 に含まれる市場価格以外の）市場価格
- ・ レベル 3
観測不可能なデータに基づき決定される、混合勘定価格を考慮した市場価格

市場価格はプライシング・サービスにより仲値で取得される。市場価格の段階の割当に関して、使用される価格決定のソース（例えば、販売高）に係る追加情報が検討された。IFRS第13号に従い、混合勘定価格（ブルームバーグにより算出された価格等）は、レベル 1 の市場価格として用いられた。

同一の資産または負債に関して活発な市場で価格が公表されていない金融商品については、公正価値は資産または負債に関する大半が観測可能な（レベル 2 ）または大半が観測不可能な（レベル 3 ）データに基づく、一般的に承認された評価モデルを使用して決定される。

これに伴い、オプション機能のない契約の公正価値は、予想される将来のキャッシュフローの割引に基づいて決定される（割引キャッシュフローまたはDCF法）。非デリバティブ金融資産および負債の場合、預金／スワップ・カーブに特定の取引のクレジット・スプレッドを加えたものが割引に利用される。クレジット・スプレッドは、格付、満期、通貨および差し入れられる担保の等級により分類される。制度上の義務および法定再融資保証により、連邦共和国の信用度は発行者自身の金融負債に係るクレジット・スプレッドにおいて検討される。クレジット・スプレッドを導き出すために市場データのどのソースが使用可能か決定する際には裁量の余地が存在する。市場データのソースにおける変化は、連結財務諸表に示されている金融商品の公正価値に影響を及ぼす。さらに、DDDからDの格付カテゴリーの予想される将来のキャッシュフローの決定にも、判断が求められる。

すべての取引先との既存のネットティング契約および担保契約の結果、デリバティブの割引は、OIS（翌日物金利スワップ）カーブに加えて、ベースス・スワップ・スプレッドおよびクロス通貨（CCY）ベースス・スワップ・スプレッドに基づいている。これらは、満期および通貨により分類され、外部の市場データの提供者により取得される。

オプション機能の付された契約（オプションに基づく契約）の測定は、標準的なオプションのプライシング・モデルに基づく。上記の金利曲線およびスプレッドを除き、ボラティリティおよび観測可能な市場のデータ間の相互関係も計算の際に考慮される。

ビジネス・パートナーの信用度に関する信用リスクを算定するために、デリバティブに対する信用評価調整（CVA）および発行者自身の信用リスクに対する負債評価調整（DVA）が検討される。

CVAおよびDVAの計算は、予想損失モデルに基づいている。このモデルに基づき、CVAおよびDVAは潜在的な将来のエクスポージャー、債務不履行確率およびデフォルト時損失（LGD）を乗じて算出される。この計算は、設定されたネットティングプールに基づいている。

潜在的な将来のエクスポージャーは、まず、受領した担保または提供した担保を考慮して、各ネットティングプールのポジティブ評価額およびネガティブ評価額の収支を決定することにより計算される（純エクスポージャー）。次に、純エクスポージャーが、事前に定められた10日間の保有期間および95%の信頼水準を用いて計算されるバリュー・アット・リスクにより増加する。

債務不履行確率およびデフォルト時損失率は、信用リスク管理のデータにより求められる。

発行者自身のクレジット・スプレッドの増加は、債務価値の減少に伴い、測定利益に繋がる。反対に、クレジット・スプレッドの減少は、債務価値の増加に伴い、測定損失となる。金融資産については、クレジット・スプレッドの増加は測定損失を、クレジット・スプレッドの減少は測定利益を招く。

ヘッジ会計に基づき、ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象項目の公正価値の変動のみが考慮される。このため、グループ内のヘッジ対象リスクは、預金／スワップ・カーブの金利リスクに限定される。金利の変動に基づく公正価値は、預金／スワップ・カーブと一定の特定の取引のマージンを用いて、契約上のキャッシュフローを割り引くことにより決定される。

かかる評価の過程は、評価方法の定義およびデータの決定を含み、財政部門により定義されている。財政部門もまた公正価値測定の結果を分析し、理事会および関係する理事に対してかかる結果を報告する。測定純損益の妥当性は、基準となる市場データの変動に基づき毎日検証される。

評価モデルに使用されるデータは継続的に検証される。このため、取引日において評価モデルを用いて計算される取引の公正価値は、取引価格と比較される。

(7) ヘッジ会計

発行者は、既存のまたは見込まれる市場リスクのヘッジ目的でのみデリバティブ契約を締結する。デリバティブは常に損益を通じて公正価値で測定される。反対に、ヘッジ対象項目は当初減価償却または公正価値のいずれかによって測定され、公正価値の変動は再評価積立金の損益外で認識される。さらなる措置が講じられない場合、異なるアプローチは、会計上の不均衡を招き、その結果、損益計算書における変動となる。

IFRSは、これらの経済ヘッジ関係がヘッジ会計規則の下で計上されることを許容している。関連する極めて制限的な要件が持続的に充足されない場合、当初の認識時に、ヘッジ対象項目は、発行者により公正価値において指定される。

損益計算書において計上されているヘッジ関係は、公正価値ヘッジおよびキャッシュフロー・ヘッジに分割される。発行者の事業戦略によると、金利リスクは主にデリバティブの利用によってユーロ建て変動金利に変換される。したがって、これらのヘッジ関係が計上される場合、公正ヘッジのみが利用される。

グループは、金利リスクをヘッジするためのみに公正価値ヘッジを利用する。ヘッジされた金利リスクに起因するヘッジ項目の公正価値の変動は、カテゴリーにかかわらず損益において認識される。この方法により、損益において認識されるデリバティブの公正価値における変動は大幅に相殺される。

大量の取引は通常個別にヘッジされる（マイクロ・ヘッジ）。支援マンドートに基づき発行される特別支援貸付けは、個々の取引の金額が小さいことから、主としてポートフォリオ基準に基づきヘッジされている（マクロ・ヘッジ）。

取引が契約された場合、ヘッジされるリスクの種類を含む、ヘッジ対象項目およびヘッジ商品間の関係が記録される。

さらに、ヘッジの効果が高いか否かの評価も開始時（事前効果）および継続的（事前効果および事後効果）に記録される。

マイクロ・ヘッジには、1つ以上のデリバティブ・ヘッジ商品とヘッジ関係を構成する、1つ以上の類似のヘッジ対象項目が関与する。ヘッジ・デリバティブの重要な特徴がヘッジ対象項目のそれらと一致する場合（重要条件の一致）、ヘッジ期間の開始時から事前効果が想定される。ヘッジ期間における取引から生じる変動もまた、主要条件一致法のもとで見直される。したがって、事前効果は恒久的に証明される。事後効果は、貸借対照表の期日現在において、回帰分析を利用して査定される。ヘッジ関係は、金利変動によるヘッジ対象項目およびヘッジ商品の公正価値の変動に基づいて決定され、一次回帰線の傾斜が-0.8から-1.25の間であれば、効果があるとみなされる。さらに、決定値により測定された回帰の係数は、0.8と同等かそれ以上でなければならない。年に2回行われる回帰分析は、過去6か月のデータに基づく。効果的なヘッジの場合、ヘッジ対象項目の帳簿価格は、金利変動に起因する公正価値の変動に応じて調整され、ヘッジ商品の公正価値の変動とともに、公正価値およびヘッジ会計による純損益において認識される。

ヘッジ会計要件は、関連期間中、効果のないヘッジ関係には適用されない可能性がある。かかる期間中、ヘッジ対象項目はカテゴリーに基づいて測定される。指定されたヘッジ項目公正価値における変動は、金利の変動に起因し、過去の効果的なヘッジ期間中に認識され、実効利率法を使用してそれらの残存期間にわたり償却される。これらの公正価値の変動は、公正価値およびヘッジ会計の純損益において認識される。

ポートフォリオに基づく公正価値ヘッジを用いてヘッジされる項目（**マクロ・ヘッジ**）は、各ヘッジ期間の開始時に四半期毎の満期幅に対して割り当てられる。かかる割当は、個々の期待キャッシュフローの満期に基づく。各満期幅において、金利スワップは、累積された原資となるヘッジ項目の額面金額同等かそれ以下の金額にてヘッジ商品として決定される。ヘッジ期間の長さは通常1か月である。特定の満期幅内における新たな取引が、ヘッジ期間中に一定の金額を超える場合は、この満期幅に係るヘッジ関係は、早期に中止され、再度決定される場合がある。

ミクロ・ヘッジとは対照的に、マクロ・ヘッジの事前効果は、関連の金利曲線の100ベース・ポイントの並行移動が関与する感度分析に基づき決定される。事後効果は、ドル相殺法に基づき分析される。この方法に基づく、金利変動に起因するヘッジ対象項目の公正価値の変動は、ヘッジ商品の変動と比較される。ヘッジ商品の公正価値の変動に対するヘッジ対象項目の公正価値の変動の比率が、-80%から-125%の範囲内である場合には、ヘッジは効果的であるとみなされる。

有効な満期幅に関しては、金利の変動に起因するヘッジ対象項目の公正価値の変動は、ヘッジ期間が終了した時に、ヘッジ商品の公正価値における相殺変動とともに、公正価値およびヘッジ会計による純損益中の、損益計算書において認識される。ミクロ・ヘッジ会計とは対照的に、個々のヘッジ対象項目の帳簿価格は調整されない。その代わり、ヘッジ対象項目の帳簿価格の調整は、貸借対照表のポートフォリオヘッジにおけるヘッジ対象項目の公正価値の変動として別途に報告される。これらの公正価値の変動は、当該期間幅の中で償却され、公正価値およびヘッジ会計による純損益から差し引かれるかまたは金融商品の予定外の払戻しの場合は比例して認識が取り消される。金利変動に起因するヘッジ対象項目の公正価値の変動は、効果のない満期幅については認識されない。

（８）複合金融商品（組込デリバティブ）

複合金融商品は、主契約と1つ以上のデリバティブ金融商品で構成される取引である。組込デリバティブは、主契約の不可欠の構成要素であり、別途に取引することができないものである。

特定の組込デリバティブは、その経済特性およびリスクが主契約のそれと緊密に関連していない場合、独立型のデリバティブとして計上される。さらに、複合金融商品のデリバティブの構成要素も、独立型のデリバティブとして市場で売買されている場合には、分離が求められる。複合金融商品が、未だ損益を通じて公正価値により測定されていないことが必要条件である。

グループは通常、すべてがヘッジ・デリバティブによりヘッジされるか、分離することが求められる組込デリバティブの付されたすべてのストラクチャード商品を、公正価値において指定のカテゴリーに割り当てる。流動性支援貸付けは含まれず、毎日期限前返済が可能であり、主契約は貸付金および債権のカテゴリーに属する。

主契約から分離することが求められない組込デリバティブの場合（例えば、利息キャップ・オプション）は、ストラクチャード商品全体の測定が、主契約のカテゴリーに基づいている。分離が求められる組込デリバティブは損益を通じた公正価値にて測定される。

分離が求められない組込デリバティブは、関連する主契約と併せ、連結貸借対照表中の関連する項目において報告される。現行市場価値に基づき、分離が求められる組込デリバティブは、デリバティブ金融商品のポジティブ評価額またはデリバティブ金融商品のネガティブ評価額のいずれかにおける報告が義務付けられている。

決済（決済システム）上の理由および法律上の理由（例えば、ドイツ民法典（BGB）に基づく貸出金の定義）により、変動金利取引における金利の下限は、明確に合意されることなくゼロに設定された（事実上の下限）。

マイナス金利は、事実上の下限を用いた変動金利取引の測定に影響を及ぼす。事実上の下限は、実質的に、対応するオプション価値を伴う下限オプションと経済的に一致する。支払う必要のない利息は、プラスのオプション価値（貸付業務）またはマイナスのオプション価値（資金調達業務）をもたらす。

（９）金融資産の減損

各月末において、発行者は、元利金の全額が契約条項に従って支払われないことを裏付ける客観的な証拠の有無を評価する。この評価は、以下の基準に基づく。

- ・非投資適格という信用格付
- ・不履行、差し控えまたは再構築エクスポージャー
- ・ビジネス・パートナーの信用度の大幅な低下
- ・ビジネス・パートナーの所在国の信用度の大幅な低下

信用度の低下の重要な局面および信用格付の分類基準を決定するために、判断が求められる。信用リスクの監視の基準および信用格付の決定の基準の詳細は、連結管理報告書に定められている。

公正価値による測定により、公正価値において指定のカテゴリーの金融資産については、個別の減損を検証する必要がない。これは、これらの減損は既に含まれており、損益を通じて認識済みであるためである。

貸出金（償却）原価で測定される金融資産

発行者は、重要な単一のエクスポージャーおよび有価証券に係る個別に重要な債権の回収可能性ならびに小額の債権の回収可能性を個別に評価する。不良化の客観的な証拠がある場合、減損は帳簿価格および予想キャッシュフローの現在価値の差額により決定される。予想キャッシュフローは、適格な予測に基づき判断される。かかる予測は、ビジネス・パートナーの財政状態および担保の清算、防護機構または国家保証等のその他の関連要因を考慮している。当初実効利率は、固定金利の貸出金および有価証券に対する割引率として使用される。一方、変動金利の貸出金および有価証券は、現行の実効利率において割り引かれる。原価で測定される持分権の場合、割引率とは、類似金融資産の現行市場における回収率をいう。貸出金の評価調整は、損益計算書の貸倒引当金／支援拠出金において認識され、一方、満期保有の有価証券および持分権については金融投資による純損益に含まれる。

IFRSに従い、債務不履行の結果生じた減損は、既に発生している減損でのみ決定される。発行者は、通常、貸付けを他の銀行へと拡大するため、一切の潜在的な減損は、適時に特定される。予想損失モデルに基づき、既に顕現化した減損を特定していないという残存リスクを把握するため、（償却）原価で測定された貸出金および有価証券に対するポートフォリオ評価引当金が認識された。ポートフォリオの帳簿価格は、商品格付またはビジネス・パートナーの格付に由来する債務不履行確率および債務不履行により生じた損失率を用いて加重される。グループ内において、債務不履行に関する統計的な数字はわずかであるため、債務不履行確率は格付機関より与えられた外部データに基づいて決定される。一方債務不履行により生じた損失は、規制基準を用いて決定される。予想される将来のキャッシュフローの見積りにおいて債務不履行が既に考慮されているため、格付DDDからDの資産（不履行貸付け）は、預金／スワップ・カーブに基づき割り引かれる。

公正価値によって測定される売却可能金融資産

金融資産が不良化しているという客観的な証拠がある場合、減損の金額は、償却原価と帳簿価格の差額として測定される。かかる方法で計算された損失は、金融投資による純損益における再評価積立金への調整として認識されている。

債権の不良化を引き起こす条件が適用されなくなった場合、減損は損益を通じて戻し入れられる。

（10）外貨換算

外貨持高は、終値を用いて毎日換算される。グループは、外貨建ての（例えば、固定資産等の）金銭以外の項目は一切保有していない。

外貨換算における純損益は、包括利益の連結計算書において認識される。ヘッジ対象通貨のエクスポージャーは、公正価値およびヘッジ会計による純損益に含まれ、一方、支払決済勘定からのオープン通貨持高は、その他の営業収益／費用において記録される。

費用および収益は、それらが損益に影響する日において適用される終値によって換算される。

（11）買戻契約、担保付貸付けおよび有価証券貸借取引

ドイツ連邦銀行との担保付貸付けに加え、ユーレックス・クリアリング・アー・ゲー（Eurex Clearing AG）との間に買戻契約（レボ契約）を締結した。これらのレボ契約の特徴は、預託された有価証券のプール（証券バスケット）からの担保の引当てまたは受領に対し、資金を借りることまたは貸付けることである（注記63参照。）。

（12）リース会計

IAS第17号に従い、リースはファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースのいずれかに分類される必要がある。当該割当は、賃借人および賃貸人のリスクおよび利益に関連する経済的実体の評価に基づいている。賃貸借資産の所有権に付随する一切のリスクおよび利益が賃貸人から賃借人に実質的に移転する場合には、リースはファイナンス・リースに分類される。

特異要因は、経済的所有権にのみ存在し、民法に基づく所有権には存在しない。その他のすべての場合は、リースはオペレーティング・リースに分類される。

グループは、賃借人として行為する。締結されている契約は、オペレーティング・リースに分類され、事務所設備および自動車に関連する。賃借料は、管理費として認識される。転貸借は存在しない。

（13）貸倒引当金 / 支援拠出金

貸倒引当金 / 支援拠出金は、包括利益の連結計算書において報告され、主に特別支援貸付けの割引後の支援費用およびそれらの残存する期間にわたる利用を含む。支援費用は、引き下げた金利で交付された特別支援貸付けの金利および貸付約定の期日における資金調達の割合ならびに管理費の割合の違いとして計算される。

さらに、本項目は、評価引当金ならびに債務不履行により生じた貸出金の評価減に加え、償却済みの貸出金の回収からの収益を含む。

（14）投資不動産

第三者に賃貸されている不動産および投資目的（すなわち、利回りを生成するため）に取得された不動産は、賃料および / または資本増価を得る目的で保有されていることを条件として、IAS第40号に従い、投資不動産として別途貸借対照表に報告される。

投資不動産は、当初取引費用を含む原価によって測定される。投資不動産は、固定資産同様、後に原価から減価償却累計額および累積減損を差し引いて測定される。減価償却費および減損は、管理費として認識される。

(15) 固定資産

固定資産には、所有者占有の土地建物ならびに営業および事務所設備が含まれる。

固定資産は、当初原価にて認識され、後に原価から累積減価償却費および累積減損を差し引いた償却原価により測定される。減価償却費は、建物については33年から50年、営業および事務所設備については3年から6年の不動産の予測耐用年数にわたり、定額方式を用いて認識される。土地は減損の対象にはならない。

低額資産は、直ちに費用として認識される。

減価償却費および減損は、管理費において認識される。

(16) 無形固定資産

無形固定資産は、購入ソフトウェアおよび内部開発ソフトウェアを含む。

これらは、原価にて認識され、4年間にわたり定額法にて償却される。一切の減損は、損益計算書において認識される。償却および減損は、管理費において認識される。

(17) 非金融資産の減損

固定資産、投資不動産および無形固定資産は、各貸借対照表の期日において、減損評価がなされる。減損指標がある場合、回収可能価格（資産の売却費用控除後の公正価値とその使用価値のいずれか高い金額）が決定され、帳簿価格と比較される。回収可能価格が帳簿価格よりも低い場合、その差額は管理費の減損として認識される。

(18) その他の資産

その他の資産には、デリバティブの担保契約の枠組内で提供される現金担保が含まれる。また、個別に考えると、資産総額に関して重要ではなく、貸借対照表の他のいかなる項目にも割り当てることができない資産も含まれる。これらは、当該資産の額面金額に相当する原価にて認識される。

(19) 税金資産 / 税債務

税金資産 / 債務は、当期所得税資産 / 債務および繰延税金資産 / 債務で構成され、連結子会社であるLRBおよびDSVにおいてのみ発生する。発行者は、ドイツ法人税法（Körperschaftsteuergesetz, KStG）第5条(1)第2に従い法人税を、ドイツ取引税法（Gewerbsteuergesetz, GewStG）第3条第2に従い取引税を免除されている。

当期所得税資産は、税務当局によって還付され、税債務とともに現在の税率を使用して計算される。当該年中、繰延税金資産および債務は、存在しなかった。

(20) 年金債務およびその類似約定のための引当金

年金債務は、直接の約定に基づいている。これらの約定は、（早期退職）老齢年金、障害年金、ならびに死亡した場合の遺族への給付金および給与支給の継続について定めている。個別契約に基づく、理事会の構成員に対する年金債務に加え、従業員の加入日に応じた様々な確定給付制度に基づく、従業員に対する年金債務が存在する。

退職手当の金額は、当人の勤務期間および年金受給報酬に基づく。給付金支払開始後、年金は調整団体賃金協約、インフレーション調整または固定比率等の様々な要因に基づき増加する。したがって、発行者の年金債務の総額はとりわけ収益およびインフレーションの動向に左右される。

法定年金制度および、場合によっては、年金の追加支払による支払が考慮された給付金約定の場合、当該債務は法定年金制度の動向に直接的に結び付く。

すべての年金債務は内部基金による。年金資産は一切存在しない。

確定給付債務として認識される引当金の金額は、貸借対照表の期日現在における年金債務額の現在価値に基づき認識される。年金債務の金額は、予測単位積増方式を使用する外部の保険数理士により毎年決定される。

引当金の変動は、人件費の一部として当期勤務原価および支払利息として損益において認識される。

これらは、損益外でも数理損益としてその他の包括利益（すなわち資本）において認識される。当期勤務原価は、当期勤務期間中に得られた給付金を示す。支払利息は、1年ごとの債務の遂行までの期間の値下げに起因する現在価値効果を示す。

年金数理損益は、測定基準およびパラメータの実際の予測された展開との差額から生じる。

年金債務の現在価値は、仮定および予測をすることを求める様々なパラメータによる。かかる仮定および予測の変更は、報告された年金引当金の帳簿価格に影響を及ぼす。最も重要なパラメータの1つは、年金債務の割引に使用される金利である。この率は、満期までの残存期間が年金債務の期間に一致する、ユーロ建の高品質の社債に関して貸借対照表の期日において適用される金利を基準とする。

（21）その他の引当金

引当金は、第三者に対する不確定の債務および有償契約によって認識される。認識される金額は、債務を決済するために必要な支出の最善見積に基づく。これらの予測の変更は、報告された引当金の帳簿価格に影響を及ぼす。非流動引当金は、金銭の時間的価値の影響が重大である場合には割り引かれる。引当金は、管理費またはその他の営業収益／費用に、損益を通じて認識され、戻し入れられる。

（22）その他の債務

その他の債務は、デリバティブの担保契約の枠組みの範囲内で受領された現金担保からなる。加えて、特別支援貸付けの未決済債務の測定は、その他の債務において認識される。これらは、個別に考えると、負債合計に関し重要ではなく貸借対照表の他のいかなる項目にも割り当てることができない債務も含む。その他の債務は、未決済の特別支援貸付債務の割引後の支援拠出金を除き、原価にて認識される。

（23）資本

IFRSに従い、資本は、基本資本金、利益剰余金、再評価積立金および配当可能利益により構成されている。

基本資本金は、払込済資本を表す。それは、1949年から1958年の間に連邦共和国の農業および林業部門により提供された拠出金により構成された。基本資本金は、一切の権利と関係がない。利益剰余金は、公庫法に従って構成され、HGBの下で準備された財務諸表から組み込まれた基本準備金および保証準備金ならびにその他利益剰余金で構成される。

再評価積立金は、主として年金債務における数理損益（注記20参照。）およびクレジット・スプレッドの変動に起因する売却可能有価証券の公正価値の変動を含む。クレジット・スプレッドの変動に起因する公正価値の変動は、リスク・プレミアムにより生ずる。効果的なヘッジ関係の一部であるこれらの有価証券に関連する金利の変動に起因する公正価値の変動は、公正価値およびヘッジ会計による純損益において、関連するヘッジング・デリバティブの公正価値の変動とともに報告される。

(24) 偶発債務およびその他の約定

偶発債務は、以下のいずれかの過去の事象から発生した。

- ・グループが完全には支配できない1つ以上の不確定な将来の事情（例えば、補償金）の発生または不存在によってのみその存在が確認できる潜在的債務を招く事象
- ・総資産の減少を引き起こす可能性が低く、またその決済金額が十分な信頼性（例えば、係争中の訴訟）をもって予測することのできない、現在債務となる事象

かかる債務は、IAS第37.27号に基づき認識されない。偶発債務は、注記64において開示される。

包括利益の連結損益計算書の注記

(25) 利息純収益

	自 2016年1月1日 至 2016年12月31日 (単位: 百万ユーロ)	自 2015年1月1日 至 2015年12月31日 (単位: 百万ユーロ)	変 動 (単位: 百万ユーロ)
下記項目からの利息収益			
対銀行貸出金および対顧客貸出金	1,035.0	1,159.2	-124.2
デリバティブ金融商品	2,056.4	2,013.1	43.3
金融投資	469.0	555.5	-86.5
下記項目からの当期収益			
持分権	6.9	6.6	0.3
利息収益合計	3,567.3	3,734.4	-167.1
うち損益を通じて公正価値によって測定されていない 金融商品によるもの	1,357.5	1,551.2	-193.7
下記項目に関する支払利息			
対銀行債務および対顧客債務	171.5	191.4	-19.9
証券化債務	1,478.3	1,641.6	-163.3
デリバティブ金融商品	1,566.1	1,552.6	13.5
劣後債務	17.5	17.4	0.1
その他	0.5	0.4	0.1
支払利息合計	3,233.9	3,403.4	-169.5
うち損益を通じて公正価値によって測定されていない 金融商品に関するもの	373.1	452.5	-79.4
利息純収益	333.4	331.0	2.4

支払利息は、金融市場債務および受領した現金担保7.3百万ユーロのマイナスの利息を含めて報告される（すなわち、この金額まで利息を引き下げている。）。提供された現金担保ならびに貸付金および金融市場債権からの利息収益は、19.6百万ユーロのマイナスの利息を控除して報告される（すなわち、この金額まで収益を引き下げている。）。重要性の理由から、損益計算書の項目はさらに細かく分類されていない。

(26) 貸倒引当金 / 支援拠出金

	自 2016年 1月 1日 至 2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	自 2015年 1月 1日 至 2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
支援拠出金への付加に係る費用	89.3	82.1	7.2
支援拠出金の利用による収益	70.2	67.3	2.9
ポートフォリオ評価引当金への付加	3.7	2.1	1.6
ポートフォリオ評価引当金の戻入れ	0.0	0.5	-0.5
特定評価引当金への付加	0.0	2.2	-2.2
特定評価引当金の戻入れ	2.2	0.0	2.2
償却済みの貸出金の回収	0.0	0.0	0.0
貸倒引当金 / 支援拠出金	20.6	18.6	2.0

貸倒引当金 / 支援拠出金は主に、割引された特別支援貸付け（すなわち、支援拠出金への付加）の将来の費用およびその残存期間にわたる利用が含まれる。特定評価引当金の戻入れは、対銀行貸出金に含まれる約束手形 / 記名式社債を指す。

(27) 手数料純収益

	自 2016年 1月 1日 至 2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	自 2015年 1月 1日 至 2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
手数料収益			
管理費の補償	0.1	0.2	-0.1
手数料収益合計	0.1	0.2	-0.1
うち損益を通じて公正価値によって測定されていない 金融商品によるもの	0.1	0.2	-0.1
支払手数料			
保管料	1.7	1.9	-0.2
その他	0.6	0.5	0.1
支払手数料合計	2.3	2.4	-0.1
うち損益を通じて公正価値によって測定されていない 金融商品に関するもの	1.4	1.6	-0.2
手数料純収益	-2.2	-2.2	0.0

(28) 管理費

	自 2016年 1月 1日 至 2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	自 2015年 1月 1日 至 2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
人件費	34.5	33.8	0.7
減価償却費			
無形固定資産	5.7	4.9	0.8
うち内部開発ソフトウェア分	0.1	0.1	0.0
IT設備	0.6	0.6	0.0
住宅および事務所用建物	0.5	0.5	0.0
事務所設備および自動車	0.1	0.1	0.0
技術設備およびその他の設備	0.1	0.1	0.0
減価償却費合計	7.0	6.2	0.8
その他の管理費			
ITライセンス、手数料およびコンサルティング サービス	10.2	10.9	-0.7
ソフトウェア維持費	2.1	1.5	0.6
広報活動費	1.9	1.8	0.1
監査費用、拠出金、寄付金	4.2	3.5	0.7
資金調達	1.4	1.4	0.0
設備費	1.0	1.1	-0.1

雑費	5.0	4.8	0.2
その他の管理費合計	25.8	25.0	0.8
管理費	67.3	65.0	2.3

その他の管理費には、184.1千ユーロ（2015年は193.5千ユーロ）のリース費用が含まれる。将来のリース費用の明細は以下のとおりである。

	自 2016年 1月 1 日 至 2016年12月31日 (単位：千ユーロ)	自 2015年 1月 1 日 至 2015年12月31日 (単位：千ユーロ)	変 動 (単位：千ユーロ)
将来のリース費用			
1年以下	115.6	44.8	70.8
1年超5年以下	196.0	135.9	60.1
5年超	0.0	0.0	0.0

支払は、最低リース費用の支払（固定リース費用の支払）である。リース契約により課された制限はなかった。2016年末現在、グループは19件（2015年は20件）のリース契約を有する。営業および事務所設備のいくつかのリースは、更新選択権または購入選択権を備えている。

（29）その他の営業収益／費用

	自 2016年 1月 1 日 至 2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	自 2015年 1月 1 日 至 2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
その他の営業収益			
賃貸収益	1.9	1.8	0.1
引当金の戻入れ	0.2	0.8	-0.6
第三者による費用の補償	0.6	0.3	0.3
その他の収益	1.4	1.1	0.3
その他の営業収益合計	4.1	4.0	0.1
その他の営業費用			
レーウィングル財団への増資	0.0	2.0	-2.0
引当金への付加	5.5	4.9	0.6
うち研究および革新への支援金	3.0	3.0	0.0
銀行所有住居費	0.5	0.6	-0.1
その他の費用	1.1	0.9	0.2
その他の営業費用合計	7.1	8.4	-1.3
その他の営業収益／費用	-3.0	-4.4	1.4

（30）公正価値およびヘッジ会計による純損益

	自 2016年 1月 1 日 至 2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	自 2015年 1月 1 日 至 2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
測定純損益			
公正価値測定			
ヘッジ対象項目	273.4	225.2	48.2
デリバティブ	-474.0	-27.5	-446.5
外貨換算における純損益	26.2	5.7	20.5
公正価値測定合計	-174.4	203.4	-377.8
ミクロ・ヘッジ会計			
ヘッジ対象項目	295.2	66.4	228.8
ヘッジ商品	-302.0	-65.5	-236.5
ミクロ・ヘッジ会計合計	-6.8	0.9	-7.7
マクロ・ヘッジ会計			

ヘッジ対象項目	403.6	87.4	316.2
ヘッジ商品	-462.4	-89.8	-372.6
マクロ・ヘッジ会計合計	-58.8	-2.4	-56.4
測定純損益合計	-240.0	201.9	-441.9
実現損益合計	5.0	3.0	2.0
公正価値およびヘッジ会計による純損益	-235.0	204.9	-439.9

損益を通じての公正価値による金融資産／金融負債のカテゴリーのうち、デリバティブおよび金融商品は、公正価値により測定される。公正価値の変動は、公正価値測定による純損益の未実現損益として損益において認識される。

ミクロ・ヘッジ会計による純損益はまた、預金／スワップカーブの変動に起因する効果的なヘッジ関係におけるヘッジ対象項目の公正価値の変動を含む。効果のない場合には、ヘッジ会計は中止され、過去に認識された金利変動に起因するヘッジ対象項目の公正価値の変動は、公正価値測定による純損益の残存期間にわたり償却される。

グループは、オープン外貨持高は有していない。しかし、公正価値による測定は、上記の表に示される外貨換算における純損益の原因となる。

損益のカテゴリーを通じての公正価値による金融資産／金融負債の金融商品の売却または買戻しからの損益は、公正価値およびヘッジ会計による純損益の実現損益として認識される。これらは、認識されているヘッジ関係の一部である金融商品にも適用される。

公正価値の変動の一部を代表する、割増／割引および前払金の償却による収益および費用は、性質が利息と類似しているが故に利息純収益において認識される。

(31) 所得税

	自 2016年1月1日 至 2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	自 2015年1月1日 至 2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
一時的差異に対する繰延税金	0.0	-0.2	0.2
当期所得税	-1.2	-2.4	1.2
所得税	-1.2	-2.6	1.4

セグメント報告

(32) セグメント報告に関する開示

IFRS第8号に従い、重要な業績は、業務セグメント別および国別に明細が示される。セグメントは、グループの組織および経営の構造ならびにその内部の財務報告に基づいて定義された。グループの業務セグメントは以下のとおりである。

・支援業務

このセグメントは、支援業務および関連する財務活動を構成する。それには、その持分権による収益を含む発行者およびすべての子会社の収益が含まれる。

・資本投資

このセグメントは、有価証券、支援貸付債権（新規支援業務の一部）および発行者の直接参加の形式による発行者の資本合計および中長期の引当金の投資による拠出を含む。

・資金の管理

このセグメントは、グループの流動性を保証および管理する活動ならびに短期金利の管理の業績により構成される。本セグメントで行われる取引の利息期間は固定とし、最長1年とする（例えば、オーバーナイト預金および定期預金、ユーロ・コマーシャル・ペーパー（ECP）、有価証券および約束手形）。

各セグメントは、専らフランクフルト・アム・マインにて集中的に管理されている。すべての収益および費用は、この地で発生している。そのため、IFRS第8号の要求する地理的な地域別情報は呈示しない。

セグメント報告における収益は、発行者のスプレッドベースの経営アプローチに従い、純額で呈示されている。セグメントの資産および負債は、第三者との取引に関するものである。したがって、収益は、外部の取引先からのみ生じるものである。セグメント間では、グループ内取引は行われていない。内部報告方法とIFRSに基づく財務報告方法との間には実質的な差異は存在しない。グループ内取引がないことおよび内部報告方法と外部報告方法との一致により、その他の調整は含まれていない。

利息純収益、手数料純収益、金融投資に関する純損益ならびに公正価値およびヘッジ会計による純損益の構成要素の分配は、個々の取引に基づいている。連結子会社に関する管理費、その他の営業収益／費用および所得税は、割当要点により直接または間接的に、関連するセグメントに割り当てられている。これらの要点は、主として各々の従業員数、資源の消費および資源のその他の割当に基づいている。

セグメントの資産および負債は、損益計算書への拠出に従い個々のセグメントに割り当てられている。

(33) 事業セグメント

1月1日から12月31日まで	支援業務		資本投資		資金の管理		合 計	
	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年
	(単位： 百万 ユーロ)	(単位： 百万 ユーロ)	(単位： 百万 ユーロ)	(単位： 百万 ユーロ)	(単位： 百万 ユーロ)	(単位： 百万 ユーロ)	(単位： 百万 ユーロ)	(単位： 百万 ユーロ)
貸倒損失引当金／支援拠出金考慮前								
利息純収益	172.8	190.5	118.8	116.7	41.8	23.8	333.4	331.0
貸倒損失引当金／支援拠出金	20.6	18.6	0.0	0.0	0.0	0.0	20.6	18.6
手数料純収益	-2.1	-2.0	0.0	0.0	-0.1	-0.2	-2.2	-2.2
管理費	51.5	49.1	9.8	9.4	6.0	6.5	67.3	65.0
その他の営業収益／費用	-3.0	-4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	-3.0	-4.4
所得税	-0.2	-2.6	-1.0	0.0	0.0	0.0	-1.2	-2.6
営業利益	95.4	113.8	108.0	107.3	35.7	17.1	239.1	238.2
公正価値およびヘッジ会計による純損益	-240.8	201.6	0.0	0.0	5.8	3.3	-235.0	204.9
グループの純収益	-145.4	315.4	108.0	107.3	41.5	20.4	4.1	443.1
12月31日	2016年 (単位： 十億 ユーロ)	2015年 (単位： 十億 ユーロ)	2016年 (単位： 十億 ユーロ)	2015年 (単位： 十億 ユーロ)	2016年 (単位： 十億 ユーロ)	2015年 (単位： 十億 ユーロ)	2016年 (単位： 十億 ユーロ)	2015年 (単位： 十億 ユーロ)
セグメント別資産	81.4	81.2	4.6	4.4	9.0	7.7	95.0	93.3
セグメント別負債（資本を含む）	81.5	82.1	4.6	4.4	8.9	6.8	95.0	93.3

前年度同様、単一の取引先との取引により発生した利息収益は、利息収益合計の10%以上を占めなかった。

貸借対照表の注記

(34) 現金および中央銀行口座残高

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
手元現金	0.2	0.1	0.1
中央銀行口座残高	6.5	21.1	-14.6
合 計	6.7	21.2	-14.5

前年度同様、中央銀行口座残高は、ドイツ連邦銀行における残高により構成される。

(35) 対銀行貸出金

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
請求払	874.8	2.4	872.4
定期預金	2,824.6	2,627.7	196.9
約束手形 / 記名式社債	12,284.3	13,038.2	-753.9
特別支援貸付け	41,426.8	39,688.9	1,737.9
うち支援拠出金分	-356.8	-343.7	-13.1
その他	100.5	100.0	0.5
合 計	57,511.0	55,457.2	2,053.8
うち12か月より後の支払期限	49,719.3	48,704.1	1,015.2

(36) 対顧客貸出金

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
請求払	0.1	0.1	0.0
中期および長期貸付債権	0.0	30.0	-30.0
約束手形	7,300.8	6,096.4	1,204.4
うち地方自治体への貸付金	7,300.8	6,093.9	1,206.9
特別支援貸付け	194.5	252.7	-58.2
うち支援拠出金	0.0	0.0	0.0
その他	1.4	1.7	-0.3
合 計	7,496.8	6,380.9	1,115.9
うち12か月より後の支払期限	7,050.7	5,900.8	1,149.9

(37) 貸倒引当金 / 貸付業務における支援拠出金

	支援拠出金		特定評価引当金		ポートフォリオ 評価引当金	
	2016年 (単位： 百万 ユーロ)	2015年 (単位： 百万 ユーロ)	2016年 (単位： 百万 ユーロ)	2015年 (単位： 百万 ユーロ)	2016年 (単位： 百万 ユーロ)	2015年 (単位： 百万 ユーロ)
1 月 1 日現在	358.1	343.3	2.2	0.0	16.3	14.7
追加	89.3	82.1	0.0	2.2	3.7	2.1
利用	70.2	67.3	0.0	0.0	0.0	0.0
戻入れ	0.0	0.0	2.2	0.0	0.0	0.5
12月31日現在	377.2	358.1	0.0	2.2	20.0	16.3
うち						
対銀行貸出金	356.8	343.7	0.0	2.2	17.1	14.0
対顧客貸出金	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	1.1
貸付約定	20.4	14.4	0.0	0.0	0.4	0.3
金融投資	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.9

(38) ポートフォリオヘッジにおけるヘッジ対象項目の公正価値の変動

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
金利変動に起因する貸付金の公正価値の変動（マクロ・ヘッジ会計）	1,258.6	1,298.8	-40.2
うち12か月より後の支払期限	1,243.5	1,283.2	-39.7

(39) デリバティブ金融商品のポジティブ評価額

次の表は、経済ヘッジ関係によるデリバティブの内訳を示すものである。

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
ヘッジ商品において			
ヘッジ会計におけるヘッジ対象項目（公正価値ヘッジ）	1,289.7	1,355.4	-65.7
公正価値において指定されたヘッジ対象項目	5,254.3	5,886.4	-632.1
その他のヘッジ対象項目	19.1	22.9	-3.8
信用評価調整	-13.6	-25.8	12.2
合 計	6,549.5	7,238.9	-689.4
うち12か月より後の支払期限	4,525.0	5,216.8	-691.8

その他のヘッジ対象項目をヘッジするために利用されるデリバティブは主に、ヘッジ会計基準に従い、効果のなかったヘッジ関係による。

(40) 金融投資

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
中長期債券	19,135.6	19,793.2	-657.6
持分権	118.8	118.8	0.0
その他の金融投資	0.2	0.2	0.0
合 計	19,254.6	19,912.2	-657.6
うち			
12か月より後の支払期限	15,679.2	16,212.5	-533.3
適格担保	15,576.2	16,903.3	-1,327.1

持分権は、市場価格および関連する測定パラメータのいずれも存在しないため、IAS第39.46号(c)に従って原価にて認識される。2016年12月31日現在において、評価減は必要なかった。

(41) 投資不動産

投資不動産には、第三者に対して全体を賃貸している1件の不動産が含まれる。予測耐用年数は33年である。

かかる不動産の処分を妨げるような制限は存在しない。

IAS第36号により要求される減損の検証は、投資不動産の減損という結果をもたらさなかった。

投資不動産の変動は以下のとおりである。

	2016年 (単位：百万ユーロ)	2015年 (単位：百万ユーロ)
1月1日現在の原価	19.8	19.8

付加	0.0	0.0
処分	0.0	0.0
再分類	0.0	0.0
12月31日現在の収支	19.8	19.8
累積減価償却費		
1月1日現在の収支	-5.4	-4.9
減価償却費	-0.5	-0.5
12月31日現在の収支	-5.9	-5.4
12月31日現在の帳簿価格	13.9	14.4

当期の個別の専門家の意見に基づく当該不動産の公正価値は、28.7百万ユーロ（2015年は20.3百万ユーロ）であった。

賃貸収益1.0百万ユーロ（2015年は0.9百万ユーロ）は、その他の営業収益にて報告される。不動産に直接起因する支出は、47.3千ユーロ（2015年は58.2千ユーロ）であり、固定資産税35.9千ユーロ（2015年も35.9千ユーロ）とともに、その他の営業費用において報告されている。

（42）固定資産

土地建物には、連邦共和国、フランクフルト・アム・マイン、ホーホシュトラッセ2に所在する、所有者占有事務所建物が含まれる。さらに、発行者は、IAS第40.9号(c)に従った投資不動産には分類されていない従業員用の住宅を所有する。その代わり、かかる不動産は、IAS第16号の要件に服しており、これにより固定資産に分類される。

固定資産の変動は、以下のとおりである。

	土地建物		営業および事務所設備		合 計	
	2016年 （単位： 百万ユーロ）	2015年 （単位： 百万ユーロ）	2016年 （単位： 百万ユーロ）	2015年 （単位： 百万ユーロ）	2016年 （単位： 百万ユーロ）	2015年 （単位： 百万ユーロ）
1月1日現在の原価	23.1	23.1	11.7	10.9	34.8	34.0
付加	0.0	0.0	0.8	1.3	0.8	1.3
処分	0.0	0.0	1.7	0.5	1.7	0.5
12月31日現在の収支	23.1	23.1	10.8	11.7	33.9	34.8
1月1日現在の累積減価償却費	-1.8	-1.8	-10.4	-9.9	-12.2	-11.7
減価償却費	0.0	0.0	-0.8	-0.8	-0.8	-0.8
処分	0.0	0.0	1.4	0.3	1.4	0.3
12月31日現在の収支	-1.8	-1.8	-9.8	-10.4	-11.6	-12.2
12月31日現在の帳簿価格	21.3	21.3	1.0	1.3	22.3	22.6

土地に関する減損の検証は、現在の標準地価に基づき行われる。前年度同様、2016年度において減損の検証により指摘がなされた減損はなかった。

（43）無形固定資産

グループ内で保有する無形固定資産は、購入されたソフトウェアおよび内部開発ソフトウェアで構成される。

償却費は管理費にて認識されている。前年度同様、IAS第36号に従って認識を要求された減損は存在しなかった。

無形固定資産の変動は、以下のとおりである。

	購入ソフトウェア		内部開発ソフトウェア		合 計	
	2016年 （単位： 百万ユーロ）	2015年 （単位： 百万ユーロ）	2016年 （単位： 百万ユーロ）	2015年 （単位： 百万ユーロ）	2016年 （単位： 百万ユーロ）	2015年 （単位： 百万ユーロ）
1月1日現在の原価	26.5	22.4	1.4	3.3	27.9	25.7

付加	4.5	4.6	0.0	0.0	4.5	4.6
処分	-0.3	-0.5	-0.1	-1.9	-0.4	-2.4
12月31日現在の収支	30.7	26.5	1.3	1.4	32.0	27.9
1月1日現在の累積減価償却費	-14.0	-9.3	-1.0	-2.8	-15.0	-12.1
減価償却費	-5.6	-4.8	-0.1	-0.1	-5.7	-4.9
処分	0.3	0.1	0.0	1.9	0.3	2.0
12月31日現在の収支	-19.3	-14.0	-1.1	-1.0	-20.4	-15.0
12月31日現在の帳簿価格	11.4	12.5	0.2	0.4	11.6	12.9

(44) 当期法人所得税資産

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
租税還付金請求権	0.1	1.0	-0.9
法人税資産	0.1	0.2	-0.1
合 計	0.2	1.2	-1.0

税務当局に対する租税還付金請求権は、資本利得税の対象となった取引の結果生じた。さらに、当期法人所得税資産は、課税査定額通知において示される税債務を上回る税金の前払金により生じた。支払は2017年会計年度に受領される見込みである。

(45) その他の資産

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
担保管理契約による現金担保（請求払）	2,918.3	2,930.4	-12.1
前払費用	1.8	1.6	0.2
その他	0.5	0.3	0.2
合 計	2,920.6	2,932.3	-11.7

(46) 対銀行債務

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
請求払	6.4	0.1	6.3
定期預金	0.0	290.0	-290.0
記名式社債および約束手形	1,307.7	1,219.7	88.0
グローバル・ローン	1,134.4	1,319.5	-185.1
合 計	2,448.5	2,829.3	-380.8
うち12か月より後の支払期限	1,870.2	2,452.0	-581.8

(47) 対顧客債務

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
請求払	153.4	135.2	18.2
定期預金	44.1	30.1	14.0
記名式社債および約束手形	3,931.6	4,184.8	-253.2
ローン契約	42.4	40.5	1.9
その他	17.5	17.7	-0.2
合 計	4,189.0	4,408.3	-219.3
うち12か月より後の支払期限	3,957.2	3,833.6	123.6

(48) 証券化債務

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
メディアム・ターム・ノート	51,844.4	51,777.6	66.8
グローバル・ボンド	16,026.8	16,192.3	-165.5
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	5,901.6	3,514.4	2,387.2
無記名式債券	59.0	60.6	-1.6
合 計	73,831.8	71,544.9	2,286.9
うち12か月より後の支払期限	54,480.0	54,528.7	-48.7

(49) デリバティブ金融商品のネガティブ評価額

以下の表は、経済ヘッジ関係に従ったデリバティブの内訳を示す。

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
ヘッジ商品において			
ヘッジ会計におけるヘッジ対象項目（公正価値ヘッジ）	3,992.2	4,780.4	-788.2
公正価値において指定されたヘッジ対象項目	2,076.0	2,198.5	-122.5
その他のヘッジ対象項目	1,265.0	174.1	1,090.9
負債評価調整	-0.1	-0.1	0.0
合 計	7,333.1	7,152.9	180.2
うち12か月より後の支払期限	6,156.3	6,244.6	-88.3

その他のヘッジ対象項目をヘッジするために利用されるデリバティブは主に、ヘッジ会計基準に従い、効果のなかったヘッジ関係による。

(50) 引当金

	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	利 用 (単位：百万ユーロ)	戻入れ (単位：百万ユーロ)	付 加 (単位：百万ユーロ)	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)
年金引当金および その類似債務のため					
めの引当金	139.3	6.0	0.0	14.3	147.6
その他の引当金	21.8	10.2	0.0	13.6	25.2
合 計	161.1	16.2	0.0	27.9	172.8

a) 年金債務およびその類似約定のための引当金

以下の表は、年金債務の現在価値および繰延報酬の変動ならびに包括利益の連結計算書において認識された金額を示す。

	自 2016年1月1日 至 2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	自 2015年1月1日 至 2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
1月1日現在の年金債務の現在価値	139.3	144.1	-4.8
当期勤務原価	3.6	3.8	-0.2
支払費用	2.9	2.8	0.1
繰延報酬	0.2	0.2	0.0
数理損益のうち			
人口推計の変動によるもの	-2.3	1.9	-4.2

財務推定の変動によるもの	9.9	-7.6	17.5
支払済年金給付	-6.0	-5.9	-0.1
12月31日現在の年金債務の現在価値	147.6	139.3	8.3

当期勤務原価および支払費用は、繰延報酬が利息純収益の一部として報告される一方で、管理費として認識される。数理損益は、再評価積立金に含まれる。

受取人ごとの年金債務の現在価値の内訳は、以下のとおりである。

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)
現在の従業員	64.0	57.4
確定給付を受ける退職者	4.6	4.2
年金受給者	79.0	77.7
合 計	147.6	139.3

年金引当金のうち、141.7百万ユーロ（2015年は133.4百万ユーロ）は、12か月より後の支払期限であった。

年金債務は、主に以下の数理推定に基づき計算される。

	2016年12月31日	2015年12月31日
割引率	1.72 %	2.18 %
予測される賃金増加率		
団体賃金協約に基づく増加	2.25 %	2.25 %
45歳までのキャリア動向	1.00 %	1.00 %
予測される年金増加率	1.50 %	1.50 %
インフレ率	1.50 %	1.50 %
従業員離職	2.00 %	2.00 %

数値は、クラウド・ホイバックにより開発され、2011年に完全調整された2005G生命表（© Richttafeln 2005G）を使用して計算された。

感度分析は、いかに年金債務が、2016年12月31日現在、重要な測定の前題の変動に影響を及ぼされたかを示している。

シナリオ	年金債務への影響 2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	年金債務への影響 2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)
割引率		
0.75%	-15.5	-14.2
-0.75%	18.8	17.1
賃金増加率		
0.50%	8.5	8.9
-0.50%	-7.8	-8.0
インフレ率 / 年金増加率		
0.50%	2.7	1.8
-0.50%	-2.4	-1.7
平均余命		
+1年	9.3	8.4
-1年	-9.2	-8.3

非平行的な傾斜は、（例えば割引率の減少または増加の場合）主として複利の効果に起因する。かかる効果は、16年の満期が定められた場合に対応する効果を有する。

満期構成は、どのキャッシュフローが年金債務と関係がある可能性があるかを示している。

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)
年度中の給付予定（注1）		

2017年	5.9	5.9
2018年	6.0	6.0
2019年	6.0	6.1
2020年	6.1	6.0
2021年	6.1	6.1
2022年から2026年	30.7	30.8
加重平均期間	16年	16年

(注1) 2015年は、2016年から2025年。

b) その他の引当金

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
前持分権の縮小	6.1	6.2	-0.1
農業の支援	12.5	11.6	0.9
諸引当金	6.6	4.0	2.6
合 計	25.2	21.8	3.4

前持分権の縮小に係る引当金は、現在清算中のDGLの年金給付の支払を充当する発行者の契約上の義務に関するものである。発行者は、DGLの他の株主とともに、約44年後まで予定される清算期間中、DGLの支払能力を確保するために比例拠出金の拠出を引き受けた。

農業の支援に係る引当金は、支援基金および農業革新研究プログラムから未だ支払われていない金額に関連する。

その他の引当金には、主に長期勤務手当または訴訟費用の引当金が含まれる。

その他の引当金のうち、18.1百万ユーロ（2015年は14.4百万ユーロ）は12か月未満の残存期間がある。

(51) 劣後債務

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
ミディアム・ターム・ノート	548.1	542.4	5.7
ローン契約	126.4	120.2	6.2
約束手形	66.2	66.8	-0.6
合 計	740.7	729.4	11.3
うち12か月より後の支払期限	703.5	725.1	-21.6

(52) その他の債務

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
担保管理契約による現金担保（請求払）	2,622.5	2,755.5	-133.0
割引支援拠出金	20.4	14.4	6.0
繰延収益	2.2	3.1	-0.9
未収支勘定	3.1	4.9	-1.8
その他の債務	2.2	2.9	-0.7
合 計	2,650.4	2,780.8	-130.4

発行者は、担保契約による現金担保を受け取った。各取引先につき、現金担保の金額は、契約上の引当金および最低譲渡金額を考慮したポジティブ評価額に基づいて決定される。

割引支援拠出金は、約定されたが未実行の、特別支援貸付債権の金利引下げおよび一括管理費に関するものである。

繰延収益には、金利引下げの割引前払が含まれる。かかる金利引下げは、支払原価を削減し、またドイツ連邦国家が投資支援プログラムの枠組みの範囲内で認めているものである。引き下げられた金利は、発行者の特別支援貸付債権という形式で農業セクターに転嫁される。

未収支勘定は、主に予測される未払いの請求書および従業員に対する補助金による引当金に関する債務が含まれる。

その他の債務には、主として1.1百万ユーロ（2015年も1.1百万ユーロ）の税務当局に対する債務が含まれる。

（53）資本

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
基本資本金	135.0	135.0	0.0
利益剰余金			
基本準備金	1,052.7	986.9	65.8
保証準備金	1.1	22.7	-21.6
その他利益剰余金	2,410.4	2,465.3	-54.9
利益剰余金合計	3,464.2	3,474.9	-10.7
再評価積立金			
売却可能商品における未実現損益	118.2	106.8	11.4
年金債務における数理損益	-52.7	-45.1	-7.6
再評価積立金合計	65.5	61.7	3.8
配当可能利益	14.8	14.3	0.5
合 計	3,679.5	3,685.9	-6.4

公庫法に従い、基本準備金および保証準備金は、発行者の年間財務諸表から連結財務諸表に組み込まれる。配当可能利益の調整は、その他利益剰余金からの払戻しにより行われる。

金融商品の注記

（54）カテゴリーにおける帳簿価格に係る調整

次の表では、測定カテゴリーにより金融商品が分類されている。

2016年12月31日	貸付金および 債権 (単位： 百万ユーロ)	売却可能 (単位： 百万ユーロ)	償還期限まで 保有 (単位： 百万ユーロ)	売買目的での 保有 (単位： 百万ユーロ)	公正価値に おいて指定 されたもの (単位： 百万ユーロ)	合計 (単位： 百万ユーロ)
中央銀行口座残高	6.5					6.5
対銀行貸出金	51,158.0				6,353.0	57,511.0
対顧客貸出金	7,496.8					7,496.8
ポートフォリオヘッジに おけるヘッジ対象項目の 公正価値の変動	1,258.6					1,258.6
デリバティブ金融商品の ポジティブ評価額				6,549.5		6,549.5
金融投資		10,699.0	3,278.3		5,277.3	19,254.6
その他の資産	2,918.3					2,918.3
資産合計	62,838.2	10,699.0	3,278.3	6,549.5	11,630.3	94,995.3

	その他の債務 (単位： 百万ユーロ)	売買目的での 保有 (単位： 百万ユーロ)	公正価値に おいて指定 されたもの (単位： 百万ユーロ)	合計 (単位： 百万ユーロ)
対銀行債務	1,935.7		512.8	2,448.5
対顧客債務	2,340.9		1,848.1	4,189.0
証券化債務	21,500.1		52,331.7	73,831.8
デリバティブ金融商品の ネガティブ評価額		7,333.1		7,333.1
劣後債務	66.3		674.4	740.7
その他の債務	2,622.5			2,622.5
負債合計	28,465.5	7,333.1	55,367.0	91,165.6

2015年12月31日	貸付金および 債権 (単位： 百万ユーロ)	売却可能 (単位： 百万ユーロ)	償還期限まで 保有 (単位： 百万ユーロ)	売買目的での 保有 (単位： 百万ユーロ)	公正価値に おいて指定 されたもの (単位： 百万ユーロ)	合計 (単位： 百万ユーロ)
中央銀行口座残高	21.1					21.1
対銀行貸出金	48,552.4				6,904.8	55,457.2
対顧客貸出金	6,378.3				2.6	6,380.9
ポートフォリオヘッジに おけるヘッジ対象項目の 公正価値の変動	1,298.8					1,298.8
デリバティブ金融商品の ポジティブ評価額				7,238.9		7,238.9
金融投資		11,681.0	3,260.5		4,970.7	19,912.2
その他の資産	2,930.4					2,930.4
資産合計	59,181.0	11,681.0	3,260.5	7,238.9	11,878.1	93,239.5

	その他の債務 (単位： 百万ユーロ)	売買目的での 保有 (単位： 百万ユーロ)	公正価値に おいて指定 されたもの (単位： 百万ユーロ)	合計 (単位： 百万ユーロ)
対銀行債務	1,826.5		1,002.8	2,829.3
対顧客債務	2,975.6		1,432.7	4,408.3
証券化債務	21,298.3		50,246.6	71,544.9
デリバティブ金融商品の ネガティブ評価額	0.0	7,152.9		7,152.9
劣後債務	66.8		662.6	729.4
その他の債務	2,755.5			2,755.5
負債合計	28,922.7	7,152.9	53,344.7	89,420.3

(55) 公正価値において指定された金融商品

	貸出金		金融投資		負債	
	2016年 (単位： 百万ユーロ)	2015年 (単位： 百万ユーロ)	2016年 (単位： 百万ユーロ)	2015年 (単位： 百万ユーロ)	2016年 (単位： 百万ユーロ)	2015年 (単位： 百万ユーロ)
12月31日現在の最大信用リスク・ エクスポージャー	6,353.0	6,907.4	5,277.3	4,970.7	-	-
信用リスクの変動に起因する公正 価値の変動						
- 当該期間中	0.0	6.7	-0.1	-0.2	-	-
- 累積	0.4	3.4	-0.1	-1.2	-	-

信用リスクの変動に起因する公正価値の変動は、市場リスクの変動に起因しない公正価値の変動の金額として決定される。
したがって、かかる金額は、ビジネス・パートナーもしくはその事業または銀行自身の信用格付の変動による測定の影響に基
づいて決定される。

当期および過去年において、債務の測定は、市場に関連のある変動のみを含む。発行者の信用格付およびその債務は、2016年または過去年において変動しなかった。

	負債		
	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
帳簿価格	55,367.0	52,590.1	2,776.9
満期返済	55,157.1	52,268.9	2,888.2
差額	-209.9	-321.2	111.3
うち将来の未払利息の資本化	-880.8	-737.6	-143.2

帳簿価格と契約上の満期返済額の差額は、公正価値測定およびとりわけゼロ・クーポン社債に関する将来の未払利息の資本化により生じたものである。

(56) 測定カテゴリーに基づく純損益

	損益計算書		その他の包括利益	
	公正価値およびヘッジ会計による純損益		売却可能商品による純損益	
	2016年 (単位： 百万ユーロ)	2015年 (単位： 百万ユーロ)	2016年 (単位： 百万ユーロ)	2015年 (単位： 百万ユーロ)
売買目的	-1,283.0	-183.0	0.0	0.0
公正価値において指定	827.9	647.9	0.0	0.0
貸付金および債権	213.3	-382.1	0.0	0.0
売却可能	-63.7	-179.0	11.4	-56.4
満期保有	0.0	0.0	0.0	-0.1
その他の債務	70.5	301.1	0.0	0.0
合 計	-235.0	204.9	11.4	-56.5

注記30との調整

有効でないヘッジ関係から償却された金額は、公正価値およびヘッジ会計による純損益の一部として公正価値測定に含まれる。償却された金額は、貸付金および債権ならびにその他の債務のカテゴリーのヘッジ対象項目に関連している。公正価値およびヘッジ会計による純損益に含まれる公正価値測定の項目と、本注記に示されるカテゴリーとの調整は、総額でのみ可能である。

注記30に提示される26.2百万ユーロ（2015年は5.7百万ユーロ）の外貨換算による純損益は、-44.6百万ユーロ（2015年は-0.2百万ユーロ）の売買目的の保有と分類されるヘッジおよび70.8百万ユーロ（2015年は5.9百万ユーロ）の公正価値において指定されるヘッジ対象項目を構成する。

(57) 公正価値において測定された金融商品の公正価値の開示

次の表は、公正価値において測定された金融商品の貸借対照表におけるクラスについて概要を評価方法による表示で示したものである。

	公正価値	活発な市場における 市場価格 (レベル1)	重要な観測可能な データ (レベル2)	重要な観測不可能な データ (レベル3)
2016年12月31日	(単位： 百万ユーロ)	(単位： 百万ユーロ)	(単位： 百万ユーロ)	(単位： 百万ユーロ)
対銀行貸出金	6,353.0	0.0	4,705.3	1,647.7
約束手形および記名式債務証券	1,015.7	0.0	1,015.7	0.0
特別支援貸付け	1,548.0	0.0	0.0	1,548.0

その他	3,789.3	0.0	3,689.6	99.7
対顧客貸出金	0.0	0.0	0.0	0.0
デリバティブ金融商品のポジティブ評価額	6,549.5	0.0	6,549.5	0.0
金融投資	15,857.5	7,236.0	8,348.6	272.9
資産合計	28,760.0	7,236.0	19,603.4	1,920.6

対銀行債務	512.8	0.0	512.8	0.0
対顧客債務	1,848.1	0.0	1,435.4	412.7
証券化債務	52,331.7	28,821.7	23,069.1	440.9
ミディアム・ターム・ノート	30,344.4	12,794.7	17,108.8	440.9
グローバル・ボンド	16,027.0	16,027.0	0.0	0.0
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	5,901.3	0.0	5,901.3	0.0
その他	59.0	0.0	59.0	0.0
デリバティブ金融商品のネガティブ評価額	7,333.1	0.0	7,333.1	0.0
劣後債務	674.4	0.0	0.0	674.4
負債合計	62,700.1	28,821.7	32,350.4	1,528.0

金融投資は、銀行２行および数々の企業の持分権を含まず、その帳簿総額は118.8百万ユーロ（2015年も118.8百万ユーロ）であった。かかる持分権の公正価値について、確実な測定はできないため、原価にて測定される。持分権は、活発な市場で売買されないため、市場価格は使用できない。さらに、将来のキャッシュフローを確実に予測することはできないため、モデルに基づく測定も不可能である。これらの持分権を処分する予定はない。

2015年12月31日	公正価値 (単位： 百万ユーロ)	活発な市場における 市場価格 (レベル１) (単位： 百万ユーロ)	重要な観測可能な データ (レベル２) (単位： 百万ユーロ)	重要な観測不可能な データ (レベル３) (単位： 百万ユーロ)
対銀行貸出金	6,904.8	0.0	4,135.9	2,768.9
約束手形および記名式債務証券	1,508.1	0.0	1,508.1	0.0
特別支援貸付け	2,669.9	0.0	0.0	2,669.9
その他	2,726.8	0.0	2,627.8	99.0
対顧客貸出金	2.6	0.0	0.0	2.6
デリバティブ金融商品のポジティブ評価額	7,238.9	0.0	7,238.9	0.0
金融投資	16,532.9	9,024.7	7,446.9	61.3
資産合計	30,679.2	9,024.7	18,821.7	2,832.8
対銀行債務	1,002.8	0.0	1,002.8	0.0
対顧客債務	1,432.7	0.0	203.0	1,229.7
証券化債務	50,246.6	24,078.1	26,106.7	61.8
ミディアム・ターム・ノート	30,479.5	11,043.5	19,374.2	61.8
グローバル・ボンド	16,192.5	13,034.6	3,157.9	0.0
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	3,514.4	0.0	3,514.4	0.0
その他	60.2	0.0	60.2	0.0
デリバティブ金融商品のネガティブ評価額	7,152.9	0.0	7,152.9	0.0
劣後債務	662.6	0.0	0.0	662.6
負債合計	60,497.6	24,078.1	34,465.4	1,954.1

直近の報告日以降、公正価値の階層のレベル１およびレベル２との間で以下の移転が生じた。

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)
レベル1からレベル2への移転		
金融投資	1,292.8	1,781.5
証券化債務	53.7	4,260.6
ミディアム・ターム・ノート	53.7	4,260.6
グローバル・ボンド	0.0	0.0
レベル2からレベル1への移転		
金融投資	1,295.7	2,393.9
証券化債務	4,665.9	2,651.1
ミディアム・ターム・ノート	1,445.3	1,491.0
グローバル・ボンド	3,220.6	1,160.1

これらの移転は、活発な市場において市場価格が入手可能であるかまたは入手不能であることを理由に行われた。

レベル3の変動

次の表は、価値測定方法により決定され、重要な観測不可能なデータ（レベル3）を含む公正価値にて測定された金融商品の金額および業績を示すものである。かかる変動はクラス別に表示される。

	対銀行貸出金 特別支援貸付け (単位： 百万ユーロ)	その他 (単位： 百万ユーロ)	対顧客貸出金 (単位： 百万ユーロ)	金融投資 (単位： 百万ユーロ)
2016年				
1月1日現在の公正価値	2,669.9	99.0	2.6	61.3
レベル3への移転	0.0	0.0	0.0	121.7
レベル3からの移転	0.0	0.0	0.0	0.0
認識された損益				
公正価値およびヘッジ会計による純損益 (損益計算書)	23.9	0.7	2.2	4.5
売却可能商品による純損益(その他の包括利益)	0.0	0.0	0.0	0.5
買入による付加	0.0	0.0	0.0	84.5
売却による処分	0.0	0.0	0.0	0.0
決済	1,146.4	0.0	4.8	0.0
経過利息の変動	0.6	0.0	0.0	0.4
12月31日現在の公正価値	1,548.0	99.7	0.0	272.9
損益計算書において認識された、12月31日現在保有されている資産に関する未実現損益	14.0	0.9	0.0	4.5

	対顧客債務 (単位：百万ユーロ)	証券化債務 ミディアム・ ターム・ノート (単位：百万ユーロ)	劣後債務 (単位：百万ユーロ)
2016年			
1月1日現在の公正価値	1,229.7	61.8	662.6
レベル3への移転	40.4	339.2	0.0
レベル3からの移転	1,010.0	0.0	0.0
認識された損益			
公正価値およびヘッジ会計による純損益(損益計算書)	-13.0	-39.7	-12.2
売却可能商品による純損益(その他の包括利益)	0.0	0.0	0.0
新規発行	139.6	0.0	0.0
決済	0.0	0.0	0.0
経過利息の変動	0.0	0.2	-0.4
12月31日現在の公正価値	412.7	440.9	674.4
損益計算書において認識された、12月31日現在保有されている負債に関する未実現損益	-13.0	-39.7	-12.3

対銀行貸出金 対顧客貸出金 金融投資

2015年	特別支援貸付け (単位： 百万ユーロ)	その他 (単位： 百万ユーロ)	(単位： 百万ユーロ)	(単位： 百万ユーロ)
1月1日現在の公正価値	3,420.9	99.0	0.4	44.0
レベル3への移転	0.0	0.0	0.0	55.2
レベル3からの移転	0.0	0.0	0.0	35.9
認識された損益				
公正価値およびヘッジ会計による純損益 (損益計算書)	8.4	0.0	2.4	-0.6
売却可能商品による純損益(その他の包括利益)	0.0	0.0	0.0	-1.4
買入による付加	0.0	0.0	0.0	0.0
売却による処分	0.0	0.0	0.0	0.0
決済	758.8	0.0	0.2	0.0
経過利息の変動	-0.6	0.0	0.0	0.0
12月31日現在の公正価値	2,669.9	99.0	2.6	61.3
損益計算書において認識された、12月31日現在保有されて いる資産に関する未実現損益	4.5	0.0	2.4	-0.6

2015年	対顧客債務 (単位：百万ユーロ)	証券化債務 ミディアム・ ターム・ノート (単位：百万ユーロ)	劣後債務 (単位：百万ユーロ)
1月1日現在の公正価値	1,305.1	0.0	623.0
レベル3への移転	0.0	0.0	0.0
レベル3からの移転	0.0	0.0	0.0
認識された損益			
公正価値およびヘッジ会計による純損益(損益計算書)	-0.9	4.5	-39.7
売却可能商品による純損益(その他の包括利益)	0.0	0.0	0.0
新規発行	14.0	65.8	0.0
決済	89.9	0.0	0.0
経過利息の変動	-0.4	0.5	-0.1
12月31日現在の公正価値	1,229.7	61.8	662.6
損益計算書において認識された、12月31日現在保有されている負 債に関する未実現損益	-2.6	4.5	-39.7

移転は通常、移転を引き起こした事象の発生時点にかかわらず、当該決算期間の初頭に認識される。

レベル3商品の評価に用いられた観測不可能なデータの概要は、以下のとおりである。別段の記載がない限り、当該業績は、公正価値およびヘッジ会計による純損益における損益を通じて認識される。

2016年12月31日	公正価値 (単位： 百万ユーロ)	評価方法	重要な観測不可能なデータ	範囲 (加重平均) (単位：bps)	感度 (+40bps) (単位： 百万ユーロ)
対銀行貸出金	1,647.7	割引キャッシュフロー	貸出金に係る クレジット・スプレッド	-5から59 (8.2)	-10.8
特別支援貸付け	1,548.0	割引キャッシュフロー	貸出金に係る クレジット・スプレッド	-5から7 (4.9)	-10.6
その他	99.7	割引キャッシュフロー	貸出金に係る クレジット・スプレッド	59から59 (59)	-0.2
金融投資	8.5	割引キャッシュフロー	補償契約の債券に係るクレ ジット・スプレッド	14から14 (14)	0.0
うち公正価値および ヘッジ会計による 純損益(損益計算 書)	8.5	割引キャッシュフロー	貸出金に係る クレジット・スプレッド	14から14 (14)	0.0
金融投資	264.4	ブルームバーグ	ブルームバーグ価格に関する 観測不可能なデータの大部 分		-6.7
うち売却可能商品に よる純損益(その 他の包括利益)	264.4	ブルームバーグ	ブルームバーグ価格に関する 観測不可能なデータの大部 分		-6.7
対顧客債務	412.7	割引キャッシュフロー	満期までの期間が20年超の ユーロ建の自己発行に係る クレジット・スプレッド	-13から-12 (-12.9)	59.5

		割引キャッシュフロー	円建の自己発行に係るクレジット・スプレッド	15から15 (15)	0.4
証券化債務	440.9	割引キャッシュフロー	自己発行に係るクレジット・スプレッド	-32から30 (19.4)	1.2
ミディアム・ターム・ノート	440.9	割引キャッシュフロー	ブラジル・レアル建の自己発行に係るクレジット・スプレッド	30から30 (30)	1.2
		割引キャッシュフロー	円建の自己発行に係るクレジット・スプレッド	-32から22 (-10.6)	0.0
劣後債務	674.4	割引キャッシュフロー	劣後発行に係るクレジット・スプレッド	-19から34 (5.1)	25.5

2015年12月31日	公正価値 (単位： 百万ユーロ)	評価方法	重要な観測不可能なデータ	範囲 (加重平均) (単位：bps)	感度 (+40bps) (単位： 百万ユーロ)
対銀行貸出金	2,768.9	割引キャッシュフロー	貸出金に係るクレジット・スプレッド	-10から68 (5.1)	-20.3
特別支援貸付け	2,669.9	割引キャッシュフロー	貸出金に係るクレジット・スプレッド	-10から68 (5.8)	-19.7
その他	99.0	割引キャッシュフロー	貸出金に係るクレジット・スプレッド	64から64 (64)	-0.6
対顧客貸出金	2.6	割引キャッシュフロー	貸出金に係るクレジット・スプレッド	1,290から1,290 (1,290)	0.0
金融投資	8.4	割引キャッシュフロー	補償契約の債券に係るクレジット・スプレッド	-12から-12 (-12)	0.0
うち公正価値およびヘッジ会計による純損益(損益計算書)	8.4	割引キャッシュフロー	貸出金に係るクレジット・スプレッド		0.0
金融投資	52.9	ブルームバーク	ブルームバーク価格に関する観測不可能なデータの大部分		-0.7
うち売却可能商品による純損益(その他の包括利益)	52.9				-0.7
対顧客債務	1,229.7	割引キャッシュフロー	満期までの期間が9年超のユーロ建の自己発行に係るクレジット・スプレッド	-24から3 (-18.3)	100.6
		割引キャッシュフロー	ニュージーランドドル建の自己発行に係るクレジット・スプレッド	64から64 (64)	0.3
証券化債務	61.8	割引キャッシュフロー	ブラジル・レアル建の自己発行に係るクレジット・スプレッド	32から32 (32)	1.0
ミディアム・ターム・ノート	61.8	割引キャッシュフロー	ブラジル・レアル建の自己発行に係るクレジット・スプレッド	32から32 (32)	1.0
劣後債務	662.6	割引キャッシュフロー	劣後発行に係るクレジット・スプレッド	-7から41 (5)	26.0

(58) 償却原価によって測定された金融商品の公正価値の開示

貸借対照表上で公正価値において計上されない金融商品については、帳簿価格が、公正価値と比較される。

	2016年12月31日			2015年12月31日		
	公正価値 (単位： 百万ユーロ)	帳簿価格 (単位： 百万ユーロ)	差額 (単位： 百万ユーロ)	公正価値 (単位： 百万ユーロ)	帳簿価格 (単位： 百万ユーロ)	差額 (単位： 百万ユーロ)
現金および中央銀行口座残高	6.5	6.5	0.0	21.1	21.1	0.0
対銀行貸出金	51,762.8	51,158.0	604.8	48,900.2	48,552.4	347.8
対顧客貸出金	7,724.5	7,496.8	227.7	6,553.4	6,378.3	175.1
ポートフォリオヘッジにおけるヘッジ						
対象項目の公正価値の変動	1,258.6	1,258.6	0.0	1,298.8	1,298.8	0.0
金融投資	3,466.2	3,278.3	187.9	3,445.3	3,260.5	184.8
その他の資産	2,918.3	2,918.3	0.0	2,930.4	2,930.4	0.0
資産合計	67,136.9	66,116.5	1,020.4	63,149.2	62,441.5	707.7

対銀行債務	1,962.7	1,935.7	27.0	1,856.5	1,826.5	30.0
対顧客債務	2,394.0	2,340.9	53.1	3,047.0	2,975.6	71.4
証券化債務	21,674.4	21,500.1	174.3	21,428.3	21,298.3	130.0
劣後債務	66.7	66.3	0.4	67.2	66.8	0.4
その他の債務	2,622.5	2,622.5	0.0	2,755.5	2,755.5	0.0
負債合計	28,720.3	28,465.5	254.8	29,154.5	28,922.7	231.8

資産におけるプラスの差額および負債におけるマイナスの差額は未実現利益を表し、資産におけるマイナスの差額および負債におけるプラスの差額は未実現損失を表す。

開示されている公正価値の階層は、以下のとおりである。

2016年12月31日	公正価値 (単位： 百万ユーロ)	活発な市場 における市場価格 (レベル1) (単位： 百万ユーロ)	重要な 観測可能なデータ (レベル2) (単位： 百万ユーロ)	重要な観測 不可能なデータ (レベル3) (単位： 百万ユーロ)
対銀行貸出金	51,762.8	0.0	11,495.7	40,267.1
約束手形および記名式債務証券	11,525.4	0.0	11,485.9	39.5
特別支援貸付け	40,227.6	0.0	0.0	40,227.6
その他	9.8	0.0	9.8	0.0
対顧客貸出金	7,724.5	0.0	7,528.2	196.3
ポートフォリオヘッジにおけるヘッジ対象項目の 公正価値の変動	1,258.6	0.0	1,258.6	0.0
金融投資	3,466.2	1,226.4	2,082.3	157.5
投資不動産	28.7	0.0	0.0	28.7
資産合計	64,240.8	1,226.4	22,364.8	40,649.6

対銀行債務	1,962.7	0.0	1,962.7	0.0
対顧客債務	2,394.0	0.0	2,353.8	40.2
証券化債務	21,674.4	18,491.1	3,183.3	0.0
ミディアム・ターム・ノート	21,674.0	18,491.1	3,182.9	0.0
グローバル・ボンド	0.0	0.0	0.0	0.0
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.4	0.0	0.4	0.0
劣後債務	66.7	0.0	0.0	66.7
負債合計	26,097.8	18,491.1	7,499.8	106.9

2015年12月31日	公正価値 (単位： 百万ユーロ)	活発な市場 における市場価格 (レベル1) (単位： 百万ユーロ)	重要な 観測可能なデータ (レベル2) (単位： 百万ユーロ)	重要な観測 不可能なデータ (レベル3) (単位： 百万ユーロ)
対銀行貸出金	48,900.2	0.0	11,509.0	37,391.2
約束手形および記名式債務証券	11,749.4	0.0	11,506.6	242.8
特別支援貸付け	37,148.4	0.0	0.0	37,148.4
その他	2.4	0.0	2.4	0.0
対顧客貸出金	6,553.4	0.0	3,598.8	2,954.6
ポートフォリオヘッジにおけるヘッジ対象項目の 公正価値の変動	1,298.8	0.0	1,298.8	0.0
金融投資	3,445.3	1,193.4	2,203.1	48.8

投資不動産	20.3	0.0	0.0	20.3
資産合計	60,218.0	1,193.4	18,609.7	40,414.9
対銀行債務	1,856.5	0.0	1,702.9	153.6
対顧客債務	3,047.0	0.0	2,196.3	850.7
証券化債務	21,428.3	12,411.8	8,983.3	33.2
ミディアム・ターム・ノート	21,428.0	12,411.8	8,983.0	33.2
グローバル・ボンド	0.0	0.0	0.0	0.0
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.3	0.0	0.3	0.0
劣後債務	67.2	0.0	0.0	67.2
負債合計	26,399.0	12,411.8	12,882.5	1,104.7

(59) デリバティブ

リスクの内訳

	額面金額		ポジティブ評価額		ネガティブ評価額	
	2016年 12月31日 (単位: 百万ユーロ)	2015年 12月31日 (単位: 百万ユーロ)	2016年 12月31日 (単位: 百万ユーロ)	2015年 12月31日 (単位: 百万ユーロ)	2016年 12月31日 (単位: 百万ユーロ)	2015年 12月31日 (単位: 百万ユーロ)
金利リスク	104,715.9	103,207.9	1,604.1	1,918.7	5,452.8	5,026.4
通貨リスク	56,860.1	53,674.1	4,945.4	5,313.6	1,880.3	2,126.5
株価リスクその他の価格リスク	0.0	30.0	0.0	6.6	0.0	0.0
合 計	161,576.0	156,912.0	6,549.5	7,238.9	7,333.1	7,152.9

取引先の内訳

	額面金額		ポジティブ評価額		ネガティブ評価額	
	2016年 12月31日 (単位: 百万ユーロ)	2015年 12月31日 (単位: 百万ユーロ)	2016年 12月31日 (単位: 百万ユーロ)	2015年 12月31日 (単位: 百万ユーロ)	2016年 12月31日 (単位: 百万ユーロ)	2015年 12月31日 (単位: 百万ユーロ)
OECD加盟国内の銀行	150,889.2	139,143.8	6,278.2	6,470.5	6,692.2	6,295.5
OECD加盟国内の非銀行系金融機関	10,226.3	16,894.8	271.3	767.8	612.5	796.5
OECD加盟国内の公共事業体	460.5	873.4	0.0	0.6	28.4	60.9
合 計	161,576.0	156,912.0	6,549.5	7,238.9	7,333.1	7,152.9

その他の開示

(60) 資本管理

資本投資セグメントにおける資本の投資は、理事会が決定する。このため、金利の予測される変動および満期構成が重要な意味を有する。

(61) 規制上の資本

IAS第1.135号に従い、連結財務諸表において、規制上の自己資金について開示される。

グループの規制上の自己資金は、適用あるEU法すなわち自己資本規制（CRR、バーゼル に基づく自己資本比率要件の実施に係る規制）に基づいて決定されるよう要求されている。これは自己資本比率要件の枠組みを国内法令に転置する資本要求指令

(CRD)の適用のためである。グループの規制上の自己資金は、IFRS連結財務諸表に基づき、財務諸表に適用された連結範囲を用いて決定された。この連結範囲は、規制上の連結範囲と同じである。

適格自己資金は、ティア1およびティア2の資本金で構成される。次の表は、2016年12月31日現在における適格自己資金のIFRSの総額を示すものである。

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)
CRR第26条(1)(a)項に基づく基本資本金	135.0	135.0
CRR第26条(1)(c)項に基づく利益剰余金	3,475.1	3,046.2
普通株式等ティア1控除額(ポートフォリオ評価引当金の差額： 報告日現在における前年比)	0.0	-1.6
CRR第26条(1)(d)項およびCRR第468条(経過規定)に基づく再評価 積立金	37.0	44.9
CRR第33条(1)(b)項に基づく発行者自身の債務による信用リスク に対する調整項目による測定の影響	222.4	285.8
CRR第33条(1)(c)項に基づく発行者自身のデリバティブ債務によ る信用リスクに対する調整項目による測定の影響	-0.1	-1.5
CRR第34条に基づく追加的評価調整(健全性の評価)	-353.0	-312.0
CRR第37条に基づく無形固定資産	-17.2	-17.8
ティア1 資本金	3,499.2	3,179.0
CRR第62条(a)項に基づく劣後債務	44.1	46.1
CRR第484条に基づく劣後債務	339.7	413.4
CRR第110条(1)に基づく信用リスク調整	0.0	16.3
ティア2 資本金	383.8	475.8
適格自己資金	3,883.0	3,654.8

信用リスク標準化アプローチに基づき、ビジネス・パートナーの格付が使用され、CVA費用は、自己資金により賄われる。規制上の要件に従い、かかるCVA費用は、デリバティブ取引先の信用度の低下を考慮する。これは、リスク加重資産の相応の増加に繋がる。

前年同様、発行者は、報告年中常に規制上の最低資本要件を満たしていた。以下は、貸借対照表の報告日現在のCRRに従い、グループに関して計算された主要な数値である。

	2016年12月31日 (%)	2015年12月31日 (%)
CRRに従った普通株式等ティア1 資本金比率	23.2	20.2
CRRに従ったティア1 資本金比率	23.2	20.2
CRRに従った合計資本比率	25.7	23.2

(62) 国別の報告

指令2013/36/EU(CRD)第89条に規定される要件は、ドイツ銀行法(Kreditwesengesetz, KWG)第26a条(1)第2文以下により、連邦共和国の法律に転置された。

かかるセクションに従い、CRR機関は、EU加盟国または事務所もしくは登記上のオフィスを有する第三国により記載されるとき、次の情報を、連結ベースで開示することが要求されている。

- 会社名、事業内容および地理的位置
- 取引高
- フルタイム換算による従業員数
- 税引前損益
- 損益に課される税金
- 受領された公的補助金

さらに、CRR機関は、KWG第26a条(1)第4文に従って総資産利益率を開示することを要求されている。

会社名および事業内容

信用機関であるドイツ農林金融公庫および金融機関である完全連結子会社はすべて、連邦共和国のフランクフルト・アム・マインに登録上の住所を持ち、その支店を持たない。そのため、KWG第26a条(1)第2文に従って年次財務諸表に示されるすべての情報が、連邦共和国にのみ関連する。

取引高

取引高は、(IFRSに従って)次の損益計算書の項目の合計として定義される。

- 利息純収益
- 手数料純収益
- その他の営業収益 / 費用
- 金融投資による純損益
- 公正価値およびヘッジ会計による純損益

かかる方法により決定された取引高は、2016年度において93.2百万ユーロ(2015年は529.2百万ユーロ)となった。

2つの子会社、LRBおよびDSVによる連結収益が、2社合わせてグループの連結前の営業収益の1%未満であり、重要性がないため、かかる2社による収益は、上記の表に単独に示されていない。

従業員数

従業員数は、HGB第267条(5)に規定される要件に基づいたフルタイム換算の平均により表示されている。発行者は、2016年において平均278名(2015年は268名)の従業員を雇用し、そのうち221名(2015年は218名)が常勤従業員であった。子会社であるLRBおよびDSVの2社は、自社の従業員を持たない。

税引前利益および損益に課される税金

2016年度において、税引前利益は、5.3百万ユーロ(2015年は445.7百万ユーロ)となり、損益に課される税金は、-1.2百万ユーロ(2015年は-2.6百万ユーロ)となった。

公的補助金

連邦共和国は、制度上の義務(Anstaltslast)を有し、発行者の債務保証(再融資保証)を発行した。発行者は公的補助金を受けていない。

総資産利益率

KWG第26a条(1)第4文に従って、総資産利益率は、IFRSに基づくグループの税引後の純収益およびIFRSに基づくグループの合計資産の比率として計算される。2016年12月31日現在において、0.00%(2015年は0.48%)であった。

(63) 担保として差し入れられるかまたは受領される資産

グループは、専ら既存のおよび予測できる程度の市場リスクのヘッジ目的にデリバティブを使用する。かかる取引は、EU/ OECD諸国の取引先のみと締結される。発行者は、これらの取引先とマスター・ネットリング契約を締結し、これらのネットリング契約に基づき担保契約を締結している。かかる契約は、契約上合意された支給額および最低譲渡金額を超えるデリバティブによるポジティブ評価純額を担保として専らユーロ建の現金預金を提供している。一方、発行者は、ネガティブ評価額に関してそれが対応する引当金および最低譲渡金額を超える場合には、ユーロ建の現金預金を提供することを約束する。EONIA金利が、提供され受け入れられた担保に毎日適用される。利息の支払は、毎月行われる。

デリバティブ金融商品のポジティブ評価額およびネガティブ評価額は、IAS第32.42号に従い相殺されないが、グロス・ベースで報告される。

	ポジティブ評価額		ネガティブ評価額	
	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)
総帳簿価格	6,549.5	7,238.9	7,333.1	7,152.9
担保管理契約による現金担保	2,622.5	2,755.5	2,918.3	2,930.4

以下の資産は、22.7百万ユーロ（2015年は463.1百万ユーロ）の保証付社債の担保として保証登録簿に登録されている。

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
対銀行貸出金	96.1	924.1	-828.0
対顧客貸出金	0.0	0.0	0.0

貸借対照表の期日現在、支払能力を確保するための自由に利用できるリファイナンス能力は、額面金額で20,207百万ユーロ（2015年は20,010百万ユーロ）となった。

2016年12月31日現在、一般担保プールに関するリバース・レボ取引によるユーレックス・クリアリング・アー・ゲー（Eurex Clearing AG）に対する売掛金は2,265百万ユーロ（2015年は1,502百万ユーロ）となった。これにより発行者は、市場価値で2,385百万ユーロ（2015年は1,611百万ユーロ）、額面金額で2,207百万ユーロ（2015年は1,508百万ユーロ）の証券バスケットによる担保を受領した。発行者は、ユーレックス・クリアリング・アー・ゲーに対する担保として、担保価値で700百万ユーロ（2015年は600百万ユーロ）、額面金額で688百万ユーロ（2015年は587百万ユーロ）の有価証券を預託した。

さらに、発行者は、発行者自身のポートフォリオより担保として、担保価値で16百万ユーロ（2015年も16百万ユーロ）、額面金額で13百万ユーロ（2015年も13百万ユーロ）の有価証券を提供した。

（64）偶発債務およびその他の約定

	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2015年12月31日 (単位：百万ユーロ)	変 動 (単位：百万ユーロ)
偶発債務			
保証および補償契約から生じる債務	1.0	1.3	-0.3
その他の約定			
取消不能の貸付約定	990.0	841.7	148.3
合 計	991.0	843.0	148.0

偶発債務は、専ら金利引下げの対象となる貸付けの不足額保証金により構成される。発行者は、不足額保証金を全額担保する見返り保証を連邦政府により付与されている。保証金の取崩しは予想されていない。

その他の約定には、特別支援業務による取消不能の貸付約定が含まれる。これらの約定は、大部分が2017年に実行される。

（65）持分権一覧

次の表は、HGB第313条(2)に従って発行者グループの持分権すべての過不足ない一覧を示すものである。

会社名	株式の割合 (%)	資本 (単位：百万ユーロ)	純損益 (単位：百万ユーロ)
・ 連結財務諸表に含まれる会社			
完全連結子会社			
LR・ベタイリグングスゲゼルシャフト・mbH（フランクフルト・アム・マイン）	100.0	121.9	-0.5
DSV・ゾーロウント・フェアヴァルトウングスゲゼルシャフト・mbH （フランクフルト・アム・マイン）	100.0	13.4	2.2

・連結財務諸表に含まれない会社

子会社			
ゲトライデ・インボルト・ゲゼルシャフト・mbH (フランクフルト・アム・マイン) (注1)	100.0	7.7	0.0
関連会社			
ドイツ農民連合・ドイッチェ・ゲゼルシャフト・フュア・ラントエントゥヴィックルング (DGL)・GmbH (フランクフルト・アム・マイン) (注2)	25.1	7.0	-0.2
その他の持分権			
ラント・データ・ベタイリグングス・GmbH (ハノーバー) (注2)	10.9	1.7	0.4
ラント・データ・GmbH (ハノーバー) (注2)	10.9	4.4	0.2
ラントゲゼルシャフト・メクレンブルト・フォーアポメルン・mbH (リーゼン) (注2)	9.8	45.6	3.2
ニーダーザクセン地方組合mbH (ハノーバー) (注2)	6.3	140.4	26.3
ラントゲゼルシャフト・サクソニー・アンハルト・mbH (マグデブルク) (注2)	5.5	61.6	9.3
ランデスゲゼルシャフトシュレスヴィーク・ホルシュタイン・mbH (キール) (注2)	3.2	69.1	9.8
ドイツ中央協同組合銀行デー・ツェット・バンクAG (フランクフルト・アム・マイン) (注2)	2.2	8,008.0	224.0

(注1) 同社とは、損益譲渡契約が締結されている。

(注2) 2015年12月31日現在における資本および純収益。

子会社であるLRB、DSVおよびGiGの間には、資金調達および資産の譲渡に関し、グループの構造による制限が設けられている。個々のケースにおいて、発行者（株主）による承認が求められる。

連結会社および関連会社に係る追加的な開示

GiGおよびDGLの保有持分権は、重要性がないことから、連結財務諸表には組み入れられていない。発行者が株式を保有するその他の会社は、発行者により管理されておらず、また、発行者がこれらの会社に対して重要な影響力を行使することはできない。したがって、これらの会社に対して保有される持分は、金融投資として報告される。

関連会社であるDGLの現在入手可能なHGBに基づく財務情報は、以下に要約される。

	2015年12月31日 (単位：千ユーロ)	2014年12月31日 (単位：千ユーロ)
資産	19,513.1	19,907.5
債務	12,532.5	12,696.8
当期純損益	-0.2	-0.2

(66) 関連当事者開示

IAS第24号に従い、関連当事者と発行者グループとの間の取引は開示されなければならない。関連当事者とは、近親者を含む理事会および監事会の構成員である。さらに、グループの関連当事者には、監督当局ならびに連結財務諸表には含まれていない子会社（GiG）および持分法を使用して計上されていない関連会社（DGL）が含まれる。

以下の取引は、関連当事者との間で行われた。

	理事会		子会社		関連会社	
	2016年 12月31日 (単位： 千ユーロ)	2015年 12月31日 (単位： 千ユーロ)	2016年 12月31日 (単位： 千ユーロ)	2015年 12月31日 (単位： 千ユーロ)	2016年 12月31日 (単位： 千ユーロ)	2015年 12月31日 (単位： 千ユーロ)
預金	423.3	630.8	8,785.7	8,882.4	496.8	565.4

上記の預金は、無担保および変動利付である。理事会による預金は、経常収支および投資勘定に保有される預金に関わるものであり、発行者の従業員に一般的に適用される条件の対象となる。経常収支預金は、請求払であり、投資勘定預金は、半年に一度支払われる。貸付債権および有価証券に関する取引は行われなかった。

グループとGiGとの間に締結された管理サービス契約に基づき、グループは、2016年度において99.3千ユーロ（2015年は87.0千ユーロ）の利益を得た。GiGにおける当期の監査活動に係る内部監査サービスのため、グループは、1.7千ユーロ（2015年は1.5千ユーロ）を得た。グループは、GiGに対し、年金制度の赤字に関連する債務である121.0千ユーロ（2015年は97.7千ユーロ）の負債を有していた。損益譲渡契約により、グループは、GiGの106.7千ユーロ（2015年は75.5千ユーロ）の純損失を吸収した。

6.1百万ユーロ（2015年は6.2百万ユーロ）の引当金は、現在清算中のDGLの年金給付金の支払に充当するためのグループの約定債務に関連する。

DGLとのサービス契約に基づき、グループは、24.6千ユーロ（2015年も24.6千ユーロ）の収益を得た。

グループでは、監事会の構成員との取引は一切なかった。

発行者は、ドイツ連邦財務省と協議の上で決定を下す監督当局の法的監督下に置かれている。監督当局は、発行者の業務が、農業および農村地域の発展に関し、公益に一致するものであり、かつ銀行の業務が、法律および銀行の定款に準拠したものであることを確実にする。

前年度同様、2016年には、監督当局または監督当局の管理下にある会社もしくは監督当局が重要な影響力を行使する会社との間に重要な取引は行われなかった。

2016年度に関して、理事会の構成員の報酬が以下のとおり決定された。

	固定報酬額（注1）		変動報酬額		その他の報酬額		報酬額合計	
	2016年 （単位： 千ユーロ）	2015年 （単位： 千ユーロ）	2016年 （単位： 千ユーロ）	2015年 （単位： 千ユーロ）	2016年 （単位： 千ユーロ）	2015年 （単位： 千ユーロ）	2016年 （単位： 千ユーロ）	2015年 （単位： 千ユーロ）
ハンス・ベルンハルト	700.0	530.0	120.0	235.0	41.2	41.1	861.2	806.1
ホルスト・レインハルト博士	700.0	530.0	120.0	235.0	27.0	26.6	847.0	791.6
イムケ・エトリ（注2）	300.0	400.0	0.0	100.0	273.9	11.8	573.9	511.8
合 計	1,700.0	1,460.0	240.0	570.0	342.1	79.5	2,282.1	2,109.5

（注1）報酬システムの変更（2016年度より効力発生）の結果、ベルンハルト氏およびレインハルト博士それぞれの金額は、合計170.0千ユーロの固定の一時金を含む。

（注2）2016年9月30日まで構成員であった。

報酬は、会計年度末から12か月以内に支払われるため、当期給付金としてのみ分類される。2015年度の変動報酬額のうち40%は、3年の期間に振り分けられ、関連する条件が満たされた場合、2017年から2019年にわたって支払われる。

理事会の構成員に対する年金債務は、2016年12月31日現在10,575.7千ユーロ（2015年は10,052.7千ユーロ）であった。2016年度の人件費として分類される理事会の構成員に関連する年金引当金への付加金は、739.4千ユーロ（2015年は745.9千ユーロ）であった。

理事会の前構成員、前理事および遺族への年金債務およびその他の債務は、2016年12月31日現在総額19,282.6千ユーロ（2015年は19,508.2千ユーロ）であった。当該決算期間に支払われた給付金およびその他の報酬は1,334.9千ユーロ（2015年は1,311.8千ユーロ）であった。

報酬に関する規定に従い、監事会会長は30.0千ユーロ（2015年も30.0千ユーロ）、副会長は20.0千ユーロ（2015年も20.0千ユーロ）およびその他の全構成員は10.0千ユーロ（2015年も10.0千ユーロ）の年間基本報酬を得る。加えて、監事会の構成員は、委員会の構成員は2.0千ユーロ（2015年も2.0千ユーロ）、監事会の議長を務める構成員は、4.0千ユーロ（2015年も4.0千ユーロ）の報酬を得る。

当該年中に監事会構成員に対して支払われた報酬総額は、282.5千ユーロ（2015年は292.5千ユーロ）（ともに付加価値税を含む。）であった。

以下の表は、付加価値税を含まない、監事会各構成員への報酬額を示したものである。

	就任期間		報酬額	
	2016年	2015年	2016年 (単位： 千ユーロ)	2015年 (単位： 千ユーロ)
ヨアヒム・ルクヴィード	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	42.0	42.0
クリスティアン・シュミット(注1)	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	22.0	22.0
ゲオルク・ファーレンション	1月1日 - 6月30日	1月1日 - 12月31日	7.0	14.0
ウド・フォルガート	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	14.0	14.0
ロベルト・クロース博士	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	14.0	14.0
ベルンハルト・クルースケン	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	15.5	14.0
ミヒャエル・ロイター	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	14.0	14.0
キャロライン・トフェル博士	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	14.0	12.3
ヴェルナー・ヒルス	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	12.0	12.0
マンフレッド・ニュッセル	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	12.0	12.0
ハラルド・ショーム	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	12.0	12.0
ブリギッテ・シェルブ	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	12.0	12.0
コンラート・ヴァイテラー	1月1日 - 8月24日	1月1日 - 12月31日	6.7	10.0
マルクス・プレイヤー博士(注2)	1月1日 - 12月31日	-	14.5	-
ウェルナー・シュバルツ	1月1日 - 12月31日	-	10.0	-
ロルフ・ボエシンガー博士	1月1日 - 12月31日	-	10.0	-
ブリギット・ケラー	1月1日 - 12月31日	-	10.0	-
ヴォルフガング・ライマー	1月1日 - 5月2日	-	3.3	-
ピーター・ホーク	5月12日 - 12月31日	-	6.3	-
クラウス・シュタイン博士	-	1月1日 - 11月30日	-	16.2
ノルベルト・シンドラー	-	1月1日 - 12月31日	-	12.0
ヘルムート・ブラナー	-	1月1日 - 12月31日	-	10.0
マティーアス・シュタウフ教授	-	1月1日 - 12月31日	-	10.0
イェルク・フォゲルサンガー	-	1月1日 - 12月31日	-	10.0
報酬額合計			251.3	262.5

(注1) ノイエ・シナゴーク・ベルリン＝ユダヤ文化センター (Neue Synagoge Berlin - Centrum Judaicum)、アルバイトゲ
マインシャフト・デア・エヴァンゲリッシェン・ユーゲント・イン・ドイチェランド e.V. (Arbeitsgemeinschaft der
Evangelischen Jugend in Deutschland e.V.) およびフォーデルフェライン・ブレッヒシャッツ/フェアライン・
ツォア・フォルデラング・デア・ポオザネンコールアルバイト・イン・バイエルン e.V. (Förderverein
BlechSchatz/Verein zur Förderung der Posaunenchorarbeit in Bayern e.V.) への直接寄付。

(注2) 2015年12月21日から構成員となり、2015年度の報酬はなかった。

HGBに基づく追加の開示

(67) 平均従業員数

	男性		女性		合計	
	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年
常勤従業員	141	135	80	83	221	218
非常勤従業員	9	5	48	45	57	50
合 計	150	140	128	128	278	268

(68) 監査役報酬

	2016年 (単位：千ユーロ)	2015年 (単位：千ユーロ)
監査業務(＊)	304.4	286.4
その他の認証業務	82.9	65.4
税務コンサルティングサービス	0.0	20.5
諸業務	393.6	352.2
合 計	780.9	724.5

(＊) 2016年の監査サービスに係る報酬のうち、23.0千ユーロは前年度に関するものである。2015年の監査サービスに係る報酬のうち、18.4千ユーロは2014年に関するものである。

GCGCの適合宣言は、提出され、発行者のウェブサイトにおいて一般に公開されている。

フランクフルト・アム・マイン、2017年 3 月15日 ドイツ農林金融公庫 理事会

ホルスト・レインハルト博士
ハンス・ベルンハルト

理事会による責任表明

発行者の知る限りにおいて、適用ある報告原則に基づき、連結財務諸表は、グループの純資産、財政状態および業績について真実かつ公正な見解を示しており、また、グループの連結管理報告書には、グループの業務の発展および業績ならびにグループの状態について公平な報告と、予想されるグループの発展に伴う主な機会およびリスクに関する記述が含まれている。

フランクフルト・アム・マイン、2017年 3 月15日 ドイツ農林金融公庫 理事会

ホルスト・レインハルト博士
ハンス・ベルンハルト

ドイツ農林金融公庫貸借対照表

(2017年12月31日現在)

資産

	注記	(単位： 百万ユーロ)	(単位： 百万ユーロ)	(単位： 百万ユーロ)	2016年12月31日 現在(単位： 百万ユーロ)
1. 現金および中央銀行口座残高					
a) 手元現金			0.1		0.2
b) 中央銀行口座残高			28.3		6.5
うち、 ドイツ連邦銀行 28.3百万ユーロ (2016年：6.5百万ユーロ)				28.4	6.7
2. 対銀行貸出金	11				
a) 請求払			5,669.2		874.8
b) その他の貸出金			54,863.0		56,919.0
				60,532.2	57,793.8
3. 対顧客貸出金	12				
うち、担保による保証 -.-百万ユーロ (2016年：-.-百万ユーロ)					
うち、地方自治体への貸付金 6,845.7百万ユーロ (2016年：6,003.4百万ユーロ)				6,883.9	6,048.2
4. 債券およびその他固定利付証券	13/17				
a) 中長期債券					
aa) 公共部門の発行体 うち、 ドイツ連邦銀行への適格担保有価証券 560.1百万ユーロ (2016年：1,175.4百万ユーロ)		689.4			1,299.0
ab) その他の発行体 うち、 ドイツ連邦銀行への適格担保有価証券 12,183.6百万ユーロ (2016年：13,064.8百万ユーロ)		15,153.4	15,842.8		16,240.7
b) 発行者自身の債務証券 額面金額 28.2百万ユーロ (2016年：300.3百万ユーロ)			27.5		224.9
				15,870.3	17,764.6
5. 株式およびその他の変動利付証券	14			0.1	0.1
6. 持分権	15/17				
うち、銀行 321.9百万ユーロ (2016年：321.9百万ユーロ)					
うち、金融機関 -.-百万ユーロ (2016年：-.-百万ユーロ)				326.2	326.2
7. 関連会社への投資	15/17				
うち、銀行 -.-百万ユーロ (2016年：-.-百万ユーロ)					
うち、金融機関 -.-百万ユーロ (2016年：-.-百万ユーロ)				49.6	49.6
8. 信託保有の資産	16				
うち、信託保有の貸付 112.4百万ユーロ (2016年：113.0百万ユーロ)				112.4	113.0
9. 無形固定資産	17				
a) 購入済みの土地使用権、工業用不動産および 類似の権利				10.9	11.4
10. 固定資産	17			15.5	14.8
11. その他の資産	18			5,359.9	2,918.6
12. 前払費用	19				
a) 発行業務および貸付業務			1,353.2		945.8
b) その他			242.6		259.1
				1,595.8	1,204.9

資産合計	90,785.2	86,251.9
------	----------	----------

ドイツ農林金融公庫貸借対照表

(2017年12月31日現在)

負債および資本

	注記	(単位： 百万ユーロ)	(単位： 百万ユーロ)	(単位： 百万ユーロ)	2016年12月31日 現在(単位： 百万ユーロ)
1. 対銀行債務	20				
a) 請求払			38.3		6.4
b) 合意された条件または通知期間の付された債務			2,672.3		3,047.2
				2,710.6	3,053.6
2. 対顧客債務	21/31				
a) その他の債務					
aa) 請求払			162.9		190.6
ab) 合意された条件または通知期間の付された債務			3,691.4		3,576.0
				3,854.3	3,766.6
3. 証券化債務	22				
a) 発行済みの債務証券				76,894.5	69,982.0
4. 信託保有の債務	23				
うち、信託保有の債務					
112.4百万ユーロ				112.4	113.0
(2016年：113.0百万ユーロ)					
5. その他の債務	24			208.8	2,628.3
6. 繰延収益	25				
a) 発行業務および貸付業務による繰延収益			238.6		258.3
b) その他			1,442.6		1,056.3
				1,681.2	1,314.6
7. 引当金	26				
a) 年金および類似義務に関する引当金			111.2		105.6
b) その他の引当金			361.1		362.6
				472.3	468.2
8. 劣後債務	27			405.7	615.1
9. 一般銀行業務リスクに関する基金				3,195.6	3,106.9
10. 資本	46				
a) 資本金			135.0		135.0
b) 利益剰余金					
ba) 公庫法第2条(2)に定める基本準備金		1,052.7			
保証準備金からの組入れ		0.1			
純収益からの組入れ		45.7	1,098.5		1,052.7
bb) 公庫法第2条(3)に定める保証準備金		1.1			
公庫法第2条(3)に定める保証準備金からの戻入れ		0.1	1.0		1.1
c) 配当可能利益			15.3		14.8
				1,249.8	1,203.6
負債および資本合計				90,785.2	86,251.9
1. 偶発債務	29				
a) 債務保証および補償契約から生じる債務				0.9	1.0
2. その他の融資	30				
a) 取消不能のローン・コミットメント				956.3	990.0

ドイツ農林金融公庫損益計算書
(自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日)

	注記	2017年 (単位： 百万ユーロ)	2017年 (単位： 百万ユーロ)	2017年 (単位： 百万ユーロ)	2016年 (単位： 百万ユーロ)
1. 利息収益	39				
a) 貸付および市場取引		3,125.4			3,171.9
b) 固定利付証券および記名式債務請求権		352.0			469.0
			3,477.4		3,640.9
マイナスの金利の減少：31.6百万ユーロ					-19.6
2. 利息費用	40		3,179.7		3,329.2
プラスの金利の増加：4.0百万ユーロ					-7.3
				297.7	311.7
3. 当期収益					
a) 株式およびその他の変動利付証券			0.0		0.0
b) 持分権			7.9		6.9
				7.9	6.9
4. 手数料収益			0.1		0.2
5. 手数料費用			2.0		2.3
				-1.9	-2.1
6. その他の営業収益	41			5.4	9.2
7. 管理費					
a) 人件費					
aa) 賃金		26.0			24.7
ab) 社会保障拠出金ならびに年金および福利厚生費用		5.9			3.7
			31.9		28.4
うち、年金：2.6百万ユーロ					-0.4
b) その他の管理費			31.5		25.7
				63.4	54.1
8. 無形固定資産および有形固定資産の減価償却費、 分割償却費および評価減				5.9	7.0
9. その他の営業費用	42			14.9	9.1
10. 貸出金および特定の有価証券の組入れおよび評価 減ならびに貸倒引当金への追加				101.8	0.4
11. 持分権、関連企業への投資および固定資産として 保有する有価証券の償却費の戻入れによる収益				27.8	0.7
12. 一般銀行業務リスクに関する基金追加分				88.7	195.7
13. 経常的活動の利益				62.2	60.1
14. 収益にかかる税金			1.1		1.0
15. 「その他の営業費用」に含まれないその他の税金			0.1		0.1
				1.2	1.1
16. 純収益				61.0	59.0
17. 利益剰余金からの戻入れ					
公庫法第2条(3)に定める保証準備金からの戻入れ				0.1	21.6
18. 利益剰余金への組入れ					
公庫法第2条(2)に定める基本準備金への組入れ					
保証準備金からの組入れ				0.1	21.6
純収益からの組入れ				45.7	44.2
19. 配当可能利益				15.3	14.8

キャッシュフロー計算書
(2017年12月31日に終了した年度)

(単位:百万ユーロ)	2017年	2016年
かかる期間の純損益	61	59
貸出金および固定資産の評価減による減価償却費、引当金および戻入れ	7	6
引当金の増減	4	10
その他の非現金費用 / 収益	224	196
その他の調整 (正味)	-233	-226
対銀行貸出金の増減	-2,873	-2,112
対顧客貸出金の増減	-835	-743
営業活動によるその他の資産の増減	-2,835	-95
対銀行債務の増減	-343	-408
対顧客債務の増減	87	-196
証券化債務の増減	6,912	2,677
営業活動によるその他の債務の増減	-2,071	72
利息費用 / 利息収益	-298	-312
所得税に関する費用 / 収益	1	1
受取利息および受取配当金	3,655	3,779
支払利息	-3,124	-3,241
支払所得税	-1	-1
営業活動によるキャッシュフロー	-1,662	-534
金融投資の処分による収入	4,338	3,740
金融投資への投資による支払い	-2,443	-3,201
固定資産への投資による支払い	-2	-1
無形固定資産への投資による支払い	-4	-4
投資活動によるキャッシュフロー	1,889	534
公庫法第9条に定める配当可能利益の処分	-15	-14
その他の財務活動による純増減	-191	-
財務活動によるキャッシュフロー	-206	-14
現金および現金同等物の純増減	21	-14
期首現在現金および現金同等物	7	21
期末現在現金および現金同等物	28	7

キャッシュフロー計算書は、2017年度および2016年度における、営業、投資および財務活動による現金および現金同等物の変動を示している。現金および現金同等物は、貸借対照表に報告される現金および中央銀行口座残高に対応する。

営業活動へのキャッシュフローの組入れは、営業利益の定義に基づいている。投資活動および財務活動によるキャッシュフローは、財務会計に直接由来している。投資活動によるキャッシュフローは、固定資産および無形固定資産の収入および支払いならびに固定資産として保有する有価証券の収入および支払いから生じる。財務活動による純増減は、規制上のティア2資本の収入および支払いならびに配当可能利益の処分を含む。

キャッシュフロー計算書は、ドイツ会計基準第21号に定められる規定に従って作成された。

キャッシュフロー計算書は、流動性ポジションの指標としての情報有益性は限られている。流動性管理に関する詳細については、管理報告書に記載の情報を参照のこと。

2017年12月31日現在における資本変動計算書

(単位:百万ユーロ)	基礎資本金	基本準備金	保証準備金	配当可能利益	2017年合計
1月1日現在における資産	135.0	1,052.7	1.1	14.8	1,203.6
配当利益	-	-	-	-14.8	-14.8
純収益	-	45.7	-	15.3	61.0
保証準備金への組入れ/戻入れ	-	0.1	-0.1	-	-
12月31日現在における資産	135.0	1,098.5	1.0	15.3	1,249.8

2016年12月31日現在における資本変動計算書

(単位:百万ユーロ)	基礎資本金	基本準備金	保証準備金	配当可能利益	2016年合計
1月1日現在における資産	135.0	986.9	22.7	14.3	1,158.9
配当利益	-	-	-	-14.3	-14.3
純収益	-	44.2	-	14.8	59.0
保証準備金への組入れ/戻入れ	-	21.6	-21.6	-	-
12月31日現在における資産	135.0	1,052.7	1.1	14.8	1,203.6

会計基準

発行者は、フランクフルト・アム・マインに登録上の住所を有する。発行者は、フランクフルト・アム・マインの地方裁判所の商業登記所に、登記番号「HRA 30636」で登記されている。

発行者の年次財務諸表は、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch, HGB）ならびに銀行および金融機関に関するドイツ会計指令（Verordnung über die Rechnungslegung der Kreditinstitute und Finanzdienstleistungsinstitute, RechKredV）の規定に従って作成されている。貸借対照表および損益計算書の構造は、銀行および金融機関に関するドイツ会計指令（RechKredV）の規定する雛形に基づいている。しかし、雛形が含めていても発行者が用いていない貸借対照表項目については報告されていない。

HGB第290条(5)および第296条(2)に規定される免責を考慮すると、発行者は、ドイツ商法に基づき連結財務諸表を作成することを法律によって義務付けられてはいない。そのため、HGB第315e条に従い、発行者には、IFRSに基づく連結財務諸表を作成する義務もない。発行者による任意の連結財務諸表は作成されていない。

発行者は、ドイツ法人税法（Körperschaftsteuergesetz, KStG）第5条(1)第2項およびドイツ取引税法（Gewerbesteuer-gesetz, GewStG）第3条第2項に従って法人税を免除されている。したがって、HGB第274条に基づく繰延税金は、発行者の年次財務書類で認識される必要がない。

会計方針

(1) 一般的な開示

資産、負債および未決取引は、信用機関向けの補足規定（HGB第340条以下）を考慮して、HGB第252条以下の規定に基づき測定される。2017年12月31日現在の年次財務諸表は、一般に前年の年次財務諸表に適用されたのと同じ会計方針に基づいている。変更（もしあれば）については、下記を参照のこと。

発行者は、ドイツ銀行法（Kreditwesen-gesetz, KWG）第1条(35)および規則575/2013/EU第86号の第4条(1)に基づき、商業帳簿を有さない。

(2) 金融商品の認識および測定

銀行および金融機関に関するドイツ会計指令（RechKredV）第11条に従い、プロ・ラタ利息は、対応する貸借対照表項目において報告される。

貸出金 / 負債

貸出金は、HGB第340e条（２）に従って、すなわち減損（もしあれば）控除後の名目価額で計上される。負債は、HGB第253条（１）第２文に従って、決済金額で認識される。貸出金および負債の割増および割引は、前払費用または繰延収益のいずれかとして報告される。ゼロ・クーポン社債は、発行利回りに基づくプロ・ラタ利息を加算した発行価格で認識される。

有価証券

すべての有価証券は、減損控除後の償却原価で計上される。減損戻入は、減損理由がもはや適用されない場合に認識される。

社債は、一般に外部サービス業者が提供した市場データに基づき測定される。かかる市場データが入手不能である場合、社債は、割引キャッシュフロー法を用いて測定される。評価は、当該通貨圏の無リスク金利曲線に、満期に相当するクレジット・スプレッドを加えたものに基づく。

固定資産として保有される固定利付有価証券は、HGB第253条（３）第５文に従って、緩和された低価法を用いて測定される。ドイツ経済監査士協会（IDW）の保険委員会が定めた基準に従って、発行者は、社債の価格が貸借対照表日直近の６か月間の社債の帳簿価格を20%超下回った場合、または過去12か月間の毎日の市場価格の平均が帳簿価格を10%超下回った場合、減損は永続すると想定している。

これらの有価証券は長期にわたり保有されることが予測されるため、減損が一時的なものと考えられる場合、公正価値への評価減は認識されない。特に、評価減は、特定された減損が将来の財務業績に関して一時的な影響しか持たず、有価証券が満期時に全額償還されると予測される場合、認識されない。

株式ならびに社債およびその他の固定利付有価証券は、流動性準備金に割り当てられる限度まで、厳格な低価法（HGB第253条（４））を用いて測定される。これらの商品は、その比較的低い公正価値の額まで評価減される。

持分権および関連会社

持分権および関連会社への投資は、評価減控除後の原価で計上される。

デリバティブ

デリバティブは、既存のまたは予測される市場リスクのヘッジ商品としてのみ使用される。デリバティブによる評価効果は、銀行帳簿の損失のない評価において考慮される。

その他の資産 / 負債

その他の資産および負債は、額面金額で認識される。

（３）金融商品の公正価値の決定

公正価値は、市場参加者間での秩序ある取引において、資産を売却するために受け取る価格または負債を譲渡するために支払う価格である。公正価値は、直接的に観測可能な市場価格または評価モデルおよび観測可能な市場パラメータに基づく自己の計算のいずれかを用いて決定される。オプション機能のない契約の公正価値は、予想される将来のキャッシュフローの割引に基づいて決定される（割引キャッシュフロー（DCF）法）。ヘッジ対象項目は、ベースス・カーブに、信用の質で決まるクレジット・スプレッドを加えたものを用いて割り引かれる。

デリバティブの割引は、OIS（翌日物金利スワップ）カーブに加えて、ベースス・スワップ・スプレッドおよびクロス通貨（CCY）ベースス・スワップ・スプレッドに基づいている。これらは、満期および通貨により分類され、外部の市場データの提供者により取得される。オプション機能の付された契約（オプションに基づく契約）は、標準的なオプションのプライシング・モデルを用いて評価される。上記の金利曲線およびスプレッドを除き、ボラティリティおよび観測可能な市場のデータ間の相互関係も計算の際に考慮される。

(4) 貸倒引当金

貸付業務における特定可能なリスクは、特定評価引当金または特定評価引当金繰入額の認識を通じて考慮される。潜在的（信用）リスクは、貸借対照表において報告される一般銀行リスク向け資金について、また、HGB第340f条に基づく一般評価引当金および偶発損失積立金の認識によって、考慮される。

各貸借対照表日現在、発行者は、元利金の全額が契約条項に従って支払われないことを裏付ける客観的な証拠の有無を評価する。会計目的上、銀行は、特定評価引当金の認識が必要であるかを決定するために、以下の基準を用いる。

- ・非投資適格という内部信用格付
- ・不履行、差し控えまたは再構築エクスポージャー
- ・ビジネス・パートナーの信用度の大幅な低下
- ・ビジネス・パートナーの所在国の信用度の大幅な低下

一般評価引当金は、KWG第19条（ 1 ）に基づくリスクにさらされる貸付金総額、デフォルトの可能性およびデフォルト時損失（LGD）率を用いて、計算される。中長期債券は、償却原価で認識される範囲で考慮される。

当該年中、貸付金ポートフォリオ・モデルは、信用リスク測定に関して改良された。したがって、デフォルトの可能性およびLGD率に対して調整が行われたが、かかる調整は一般評価引当金の計算にも影響を及ぼした。さらに、貸付金額は、もはや帳簿価格に由来しないが、満期の残存期間が1年超の割引キャッシュフローに基づき決定される。

発行者における債務不履行数が少ないため、デフォルトの可能性は、フィッチ、ムーディーズおよびスタンダード・アンド・プアーズといった格付機関が提供する1年以内にデフォルトが起きる可能性の長期的な平均を用いて、決定される。デフォルトの可能性は、各事業パートナーの信用度に基づき割り当てられ、もはや特定商品の信用度に基づかない。

特定商品および様々な種類の事業取引のLGD率は、それぞれの担保を考慮し、分析的で専門家の意見に基づく手続を用いて決定される。これらはもはや、規制上の基本的なIRB手法に従った45%という一括レートでは考慮されない。

かかる調整は、計算済みの一般評価引当金に対して互恵的效果を有する。特定商品および様々な種類の事業取引の新LGD率の効果は顕著であるため、発行者は、損益を通じて16百万ユーロの一般評価引当金を戻し入れた。有価証券については、0.9百万ユーロが一般評価引当金に割り当てられた。

一般評価引当金向けのデータの入力パラメータの計算の新技术法は、HGB第252条（ 2 ）に規定された、正当化されている例外である。専門家の意見に基づく手続を用いることにより、潜在的デフォルトリスクがより正確に測定され、その結果、純資産、財政状態および営業業績についての真実かつ公正な見解がより正確に表示される。

(5) 銀行帳簿の損失のない評価

銀行帳簿（利息帳簿）（IDW RS BFA 3）における固定利付取引の損失のない評価の個別面に関するIDW意見書に従って、偶発損失準備金は、取引の全体評価における銀行帳簿／受益権帳簿による超過債務について認識しなければならない。

定期的（損益計算書）アプローチが、銀行帳簿の損失のない評価の範囲内で引当金として認識されることが必要な額を計算するために用いられた。銀行帳簿は、銀行のすべての利付取引から構成され、統一基準で管理される。計算目的上、銀行勘定における将来の損益は、金利のクローズ・ポジションおよびオープン・ポジションが寄与した収益により決定された。

これらの将来のキャッシュフローは、報告日現在、各期間に対応する一般に認識された通貨市場および資本市場のレートを用いて割り引かれた。リスク費用は、将来の予想損失に基づき計算され、ポートフォリオ運用の管理費のプロ・ラタ分配は、内部分析に基づき決定された。2017年12月31日現在、この計算に基づき引当金を計上する必要はなかった。

(6) 信託保有の資産／負債

信託保有の資産および負債は、銀行および金融機関に関するドイツ会計指令（RechKredV）第6条に従って、個別の貸借対照表項目として報告される。信託保有の資産と信託保有の負債との関係により、双方共に額面金額で認識される。

（7）固定資産および無形固定資産

ドイツ商法に従い、固定資産および無形固定資産は、予測耐用年数にわたり、減価償却費を控除した原価により報告される。

固定資産の減価償却費および無形固定資産の減価償却費は、建物については33年から50年、営業および事務所設備については3年から6年の予測耐用年数にわたり、定額方式を用いて認識される。無形固定資産は、4年間にわたり定額法にて償却される。

（8）前払費用／繰延収益

前払費用および繰延収益は、HGB第250条（1）に従って報告され、実効利率法を用いて該当期間にわたりプロ・ラタ期間で償却される。

（9）引当金

引当金は、健全な事業判断の原則を適用し、将来の価格上昇および費用増加を考慮して、予想決済金額で負債として認識される。残存期間が1年超の引当金は、貸借対照表日まで割り引かれる。

年金引当金

年金債務は、引当金の残存期間に相当する過去10会計年度の平均市場金利を用いて割り引かれる。用いられるレートは、引当金の割引に関するドイツの規則（Rückstellungsabzinsungsverordnung, RückAbzinsV）に従って、ドイツ連邦銀行（Deutsche Bundesbank）により毎月決定および公表される。HGB第253条（2）第2文に従い、年金債務引当金は、15年の想定残存期間に適用される平均市場金利で割り引かれる。

HGB第253条（2016年の改正を含む。）に従い、年金債務引当金は、残存期間（2015年度まで（当年度を含む。）は過去7会計年度の平均市場金利）に従って、過去10会計年度の平均市場金利を用いて割り引かれる。結果として生じた差額は、2017年において14百万ユーロ（2016年は11百万ユーロ）であった。HGB第253条（6）第2文に従い、利益は、分配後に残存している分配可能準備金に、繰延利益を加え、繰延損失を控除して、少なくともHGB第253条（6）第1文に従って決定される差額と等しくなった場合にのみ、分配することができる。

年金引当金は、予測単位積増（PUC）方式を用いて、年金数理原則に従って測定される。PUC方式の下では、引当金額は、年金給付額算定方式および受給権確定条項に従い該当日以前の過去の在職期間において従業員が得た、年金債務の年金数理に基づく現在価値として定義される。クラウス・ホイベック博士により開発され、2016年に完全調整された2005G生命表は、バイオメトリック計算パラメータ（2016年は2011年について完全調整）として使用された。以下のパラメータは、2017年12月31日現在の計算の基礎として使用された。

	2017年	2016年
HGB第253条（2）第2文に従った割引率	年率3.68%	年率4.01%
キャリア動向	年率1.00%	年率1.00%
予測される賃金増加倍率	年率2.25%	年率2.25%
予測される年金増加倍率（調整範囲）	年率1.0%～2.25%	年率1.0%～2.25%
従業員離職	平均年率3.50%	平均年率2.00%
消費者物価指数（CPI）の上昇	年率1.75%	年率1.50%
拠出金上限の伸び	年率2.50%	年率2.50%

その他の引当金

その他の引当金は、引当金の残存期間に相当する過去7会計年度の平均市場金利で割引かれる。使用される金利は、引当金の割引に関するドイツの規則に従って、ドイツ連邦銀行（Deutsche Bundesbank）により毎月決定および公表される。

特別支援貸付引当金は、全期間におけるまたは再価格決定日までの金利引下げを対象としている。特別支援貸付けのために行われた金利引下げの会計近代化法に基づく調整以前に記録された引当金は、商法基本法（Einführungsgesetz zum Handelsgesetzbuch, EGHGB）の第67条（1）第2文に基づき利用可能なオプションを参照して、維持される。

（10）評価単位 / 外貨換算

外貨換算および貸借対照表における通貨ヘッジをしない取引の表示は、HGB第340h条ならびにHGB第256a条およびHGB第252条（1）4号に従って行われる。HGB第277条（5）第2文に従い、為替差益は、為替差損がその他の営業費用において報告されるのに対して、その他の営業収益において報告される。

発行者は、通貨リスクをヘッジするために、FXスワップおよび通貨スワップを用いる。通貨ヘッジは、HGB第254条に基づく評価単位を用いて、貸借対照表において表示される。これらの評価単位において、ヘッジ対象項目のキャッシュフローは、ヘッジ商品すなわちデリバティブ（完全なヘッジ）に全額反映される。銀行は、ヘッジ対象項目とヘッジ商品との間の価値の変動を相殺するために、ネット・ヘッジ表示法（Einfrierungsmethode）を用いる。ヘッジ関係の効果を測定するために、銀行は、ヘッジ対象項目のキャッシュフローとヘッジ商品のキャッシュフローを比較する主要条件一致法を用いる。対応するヘッジ対象項目およびヘッジ・デリバティブの為替レートの変動は、それぞれの満期日までの残存期間にわたって相殺し合う。

必要に応じて、追加のヘッジ対象項目およびヘッジ商品は、HGB第254条の目的の範囲において、評価単位にまとめられる。

外貨建の資産、負債および未決取引は、2017年12月29日現在の直物相場の仲値でユーロに換算された。かかる目的のため、発行者は、欧州中央銀行制度（ESCB）の参照レートを使用する。

貸借対照表の注記

以下の注記および開示は、個々の項目が貸借対照表において表示されている順に表示されている。下記に示された金額と貸借対照表における報告金額との差額は、プロ・ラタ利息を除外していることに起因する。

（11）対銀行貸出金

満期までの残存期間別の内訳	2017年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)
請求払	5,669	875
その他の貸出金		
- 3か月以下	2,155	3,988
- 3か月超1年以下	5,921	6,190
- 1年超5年以下	22,566	23,052
- 5年超	23,400	22,845
合 計	59,711	56,950

前年同様、対銀行貸出金には、対関連会社貸出金は含まれない。持分利益が保有されている会社に対する貸出金は、4,517百万ユーロ（2016年は4,102百万ユーロ）である。

（12）対顧客貸出金

満期までの残存期間別の内訳	2017年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)
- 3か月以下	97	15
- 3か月超1年以下	417	294
- 1年超5年以下	1,148	1,329
- 5年超	5,029	4,234

合 計	6,691	5,872
-----	-------	-------

前年同様、対顧客貸付金には、対関連会社貸付金は含まれない。2017年12月31日現在、持分利益が保有されている会社に対する貸出金は、前年同様存在しなかった。さらに、銀行および金融機関に関するドイツ会計指令（RechKredV）第9条（3）第1項の意味の範囲内における期間の定めのない対顧客貸付金は存在しない。

（13）社債およびその他の固定利付有価証券

社債およびその他の固定利付有価証券のポートフォリオ総額は、金融投資として計上される。前年同様、流動性準備金に保有される有価証券は存在しない。

固定資産として保有されている有価証券は、15,677百万ユーロ（2016年は17,508百万ユーロ）の帳簿価格で報告されている。879百万ユーロの公正価値を超える金額で報告された有価証券の帳簿価格は、総額で893百万ユーロである。これらの有価証券の公正価値は、市場価格に基づき決定された。前年同様、永続的な減損は存在しない。したがって、未実現評価減は、14百万ユーロ（2016年は13百万ユーロ）である。

前年同様、社債およびその他の固定利付有価証券には、関連会社または持分利益が保有されている会社の有価証券は含まれない。

証券取引所への上場および満期までの残存期間に関する開示

証券取引所への上場	2017年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)
-上場有価証券	15,332	17,195
-非上場有価証券	346	313
合 計	15,678	17,508

満期までの残存期間が1年以下	2017年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)
公共部門の発行者によるもの	-	205
その他の発行者によるもの	1,917	3,007
合 計	1,917	3,212

（14）株式およびその他の変動利付有価証券

前年同様、保有するすべての株式およびその他の変動利付有価証券には市場性があり、かつ上場されている。

（15）持分権および関連会社への投資

発行者は、326百万ユーロ（2016年も326百万ユーロ）の持分権を保有し、また、関連会社に対し50百万ユーロ（2016年も50百万ユーロ）の投資を行っている。前年同様、持分権および関連会社への投資に市場性のある有価証券は含まれない。

（16）信託保有の資産

内訳	2017年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)
発行者が保有する連邦共和国の特別目的基金に対する売掛金	112	113
対銀行貸出金	0	0
合 計	112	113

（17）固定資産

固定資産の変動計算書（単位：百万ユーロ）

無形固定資産

固定資産

金融投資

	ソフトウェア およびライセンス	土地建物	00E (注 1)	有価証券	持分権	関連会社への 投資
取得原価						
2017年 1 月 1 日現在の原価	31	20	12	17,765	326	50
付加	4	-	2			
処分	-	-	0			
移転	-	-	-			
金融投資の純変動 (注 2)				-1,895	-	-
2017年12月31日現在の原価	35	20	14	15,870	326	50
減価償却費および評価減						
2017年 1 月 1 日現在の減価償却費および 評価減の累計	19	6	11			
処分による減価償却費および評価減の累計	-	-	0			
2017年の減価償却費および評価減	5	1	1			
2017年12月31日現在の減価償却費および 評価減の累計	24	7	12			
評価減の戻入れ	-	-	-			
2017年12月31日現在の帳簿価格	11	13	2	15,870	326	50
2016年12月31日現在の帳簿価格	11	14	1	17,765	326	50

(注 1) 営業および事務所設備。

(注 2) ドイツ会計指令 (RechKredV) 第34条 (3) 第 2 文に規定される純変動。

(18) その他の資産

内訳	2017年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)
デリバティブに係る差入現金担保	5,359	2,918
合 計	5,359	2,918

(19) 前払費用

内訳	2017年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)
貸付業務による割増	1,056	700
発行業務による割引	297	246
デリバティブ取引による前払金	241	257
合 計	1,594	1,203

(20) 対銀行債務

満期までの残存期間の内訳	2017年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)
- 3 か月以内	-	230
- 3 か月超 1 年以内	200	315
- 1 年超 5 年以内	590	1,065
- 5 年超	1,190	680
合 計	1,980	2,290

前年同様、対銀行債務に関連会社に対する債務は含まれない。持分利益を保有する会社に対する債務は、0 百万ユーロ (2016年も 0 百万ユーロ) である。

(21) 対顧客債務

満期までの残存期間の内訳	2017年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)
--------------	---------------------------	---------------------------

その他の債務		
- 3か月以内	36	53
- 3か月超 1年以内	146	33
- 1年超 5年以内	692	816
- 5年超	2,721	2,580
合 計	3,595	3,482

対顧客債務には、101百万ユーロ（2016年は134百万ユーロ）の関連会社に対する債務が含まれる。持分利益を保有する会社に対する債務は、1百万ユーロ（2016年も1百万ユーロ）である。

対顧客債務のうち19百万ユーロ（2016年は22百万ユーロ）が、公庫法第13条（2）に従い、資産によって補填された。

（22）証券化債務

満期までの残存期間の内訳	2017年12月31日 （単位：百万ユーロ）	2016年12月31日 （単位：百万ユーロ）
発行済債務証券		
- 1年以内	19,959	16,157
- 1年超 5年以内	31,810	33,576
- 5年超	24,688	19,752
合 計	76,457	69,485

（23）信託保有の債務

内訳	2017年12月31日 （単位：百万ユーロ）	2016年12月31日 （単位：百万ユーロ）
発行者が保有する連邦共和国の特別目的基金による債務	112	113
対顧客債務	0	0
合 計	112	113

（24）その他の債務

内訳	2017年12月31日 （単位：百万ユーロ）	2016年12月31日 （単位：百万ユーロ）
デリバティブに係る受入現金担保	202	2,623
合 計	202	2,623

（25）繰延収益

内訳	2017年12月31日 （単位：百万ユーロ）	2016年12月31日 （単位：百万ユーロ）
貸付業務による割引	3	4
発行業務による割増	236	254
デリバティブ取引によって受領した前払金	1,419	1,031
合 計	1,658	1,289

（26）引当金

貸借対照表の本項目には、年金給付を受領する契約上の権利を有する従業員に対する111百万ユーロ（2016年は106百万ユーロ）の年金債務引当金が含まれる。その他の引当金の内訳は、以下のとおりである。

その他の引当金	2017年12月31日 （単位：百万ユーロ）	2016年12月31日 （単位：百万ユーロ）
---------	---------------------------	---------------------------

特別支援貸付けの金利引下げ	334	334
農業に関する研究および革新への支援	9	9
農業の支援（支援基金）	4	3
諸引当金	14	17
合 計	361	363

(27) 劣後債務

満期までの残存期間の内訳	2017年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)
- 1年以内	31	33
- 1年超5年以内	335	303
- 5年超	40	279
合 計	406	615

劣後債務は、約束手形（帳簿価格50百万ユーロ）、ローン契約（帳簿価格93百万ユーロ）および大券として発行される無記名式債券（帳簿価格263百万ユーロ）の形で発行される。担保差入後の劣後債務に係る純利息費用は、前年度と変わらず1百万ユーロである。

ドイツ会計指令（RechKredV）第35条(3)第2項に基づき、それぞれ劣後債務の合計額の10%を超えて調達された資金が以下のとおり開示される。

1. 10十億円の債券

帳簿価格：62百万ユーロ

満期：2019年10月28日

担保差入前金利：2.0%

2. 100百万ユーロの債券

帳簿価格：100百万ユーロ

満期：2021年8月18日

担保差入前金利：1.003%

3. 100百万ユーロの債券

帳簿価格：100百万ユーロ

満期：2021年8月18日

担保差入前金利：1.033%

(28) 外貨建資産および外貨建負債

貸借対照表の期日現在、外貨建資産は4,431百万ユーロ（2016年は4,808百万ユーロ）、外貨建債務は49,970百万ユーロ（2016年は52,650百万ユーロ）であった。

(29) 偶発債務

1百万ユーロ（2016年も1百万ユーロ）の偶発債務は、一般的に不足額保証によるものである。発行者は、連邦政府が見返り保証を付与している割引金利で交付される資本市場貸付けに関して、不足額保証を締結した。発行者は、これらの保証金の取崩しを想定していない。

(30) その他の融資

その他の融資は、特別支援貸付業務における956百万ユーロ（2016年は990百万ユーロ）の取消不能のローン・コミットメントにより構成される。

取消不能のローン・コミットメントは、発行者が顧客に対し拘束力を有するローン・コミットメントを約することによって生じるため、銀行に潜在的な信用リスクをもたらす。過年度の実績に基づき、発行者は、これらの取消不能のローン・コミットメントのほとんどすべてが2018年に実行されると予想している。

(31) 保証の計算

保証を要する未決済債務には、19百万ユーロ（2016年は22百万ユーロ）の記名式債券のみが含まれる。43百万ユーロ（2016年は97百万ユーロ）の対銀行貸出金は、発行済債務証券を保証するものとして指定されている。

損益計算書の注記

費用および収益に、過年度に関する重要な金額は含まれない。

(32) 利息収益

差し入れられた現金担保ならびに貸付金および金融市場取引による利息収益は、31.6百万ユーロのマイナスの利息を控除して報告される（すなわち、この金額まで収益を引き下げている。）。利息収益には、特別支援貸付けに適用される金利引下げのために使用された85.1百万ユーロ（2016年は83.6百万ユーロ）の引当金を比例配分した金額が含まれる。

(33) 利息費用

利息費用は、金融市場債務および受け入れられた現金担保から4.0百万ユーロのプラスの利息を控除して報告される（すなわち、この金額まで費用を引き下げている。）。

特別支援貸付けに適用される金利引下げのための引当金に係る利息費用は、2017年において74.9百万ユーロ（2016年は82.9百万ユーロ）となった。さらに、利息費用には、これらの引当金に係る10.4百万ユーロ（2016年は12.3百万ユーロ）の複利の効果が含まれる。

(34) その他の営業収益

ドイツ会計指令（RechKredV）第35条（1）第4項に規定される最重要項目は、以下のとおり開示される。

第6項：その他の営業収益	2017年12月31日 （単位：百万ユーロ）	2016年12月31日 （単位：百万ユーロ）
住宅建物および不動産による賃貸収益	2	2
引当金の戻入れによる収益	1	0
内部従業員のプロジェクト協力の資本化	1	0
その他の還付金	1	1
銀行の自己発行の早期買戻しによる収益	-	5

その他の営業収益には、0.7千ユーロ（2016年は8.6千ユーロ）の為替換算差益が含まれる。これらの為替換算差益は、外国における経常収支の為替換算によってのみ生じる。

(35) その他の営業費用

ドイツ会計指令（RechKredV）第35条（1）第4項に規定される最重要項目は、以下のとおり開示される。

第9項：その他の営業費用	2017年12月31日 （単位：百万ユーロ）	2016年12月31日 （単位：百万ユーロ）
年金引当金の評価による利息費用	9	2
農業革新研究プログラムに対する助成金	4	3
支援拠出金への付加	1	0

社員食堂に係る費用	1	1
係争中の訴訟に対する引当金への付加	0	2

その他の営業費用には、7.0千ユーロ（2016年は33.1千ユーロ）の為替換算差損が含まれる。これらの為替換算差損は、外国における経常収支の為替換算によってのみ生じる。

その他の開示

（36）デリバティブ金融商品

デリバティブは、既存のまたは予測される市場リスクに対するヘッジ商品としてのみ使用される。取引の金額は、取引先別および商品別に設定される上限によって制限されており、発行者のリスク管理の枠組みにおいて常時監視されている。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の額面金額は、2017年12月31日現在、159,220百万ユーロ（2016年は161,576百万ユーロ）となった。

次の表は、HGB第285条第19項に従って公正価値で計上されないデリバティブを示すものである（ネッティング契約および担保契約は考慮されていない。）。

ヘッジ目的の銀行勘定における デリバティブ	額面金額		ポジティブ評価額	ネガティブ評価額
	2017年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 (単位：百万ユーロ)
金利リスク				
金利スワップ	104,115	103,758	1,176	4,702
- うち解約権および転換権がスワップに 組み込まれたもの	1,025	1,149	34	11
スワップション				
- 売却分	958	958	-	2
金利リスクに対するエクスポージャー合計	105,073	104,716	1,176	4,704
通貨リスク				
クロス通貨スワップ	43,192	50,964	1,389	3,005
- うち通貨オプションがスワップに組み 込まれたもの	44	49	3	-
外国為替スワップ	10,955	5,896	10	180
通貨リスクに対するエクスポージャー合計	54,147	56,860	1,399	3,185
金利リスクおよび通貨リスクに対するエク スポージャー合計	159,220	161,576	2,575	7,889

次の表は、デリバティブ取引の満期までの残存期間の内訳を示すものである。

銀行勘定におけるデリバティブ	金利リスクの額面金額		通貨リスクの額面金額	
	2017年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)
- 3か月以内	3,624	4,908	9,042	8,637
- 3か月超1年以内	10,729	10,802	7,724	7,313
- 1年超5年以内	48,348	51,132	20,821	24,692
- 5年超	42,372	37,874	16,560	16,218
合 計	105,073	104,716	54,147	56,860

次の表は、デリバティブ取引の取引先の内訳を示すものである。

銀行勘定におけるデリバティブ	額面金額		ポジティブ評価額	ネガティブ評価額
	2017年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2016年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 (単位：百万ユーロ)	2017年12月31日 (単位：百万ユーロ)
OECD加盟国内の銀行	147,013	150,889	2,459	7,157
OECD加盟国内のその他の取引先	11,895	10,687	116	711
非OECD加盟国内の銀行	312	-	-	21
合 計	159,220	161,576	2,575	7,889

(37) HGB第285条第23項に基づく評価単位に関する開示

次の表は、貸借対照表の期日現在における評価単位のうち、ヘッジ対象項目について概要を示すものである。

貸借対照表項目	ヘッジ対象リスク	2017年帳簿価格 (単位：百万ユーロ)	2016年帳簿価格 (単位：百万ユーロ)
社債およびその他固定利付有価証券	通貨	4,388	4,176
対顧客債務	通貨	163	136
証券化債務	通貨	51,219	48,473
劣後債務	通貨	156	332

(38) 理事会および監事会構成員に対して支払われた報酬

2017年度、HGB第285条第9b項に従って発行者の理事会構成員に対して支払われた報酬総額は、1,817千ユーロ（2016年は2,282千ユーロ）であった。2017年度において、以下の報酬額が理事会各構成員に対して支払われた。

	固定報酬額 (単位：千ユーロ)	変動報酬額（注１） (単位：千ユーロ)	その他の報酬額 (単位：千ユーロ)	報酬額合計 (単位：千ユーロ)
ハンス・ベルンハルト	715	27	41	783
ホルスト・レインハルト博士	715	27	27	769
イムケ・エトリ（注２）	-	-	265	265
理事会合計	1,430	54	333	1,817

（注１）2015年度におけるプロ・ラタ変動報酬額。

（注２）2016年９月30日、理事会構成員を辞任した。

2017年12月31日現在、理事会の前構成員および遺族への年金債務に関連する引当金は、総額14,946千ユーロ（2016年は15,017千ユーロ）であった。当期給付金は、1,258千ユーロ（2016年は1,253千ユーロ）であった。

報酬に関する規定に従い、監事会会長は30千ユーロ、副会長は20千ユーロおよびその他の全構成員は10千ユーロの年間基本報酬を得る。加えて、監事会の構成員のうち、委員会の構成員は２千ユーロ、監事会の議長を務める構成員は、４千ユーロの報酬を得る。当該年中に監事会構成員に対して支払われた報酬総額は、290千ユーロ（2016年は283千ユーロ）（ともに付加価値税を含む。）であった。

以下の表は、付加価値税を含まない、監事会各構成員への報酬額を示すものである。

	就任期間		報酬額	
	2017年	2016年	2017年 (単位： 千ユーロ)	2016年 (単位： 千ユーロ)
ヨアヒム・ルクヴィード	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	42.0	42.0
クリスティアン・シュミット（注１）	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	22.0	22.0
ウド・フォルガート	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	14.0	14.0
ベルンハルト・クルースケン	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	16.0	15.5
ミヒャエル・ロイター	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	14.0	14.0
キャロライン・トフェル博士	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	14.0	14.0

ヴェルナー・ヒルス	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	12.0	12.0
マンフレッド・ニュッセル	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	12.0	12.0
ハラルド・ショーム	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	12.0	12.0
ブリギッテ・シェルブ	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	12.0	12.0
マルクス・プレイヤー博士	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	16.0	14.5
ウェルナー・シュバルツ	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	10.0	10.0
ロルフ・ボェシンガー博士	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	10.0	10.0
ブリギット・ケラー	1月1日 - 12月31日	1月1日 - 12月31日	10.0	10.0
ピーター・ホーク	1月1日 - 12月31日	5月12日 - 12月31日	10.0	6.3
ヴェルナー・ヒルデンブランド博士	2月2日 - 12月31日	-	9.2	-
ヘルマン・オンコ・エーイケン博士	3月20日 - 12月31日	-	12.4	-
ビルギット・ロース博士	4月6日 - 12月31日	-	9.0	-
ヴォルフガング・ライマー	-	1月1日 - 5月2日	-	3.3
ゲオルク・ファーレンション	-	1月1日 - 6月30日	-	7.0
コンラート・ヴァイテラー	-	1月1日 - 8月24日	-	6.7
ロベルト・クロース博士	-	1月1日 - 12月31日	-	14.0
報酬額合計			256.6	251.3

(注1) ドイツ経営者連盟「ドイツ・ターフェルe.V. (Deutsche Tafel e.V.)」、「トレーガーフェアアイン・ユーディシュ・ムゼウム・フランケンe.V. (Trägerverein Jüdisches Museum Franken e.V.)」および「ルメーニエンヒルフェ・マルクト・ノルトハイムe.v. (Rumänienhilfe Markt Nordheim e.V.)」への直接寄付。

(39) HGB第267条(5)に基づく平均従業員数

	2017年			2016年		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計
常勤従業員	149	79	228	141	80	221
非常勤従業員	8	49	57	9	48	57
合 計	157	128	285	150	128	278

発行者は、2017年において平均128名(2016年も128名)の女性従業員および平均157名(2016年は150名)の男性従業員(常勤、非常勤、育児休暇中およびこれに類似する従業員を含むが、研修生および実習生は含まない。)を雇用していた。

(40) KWG第26a条(1)第2文に基づく国別の報告

発行者は、ドイツ商法に基づく連結財務諸表を作成しない。国別の報告における基準は、規制団体が作成している。

会社名および事業内容

信用機関であるドイツ農林金融公庫および金融機関であるグループの子会社はすべて、連邦共和国のフランクフルト・アム・マインに登記上の住所を持ち、その支店を持たない。そのため、KWG第26a条(1)第2文に従って年次財務諸表において提供されるすべての開示が、連邦共和国にのみ関連する。

取引高

取引高は、グループレベルにおいて、次の損益計算書の項目の合計として定義される。

- ・利息純収益
- ・株式およびその他変動利付債、持分権による当期収益
- ・手数料純収益
- ・その他の営業収益/費用

・持分権の評価減による戻入れ、関連会社における投資および固定資産として保有している有価証券（実現収益のみ）からの収益

かかる方法により決定された取引高は、2017年度において322.0百万ユーロとなった。

2つの子会社、LRBおよびDSVによる連結収益が、2社合わせて連結前の営業収益の1%未満であり、重要性がないため、かかる2社による収益は、上記の表に単独に示されていない。

従業員数

従業員数は、HGB第267条(5)に規定される要件に基づいたフルタイム換算の平均により表示されている。発行者は、2017年において平均285名の従業員を雇用し、そのうち228名が常勤従業員であった。子会社であるLRBおよびDSVの2社は、自社の従業員を持たない。

税引前利益および損益に課される税金

2017年度において、税引前利益は、61.8百万ユーロとなり、損益に課される税金は、1.2百万ユーロとなった。

公的補助金

連邦共和国は、制度上の義務（Anstaltslast）を有し、発行者の債務保証（再融資保証）を発行した。発行者は公的補助金を受けていない。

総資産利益率

KWG第26a条(1)第4文に従って、総資産利益率は、規制団体にに基づく税引後の純収益60.6百万ユーロおよび合計資産90.6十億ユーロの比率として計算される。2017年12月31日現在において、0.07%であった。

(41) HGB第285条第11項および第340a条(4)第2項に基づく持分権

HGB第286条(3)第1文第1に従い、銀行の純資産、財政状態および業績を評価する上での重要性が少ないため、HGB第285条第11項に基づく持分権の一覧は示していない。

HGB第340a条(4)第2項に基づき、議決権の5%を超える持分権を有する大企業の持分権は以下のとおりである。

・ニーダーザクセン地方組合mbH（Niedersächsische Landgesellschaft mbH）（ハノーバー）

(42) その他の融資

発行者がLRBの株式を100%保有している限り、発行者はLRBに財源を提供し、弁済期に常に債務を履行することができるようにすることを念書において確約している。

(43) HGB第285条第17項に基づく監査役報酬

改訂報告書IDW RS HFA 36の初度適用に関連し、前年の数値は調整されている。発行者の監査役報酬は、以下のとおりである。

内訳	2017年 (単位：千ユーロ)	2016年 (単位：千ユーロ)
監査業務	482.2	431.1
その他の認証業務	66.9	82.9
諸業務	232.0	243.9
合 計	781.1	757.9

(44) HGB第285条第33項に基づく後発事象

会計年度末以降、発行者の損益計算書および貸借対照表に影響を及ぼす重要な後発事象は発生しなかった。

(45) HGB第285条第34項に基づく利益処分案

利益処分に関する2017年度年次財務諸表の作成は、監事会の承認を必要とする。

純収益および利益の2017年度における処分案は、以下のように決議されている。

- ・ 損益計算書に報告される61,000,000ユーロの純収益のうち、45,750,000ユーロは公庫法第2条(2)に定める基本準備金 (Hauptrücklage) に割り当てられる。
- ・ 残りの15,250,000ユーロの配当可能利益に関しては、7,625,000ユーロが連邦共和国の特別目的基金、7,625,000ユーロが支援基金のために提供される。
- ・ 加えて、公庫法第2条(3)に定める保証準備金 (Deckungsrücklage) は未払いの担保付債権の5%を超えないという規則に基づき、125,000ユーロが保証準備金から移動し、基本準備金が同額増加する。

(46) HGB第340a条(4)第1項に基づくマンデートの開示

HGB第340a条(4)第1項に従い、大企業に関する法律 (HGB第267条(3)) に基づき形成される監督機関に所属する、発行者の法定代理人またはその他従業員により保有されるマンデートは下記に示される。

ホルスト・レインハルト博士 VRリーシングAG (エシュボルン) (監事会の一員)

理事会および監事会によるGCGCの適合宣言は、発行者のウェブサイトにおいて一般に公開されている。

年次財務諸表および管理報告書は、発行者のウェブサイトおよび電子連邦官報 (Bundesanzeiger) において一般に公開されている。当該書類は、発行者の登記上の住所においても取得できる。

理事会および監事会の構成員

理事会の構成員

ホルスト・レインハルト博士 (スポークスマン)
経済学修士、MBA

ハンス・ベルンハルト
経営学修士

監事会の構成員

会長：

副会長：

ヨアヒム・ルクヴィード
ドイツ農民連合会長 (ベルリン)

クリスティアン・シュミット
ドイツ連邦議員
食料・農業省大臣
交通・デジタルインフラ省大臣 (ベルリン)

ドイツ農民連合代表者：

ベルンハルト・クルースケン
ドイツ農民連合総書記 (ベルリン)

ブリギッテ・シェルブ
ドイツ地方女性連合会長 (ベルリン)

ウド・フォルガート
ブランデンブルク農民連合名誉会長
(テルトーノルールズドルフ)

ウェルナー・シュヴァルト
シュレスヴィーク・ホルシュタイン農業協会会長
(レンズブルク)

ウェルナー・ヒルゼ
ローワー・ザクセン農民連合（ハノーバー）

ドイツライフファイゼン連合代表者：

マンフレッド・ニュッセル
ドイツ・ライフファイゼン連合名誉会長（ベルリン）

食品産業代表者：

ヴェルナー・ヒルデンブランド博士
ドイツ食品・飲料産業連合副会長（ベルリン）
（2017年2月2日から）

州農業大臣：

バーデン・ヴュルテンベルク州：
ペーター・ホック
州議会議員
農林・消費者保護担当大臣（シュトゥットガルト）
（2017年12月31日まで）

ハンブルグ州：
ロルフ・ベージンガー博士
経済・運輸・革新州議会議員（ハンブルグ）
（2017年12月31日まで）

テューリンゲン州：
ビルギット・ケラー
インフラ整備・農業担当大臣（エアフルト）
（2017年12月31日まで）

労働組合代表者：

ハラルド・ショーム
建設農業環境産業組合（IG BAU）連邦副会長
（フランクフルト・アム・マイン）

連邦食料・農業省代表：

ヘルマン・オンコ・エイケンス博士
副長官（ベルリン）
（2017年3月20日から）

連邦財務省代表：

マルクス・ブライア博士
長官（ベルリン）

信用機関またはその他の貸付専門家代表：

ビルギット・ロース博士
シュパーカッセクレフェルト常務会会長
(クレフェルト)
(2017年4月6日から)

ミヒャエル・ロイター
コンメルツ・バンク・AG常務会理事
(フランクフルト・アム・マイン)

カロライン・トフェル博士
キーラー・フォルクスバンクeG常務会理事(キール)

フランクフルト・アム・マイン、2018年3月5日 ドイツ農林金融公庫 理事会

ホルスト・レインハルト博士
ハンス・ベルンハルト

理事会による責任表明

発行者の知る限りにおいて、適用ある報告原則に基づき、年次財務諸表は、発行者の純資産、財政状態および業績について真実かつ公正な見解を示しており、また、発行者の管理報告書には、発行者の業務の発展および業績ならびに発行者の状態について公平な報告と、予想される発行者の発展に伴う主な機会およびリスクに関する記述が含まれている。

フランクフルト・アム・マイン、2018年3月5日 ドイツ農林金融公庫 理事会

ホルスト・レインハルト博士
ハンス・ベルンハルト

(3) 主な資産、負債および収支

上記の発行者の連結年次財務諸表および年次財務諸表を参照のこと。

(6) 【その他】

- (1) 発行者の状態または業務に関し、2017年12月31日以降重要な事実は発生していない。
- (2) 本書に記載の事項を除き、本債券の投資者保護の観点から本書に記載すべきその他の事項はない。

(7) 【発行者の属する国等の概況】

連邦共和国の概況

(1) 政治および外交

(A) 位置、面積および人口

連邦共和国は中央ヨーロッパに位置し、約357,104平方キロメートルの面積を有する。総人口は、2017年末現在で、約82.8百万人であり、そのうち約16%は、ベルリン、ハンブルグ、ミュンヘン、ケルン、フランクフルト・アム・マイン、シュトゥットガルト、ドルトムント、エッセン、デュッセルドルフおよびブレーメンなどの人口500,000人超の都市部に集中している。

(B) 政府

連邦共和国は、1949年連邦憲法 (Grundgesetz) でその構成が定められ、16の連邦州 (Bundesländer) からなる。連邦共和国の首都はベルリンである。連邦州 (Bundesländer) は、明示的に連邦共和国の立法、行政、司法機関の権限として留保された事項以外の事項につき、独立した立法権を有する。

連邦憲法 (Grundgesetz) は、連邦大統領 (Bundespräsident)、二院制の国会 (現在、709議員を擁する連邦議会と、16の連邦州 (Bundesländer) 政府の69人の代表議員からなる連邦参議院の2院)、連邦首相 (Bundeskanzler)、それに連邦憲法裁判所 (Bundesverfassungsgericht) を各々定めている。連邦首相 (Bundeskanzler) は連邦政府 (Bundesregierung) を主宰し、連邦首相 (Bundeskanzler) と連邦大臣 (Bundesminister) からなる内閣 (Kabinet) が通常連邦政府 (Bundesregierung) と呼ばれる。連邦大統領 (Bundespräsident) は、国家元首を務める。

連邦議会の総選挙は4年毎に行われる。1つの政党は投票総数の5%以上を確保するか、または3以上のマンデートを得ることによりはじめて、連邦議会における代表権を得る。連邦首相 (Bundeskanzler) は議会により選出され、議会に対し責任を負い、4年間の任期の間、議会が後任を選出しない限り解任されない。

(C) 政党

連邦議会での現在の政党は、キリスト教民主同盟 (CDU) とそのバイエルンにおける兄弟党であるキリスト教社会同盟 (CSU)、社会民主党 (SPD)、左翼党 (Die Linke)、90年連合 / 緑の党 (Bündnis 90/Grüne)、ドイツのための選択肢 (AfD) および自由民主党 (FDP) である。

1949年以降、連邦共和国では19の任期を通じ8人の連邦首相 (Bundeskanzler) により治められてきた。直近の総選挙は2017年9月24日に行われ、アンゲラ・メルケル首相 (CDU) 率いるキリスト教民主党 (CDU/CSU) と社会民主党 (SPD) の間で連立政権が誕生した。

次の表は、直近5回の連邦議会の総選挙の結果である。

	2002年選挙		2005年選挙		2009年選挙		2013年選挙		2017年選挙	
	投票総数の%	議席	投票総数の%	議席	投票総数の%	議席	投票総数の%	議席	投票総数の%	議席
CDU/CSU	38.5	248	35.1	245	38.5	248	41.5	311	33.0	246

SPD	38.5	251	40.9	298	38.5	251	25.7	193	20.5	153
FDP	7.4	47	6.2	43	7.4	47	4.8	-	10.7	80
左翼党（注１）	4.0	2	5.1	36	4.0	2	8.6	64	9.2	69
90年連合／緑の党	8.6	55	6.7	47	8.6	55	8.4	63	8.9	67
AfD	-	-	-	-	-	-	-	-	12.6	94
その他	3.0	-	5.9	-	3.0	-	10.9	-	5.0	-
合 計		603		669		603		631		709

（注１）2005年より前のすべての選挙の民主社会党の業績のみを含む。

出典：連邦統計局「2005年統計年鑑」表４．３および表４．６

連邦統計局「2008年統計年鑑」表４．３および表４．６

連邦統計局 2018年１月16日付プレスリリース（019）

Der Bundeswahlleiter「Bundestagswahl 2017: Endgültiges Ergebnis」（2017年10月12日付プレスリリース）
（34/17）

（Ｄ）国際機関

連邦共和国は、国際連合、国際通貨基金（IMF）、国際復興開発銀行および国際開発協会（世界銀行）、欧州評議会、OECDならびに北大西洋条約機構（NATO）などの主要な国際機関の一員であり、関税および貿易に関する一般協定（GATT）の批准国であり、現在、世界貿易機関（以下「WTO」という。）にも加盟している。さらに、連邦共和国は欧州投資銀行、欧州復興開発銀行およびヨーロッパ原子力機構への出資者でもある。

連邦共和国は、1951年のヨーロッパ石炭鉄鋼共同体（後のEU）の設立に当初から参加した。今日、連邦共和国は、EUの28の加盟国の１つである。従来のオーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、連邦共和国、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア共和国、スロヴェニア、スペイン、スウェーデンおよび英国に加え、2013年７月１日、クロアチアが新たに加盟国として加わった。暫定的なデータによると、2016年１月１日現在、これら加盟国の総人口は、約510百万人であった。EUは、依然として拡大し続けている。トルコ、モンテネグロおよびセルビアの間で、公式な加盟国交渉が開始した。マケドニア旧ユーゴスラビア共和国およびアルバニアは、加盟候補国としての地位を付与された。ボスニア・ヘルツェゴビナおよびコソボは潜在的候補国である。

出典：EU「The history of the European Union」

EU「The history of the European Union; 2000-2009」

EU「The history of the European Union; 2010-today」

欧州共同体統計局「Total Population」

欧州委員会「Enlargement, Countries, Check current status」

2016年６月23日、英国の市民がEUを離脱することを投票で決定したことに従い、2017年３月29日、英国は欧州理事会に通知を行った。EUの条約群は、加盟国の離脱に関する取決めに規定する契約の効力が発生する日または離脱の通知から２年以内に、離脱した加盟国に対して適用されなくなる。2018年３月23日、欧州理事会は、EU27の形態での会議において、英国のEU離脱後の将来におけるEU・英国関係の枠組みに関する指針を採択した。EUは、貿易および経済協力ならびに他地域における安全保障および防衛の分野を含む、できるだけ緊密な英国とのパートナーシップの維持を目指している。以前、EUと英国の交渉官の間で市民の権利、未払金の清算、その他脱退に関する複数の問題および移行期間を含む脱退協定に関する法的文書の部分的合意に達した。2019年３月29日まで（すなわち英国のEU離脱の通知後２年以内）に、最終的な脱退協定が合意されていない場合、欧州理事会は交渉期間の延長を全会一致で決定する可能性がある。

出典：英国政府「Topic, EU referendum」

EU理事会「Consolidated versions of the Treaty on European Union and the Treaty on the Functioning of the European Union」(第50条、59-60ページ)

欧州委員会「Statement by the European Council (Art. 50) on the UK notification」(2017年3月29日付プレスリリース)

欧州理事会「Guidelines」(2018年3月23日)

(2) 経済

(A) 概観

連邦共和国の経済機構は1945年以来、個人の自由な構想と進歩的な社会主義の結合により、社会的市場経済として発展してきた。私的企業活動と財産私有の自由を保障する連邦憲法(Grundgesetz)は、これらの私的権利が公共の利益のために行使されるべきことを規定する。連邦政府(Bundesregierung)は市場経済において、主に調整的機能を果たし、市場の働きの全体の枠を設定する。連邦政府(Bundesregierung)の価格設定への介入は、極めて限られた産業に限定されている。

連邦共和国の経済は、世界でも有数の規模である。2017年の国内総生産(以下「GDP」という。)は名目価格で3,263.4十億ユーロで、2016年の3,144.1十億ユーロと比べて3.8%増加した。多くの発展経済と同様、連邦共和国のサービス部門は他のどの部門よりもGDPに寄与している。2017年には、金融、賃貸および企業活動は名目価格で、粗付加価値の25.6%(1991年には23.3%)、その他の公共および民間サービス活動は粗付加価値の22.2%(1991年には20.8%)を占め、一方、貿易および運輸部門(ホテル・レストラン事業および通信サービスを含む。)の占める割合は20.8%(1991年には17.9%)となった。

生産部門(建設業を除く。)は、1991年の30.2%と比較して2017年の粗付加価値の25.7%となった。建設業は粗付加価値の4.9%(1991年には6.1%)、農林水産部門は粗付加価値の0.7%(1991年には1.2%)を占めた。2017年、個人消費はGDPの53.2%、総資本形成は20.3%、名目価格での政府支出は19.6%であった。貿易収支は2017年におけるGDPの7.6%に相当する黒字を示した。

出典：連邦統計局 セット18 シリーズ1.2「国民経済総決算 - 2017年第4四半期」(2018年2月)表2.1および表3.1

連邦共和国は、1992年2月のEU条約(「マーストリヒト条約」としても知られている。)の加盟国であり、批准もしている。マーストリヒト条約は、ヨーロッパ通貨同盟(以下「EMU」という。)設立の基礎となった。EMUは、1998年12月31日にユーロと当初加盟国の国内通貨間の確定交換レートを選択し、1999年1月1日にはユーロを、ユーロ圏内の欧州単一通貨として導入した。2002年1月1日には当時のユーロ圏の12か国の加盟国(オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、連邦共和国、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガルおよびスペイン)における国内通貨に代わる法定通貨としてユーロ建の紙幣および硬貨が導入された。スロヴェニア、マルタ、キプロス、スロヴァキア、エストニアおよびラトヴィアが、後にユーロ圏に加盟した。直近の加盟国は、2015年1月1日にユーロ圏に加盟したリトアニアである。

出典：EU「Consolidated versions of the Treaty on European Union and the Treaty on the Functioning of the European Union」

ECB「Economic and Monetary Union (EMU)」

ECB「Lithuania joins the euro area」(2015年1月1日付プレスリリース)

2010年5月、EUおよびユーロ圏加盟国は、ユーロ圏の公的債券市場の厳しい緊張の最中で財政安定を守るための一時的な安定化機構を設立しており、欧州金融安定化機構(以下「EFSM」という。)および欧州金融安定化基金(以下「EFSF」という。)が構成している。EFSM(2013年に欧州安定化機構(以下「ESM」という。)に代替された)を通じて、欧州委員会は合計60十億ユーロまで、黙示的なEU財政保証に基づき、EUに代わって借り入れることができる。EFSFは、一時的な機関として設立され、2013年7月1日からは新規の財政プログラムには従事していないが、合計726十億ユーロのユーロ圏加盟国の有効な保証により担保された440十億ユーロの貸付枠を有していた。連邦共和国は、発行者のECBの払込済資本の割合に基づき、約211十億ユーロの保証をEFSFに提供しており、かかる金額は有効な保証の

合計額の約29%にのぼる。EFSFは、ユーロ圏加盟国に提供された全ての財政支援およびEFSFが発行した全ての資金調達手段が全額返済された場合、解散および清算される。2018年3月現在、EFSFはアイルランド、ポルトガルおよびギリシャへの貸付残高を約175十億ユーロ有する。

出典：欧州委員会「Economic and Financial Affairs, Financial assistance in EU Member States」
欧州委員会「Intergovernmental support mechanisms」
欧州委員会「Economic and Financial Affairs, European Financial Stabilisation Mechanism (EFSM)」
欧州金融安定化機構「Publications, FAQ on the EFSF」
欧州金融安定化機構「Investor relations, EFSF Investor Presentation」

2012年10月以降、ユーロ圏加盟国によって国際公法に従い政府間組織として設立されたESMは、EMUの金融安定化の保持を支援している。2013年7月1日付で、ESMは、EFSFおよびEFSMが遂行していた任務を継承しており、現在、厳しい財務問題に直面しているか脅かされているユーロ圏加盟国にとって、財政支援を行うことがユーロ圏全体の財政安定を守るために必要な場合に、主たる支援を行う機構となっている。ESMは、金融市場において債券および他の金融商品をユーロ圏加盟国への支援を行うための資本を調達するために発行している。ユーロ圏加盟国による保証に基づいているEFSFとは異なり、ESMは、ユーロ圏加盟国により提供された合計705十億ユーロの基本資本金を有していることにより、500十億ユーロの貸付枠を有する。ESMの基本資本金のうち81十億ユーロは、払込済資本の形態がとられており、残る624十億ユーロは償還資本である。各ユーロ圏加盟国の拠出金は、ECBの出資割合に由来する株主の拠出金割合に基づく。これを受け、連邦共和国の拠出金はESMへの寄与総計の約27%にのぼる。連邦共和国は、払込資本として合計約22十億ユーロをESMに対して拠出している。

ESMからの財政支援は、加盟国からESMの理事会の理事長への要請に従いなされ、選択された手段に適切な条件に基づき提供される。ESMが当初利用できる手段は、EFSFが利用できたものをモデルとしており、財政上の困難に陥ったユーロ圏の加盟国に対する貸付けの延長、債券発行市場および債券流通市場への介入、予防プログラムに基づく措置および政府に対するまたは2014年12月以降は、金融機関の資本構成を変更する目的で、直接影響を受けた金融機関に対する貸付けを延長することを含む。各手段は、加盟国がECBと連携して欧州委員会と交渉した財政支援の条件ならびに加盟国が財政安定に向かって進歩していることを確実にするために設立された監視および監督手続きが示されている覚書と関連している。原則として、ESMに基づく決定は、相互合意によってなされる。ただし、欧州委員会およびECBの両方が、財政支援を行う決定を緊急に採択しなかったことがユーロ圏の経済および金融安定を脅威にさらすと判断した場合、相互合意は投票総数の85%の特定多数により代替される。連邦共和国は、議決権の約27%を与えられているため、緊急採決手続きの下でも、あらゆる決定に対し拒否権を行使することができる。

2018年4月現在、ESMのスペイン、キプロスおよびギリシャへの貸付残高は約80十億ユーロであった。

出典：欧州委員会「Economic and Financial Affairs, Intergovernmental support mechanisms, European Stability Mechanism (ESM)」
「Frequently Asked Questions on ESM paid-in capital」（2014年5月1日付）
欧州安定化機構「Financial Assistance」

2017年の連邦共和国の実質GDPは、2016年に比べ、2.2%上昇した。2017年の純輸出は、経済成長に0.2パーセント・ポイント貢献した。これは、輸出が4.7%増加したこと起因し（2016年は2.6%増）、反対に、輸入は価格調整後で5.1%上昇した（2016年は5.1%増）。名目価格で測定された輸出は1,542.1十億ユーロに到達し、輸入は1,293.7十億ユーロであった。2017年の価格調整基準の総資本形成は、2016年に比べ3.8%増加した。また政府の最終消費支出は1.6%増加し、家庭における最終消費支出は、1.9%増加した。

出典：連邦統計局「国民経済総決算 - 2017年重要な相関関係の概観」図4、表4

失業率は（連邦雇用庁（Bundesagentur für Arbeit）による「国家定義」のもとで算出された。）、2016年の6.1%から2017年の5.7%に減少した。国際労働機関（ILO）が公表している「ILO定義」と称される国際比較算出方法に基づく、失業率は2016年の3.9%から2017年には3.6%に減少した。国内消費者物価指数（以下「CPI」という。）の増加割合で計測されるインフレ率は、2016年の0.4%から2017年の1.7%に増加した。政府の負債（GDPに対する割合）は、68.2%から64.1%に減少し、2017年末は2,092.6十億ユーロであった。

出典：連邦雇用庁 月報2018年4月号 表6 . 1

連邦統計局 セット18 シリーズ1 . 2「国民経済総決算 - 2017年第4四半期」表1 . 11

ドイツ連邦銀行 月報2018年4月号 表XI . 7

Eurostat 2018年4月23日付プレスリリース (69/2018)

2018年4月に発表された春の見通しにおいて、連邦政府（Bundesregierung）は連邦共和国における実質GDPは2018年には2.3%上昇すると予測した（すべての数値は価格調整後）。2018年の国内需要は2.3%の成長が見込まれており、輸出入は、2017年に比べそれぞれ5.0%および5.8%増加すると予想されている。総固定資本形成は3.7%増加すると予測されている。個人消費は1.7%上昇すると予想されている。連邦政府（Bundesregierung）は、2017年は44.3百万人だった雇用者数が、2018年は44.9百万人に達する（国家定義による。）と予想している。

出典：連邦経済エネルギー省 2018年4月25日付プレスリリース

次の表は、過去5年間の連邦共和国の重要な経済統計を示す。

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
GDP - 名目価格による （十億ユーロ）	2,826.2	2,932.5	3,043.7	3,144.1	3,263.4
変動率（％）	2.5	3.8	3.8	3.3	3.8
GDP（価格調整後、連鎖方式） 変動率（％）	0.5	1.9	1.7	1.9	2.2
失業率（％）（注1）	6.9	6.7	6.4	6.1	5.7
インフレ率（消費者物価指数年次変動率（％） 2015年 = 100）	1.6	0.8	0.1	0.4	1.7
貿易収支（商品） （十億ユーロ）	212.7	228.2	261.1	268.0	265.4
国際収支 - 経常収支 （十億ユーロ）	190.1	219.0	271.4	268.8	262.6
金融収支 （十億ユーロ）	225.4	240.1	239.4	257.7	275.7
うち、準備資産 （百万ユーロ）	838	-2,564	-2,213	1,686	-1,269
連邦共和国、州および地方自治体の債務	2,189.8	2,192.0	2,161.8	2,145.5	2,092.6

（注1）国家定義

出典：連邦統計局「Volkswirtschaftliche Gesamtrechnungen, Wichtige Zusammenhänge im Überblick 2017」表1および表4

連邦統計局 セット18 シリーズ1 . 2「国民経済総決算 - 2017年第4四半期」表3 . 1

連邦雇用庁 月報2018年4月号 表5 . 1

ドイツ連邦銀行 月報2018年4月号 表XI . 7および表XII . 2

Eurostat 2018年4月23日付プレスリリース (69/2018)

（B）最近の経済政策とその成果

連邦政府（Bundesregierung）は、憲法上の財政均衡規則（いわゆる「債務抑制（Schuldenbremse）」）とともに「安定・成長協定（Stabilitäts- und Wachstumspakt）」および財政協定等の欧州の枠組みに定められた要件双方を完全に遵守し、国家財政の強化を継続した。2017年には、公共部門財政全体は再び黒字であり、政府の純額貸付けはGDPの1.1%であった。したがって、公共部門予算は4年連続で黒字を達成している。この傾向は、今後数年間は続く予想される。現在の連邦予算（Bundeshaushalt）計画に従い、新しい借入れは2018年から2021年の間は要請されない。ただし、連立の合意による影響は未だ考慮されていない。債務対GDP比を70%未満に削減する目標は、2016年末に達成された。連邦政府（Bundesregierung）の計画では、早ければ2019年に債務対GDP比が「マーストリヒト基準」である60%を下回ると予測している。

2016年後半、連邦政府（Bundesregierung）および州は、連邦と州の財政関係の改革に関する要点に合意している。改革は、持続可能で公正な歳入分配のシステムを構築し、全てのレベルの政府が国の「債務抑制（Schuldenbremse）」の要件に準拠することができるようにすることを目標としている。連邦は、2020年以降、州に対して追加の資金を約9.7十億ユーロから提供する。かかる資金は、州が国の「債務抑制（Schuldenbremse）」に準拠することを支援し、州および地方自治体レベルで追加の公共投資をする余地を作り出す見込みである。歳入分配の新たなルールは、2020年に発効されるが、現在の水平分布の付加価値税（以下「VAT」という。）収入（低収入の州への追加分配を含む。）を現在の州間における財政調整と統合する。2020年以降、全ての財政調整は、州のVAT収入分配からの控除およびVAT収入分配への追加を通じて達成される。加えて、改革は下記の事項をもたらす。

- ・ 高速道路およびその他の連邦道路のための連邦インフラ企業を設立し、異なるレベルの政府の責任を統合する。道路の計画、建設、維持、運営および資金調達に関して効率向上の可能性を獲得し、それにより道路のライフサイクルにおけるより早期かつ安価な投資を可能にすることを目指している。
- ・ 連邦および州における行政サービスのための単一共同ITプラットフォームの導入
- ・ とりわけコンピューターを利用した自動化の分野における税管理に対する連邦の影響力の強化
- ・ 連邦および州の共同機構である安定理事会（Stabilitätsrat）の強化
- ・ 州レベルでの協調融資の分野における会計検査院（Bundesrechnungshof）の検査権の導入

連邦政府（Bundesregierung）は、とりわけ公共投資の増強に重点を置いている。合計で、名目価格での連邦固定資本支出は、過去の立法期間（2013年から2017年）において約37%増加しており、2017年連邦予算（Bundeshaushalt）（ESMへの寄与を除く。）において34十億ユーロとなった。公共投資は、輸送インフラ、ブロードバンド拡大の支援、マイクロエレクトロニクス、エレクトロモビリティの発展、建物のエネルギー効率措置の支援および公営住宅の促進に重点を置いている。連邦政府（Bundesregierung）は、財政支援を提供することで、州および自治体が投資できる範囲を広げており、州および地方自治体の支援もしている。例えば、財政基盤の弱い地方自治体は、地方自治体助成基金（Kommunalinvestitionsförderungsfonds）を通して、連邦政府（Bundesregierung）から提供される追加の7十億ユーロの利益を享受する見込みである。

連邦政府（Bundesregierung）は、デジタル・インフラを経済の重要な戦略要因として認識しており、2025年までに連邦共和国中に包括的なギガビットネットワークを展開することを目標としている。50メガビット毎秒の最低ダウンロード速度の全国的な利用を目指す現在進行中のブロードバンド計画の中で、連邦政府（Bundesregierung）はブロードバンドネットワーク拡大への投資のため4.4十億ユーロを提供しており、特に農村および遠隔地に重点を置いている。ハイクテク戦略の一部として、連邦政府（Bundesregierung）は、とりわけデジタル経済および社会、持続的な経済活動およびエネルギー、革新的な労働環境、健康的な生活、インテリジェントモビリティ]ならびに民間の安全性といった優先分野において、研究および発展のためのインセンティブを提供している。

連邦政府（Bundesregierung）はまた、様々な取組みを通じたベンチャー・キャピタルおよび新興企業の促進を含む、民間部門における投資の枠組みを改善した。一般的な業務環境の改善のため、連邦政府（Bundesregierung）は官僚主義を改め、企業のコンプライアンス費用を引き下げた。加えて、公的調達に関する法律の改正および閾値下の調達に関する規定の制定により、公的調達に関する法的枠組みは改善した。

連邦政府（Bundesregierung）はグローバル化が進む世界において現代社会の需要に応じるように、課税立法を進展および適応させ続けている。連邦政府（Bundesregierung）は、多国籍企業による税源侵食および利益移転に対するOECD行動計画に沿って、連邦共和国内で発生している利益が税金の低い国に流出しない状態を確保することを目指している。2017年、連邦政府（Bundesregierung）は財産権の移転に関する有害な税慣行に対する法律を制定した。この新たな法律に基づく政策は、一定の条件下では、権利移転のための営業費用を国内で控除することを制限する。これは、多国籍企業が特別な優遇の取決め（例えば、パテントおよびライセンスボックス）を有する国へのロイヤリティの支払を通して利益移転をすることを防止するためである。

連邦政府（Bundesregierung）は、強力な労働市場からできる限り多くの労働者が利益を享受できることを保証し、適切な労働環境を確保するため、複数の政策措置を開始した。2015年1月1日から、一般法定最低賃金が導入されている。2年毎に最低賃金は検証され、適切な場合、組合の代表および雇用者連合が半数ずつで構成する委員会により改定が提案される。最初の検証に関連し、最低賃金は時給8.50ユーロから時給8.84ユーロに引き上げられた。次の検証の期限は、2019年1月1日である。連邦政府（Bundesregierung）は、長期失業者が通常の労働市場への参加手段を再び得られる機会を増加させるという包括的な構想の範囲内で措置を講じている。派遣労働者を用いることによって、多くの人々が労働生活に参加できると認める一方で、連邦政府（Bundesregierung）は、定められた能力を著しく超える時間での派遣労働者の使用を制限することを目的として、違法な契約条項に対処するために現行の法律を改正している。

連邦政府（Bundesregierung）は、民間企業の人員構成の変化による影響を緩和するための戦略を立てている。そのねらいは、国内経済において潜在的な熟練労働者の要員を増やし、活用することおよび外国の適格な専門家に対して連邦共和国の魅力を高めることにある。家庭と仕事の両立をさらに推し進めることは、平等な機会の付与だけではなく、企業がさらなる技能を活用することに寄与する。したがって、連邦政府（Bundesregierung）は、過去の立法期間において、州および地方自治体に対し6十億ユーロ超の支援をしている。資金は、託児所の拡大、運営および改善ならびに言語教育の連邦プログラムに投資されている。生活の各場面にあった働き方を一層支援するため、仕事から退職後の生活へと柔軟に移行するための法的な枠組みがフレキシブル年金法（Flexirentengesetz）により改善された。

連邦共和国において保護を求めている難民の数は、2015年の890,000人から2017年（1月から11月まで）には173,000人に減少した。しかしながら、移民の統合は重要な社会的、経済的問題として残っている。2017年、連邦政府（Bundesregierung）は、移民の社会および労働市場への効果的な統合を促進する複数の新たな措置を取った。連邦政府（Bundesregierung）は、高品質の言語および統合講座の提供を増やす一方で、移民がかかる講座等の措置を遵守していることをよりよく監視することを可能にする規定を制定している。

2011年3月に日本の福島における原子力発電所に影響を及ぼした原子力災害後、連邦政府（Bundesregierung）は、より持続可能なエネルギー機構（Energiewende）への移行を加速することを決定した。とりわけ、当該エネルギー構想は、2022年までに連邦共和国におけるすべての原子力発電所を閉鎖することを規定しており、他の主要なエネルギー政策目標（すなわち、エネルギーのセキュリティ、気候保護、エネルギーの効率性、再生可能エネルギー）を単一の戦略に統合する。当該指針は、温室効果ガス排出を2050年までに1990年の水準と比較して80%から95%削減する長期目標を定めている。この目標を達成するために、当該エネルギー構想は、再生可能なエネルギー源の生産および利用を増加し、これらを連邦共和国における主たるエネルギー供給源とすることを企図している。エネルギー改革の将来的な実施における全般的な原則は、安定していて、安価であり、かつ環境に適したエネルギー供給という「エネルギー政策トライアングル」である。

連邦政府（Bundesregierung）による再生可能エネルギー法（Erneuerbare-Energien-Gesetz）の改正は、技術に特化した公的補填を提供することによる高い費用効率での再生可能なエネルギー源の将来的な拡大をもたらした。過去の立法期間中のその他の重要なプロジェクトは、10ポイントエネルギーアジェンダに統合された。2014年12月に採択された国家エネルギー効率行動計画は、連邦政府（Bundesregierung）の効率性戦略について規定する。これは、効率性に関する方策の経済的な実行可能性について業界を超えて認識を高めることおよび潜在的な効率性向上への可能性を十分に活用するため条件を設定することを目標とする。2017年末現在、10ポイントエネルギーアジェンダのほとんどの計画が実施されている。これは、電力市場における重要な改正、再生可能エネルギーのための支援システムならびにグリッドおよびエネルギー効率の拡大も含む。再生可能エネルギーは、現在連邦共和国における最も重要な電力供給源であり、総発電量の約3分の1を占めている。二酸化炭素をほぼ排出しないエネルギー供給という長期的目標を達成するため、全ての部門を通じて総エネルギー需要をさらに減少させ、電力システムをより柔軟にするためのさらなる努力が要求される。セクターカップリング、すなわち熱、運輸および産業における効率的な再生可能エネルギーの利用は、低炭素化への重大な貢献をする見込みである。

出典：連邦経済エネルギー省「2018年年次経済報告」

連邦経済エネルギー省「A strengthened economy ready to embrace the future: Federal Government adopts 2018 Annual Economic Report」（2018年1月31日付プレスリリース）

連邦経済エネルギー省「2017年年次経済報告」

連邦統計局「General government records surplus of almost 37 billion euros in 2017」（2018年2月23日付プレスリリース）

連邦財務省「Bundeshaushalt 2018」（2017年6月28日付プレスリリース）
連邦財務省「Entwicklung der öffentlichen Finanzen」（2017年2月）
連邦政府「Ab 2017 beträgt der Mindestlohn 8,84 Euro」
連邦労働・社会省「Klare Regeln für Leiharbeit und Werkverträge」（2016年6月1日付プレスリリース）
気候変動行動計画2050「Executive Summary」
連邦経済エネルギー省「Nationales Reformprogramm 2018」

2017年の連邦予算

2017年、支出は総額325.4十億ユーロであった一方、収入は総額330.4十億ユーロであったため、5.0十億ユーロの黒字となった。当局および社会保険基金その他への助成金の分配および交付を含む社会保障支出は、最大支出項目となっており、2017年の総支出のうち51.9%（または168.8十億ユーロ）を占めた。その他の主要項目は、支払利息（5.4%または17.5十億ユーロ）および防衛費（11.2%または36.4十億ユーロ）である。教育、科学、研究および文化のための支出は7.1%（または23.0十億ユーロ）であった。

2018年の連邦予算

2018年の連邦予算（Bundeshaushalt）の予想支出合計は335.5十億ユーロで、これは2017年に比べて3.1%の増加である。収入は合計335.5十億ユーロにのぼると見込まれ、その結果0.0十億ユーロのバランスとなる。社会保障支出は合計173.6十億ユーロ（総支出の51.8%に相当する。）となる見込みである。支払利息は約21.9十億ユーロ、防衛費は38.5十億ユーロとなる見込みである。

税収入およびその他の連邦収入

2018年の連邦予算（Bundeshaushalt）案は、2017年に比べ3.3十億ユーロの減少となる306.1十億ユーロの見積税収に基づいている。予算に含まれる他の連邦収入は、2018年には29.4十億ユーロになると予想されている。他の連邦収入は、とりわけ、ドイツ連邦銀行（Deutsche Bundesbank）収益ならびに貸付債権および協調融資の回収ならびに民営化収益を含む。

出典：連邦財務省 月報2018年4月号

連邦財務省「Eckwerte zum Bundeshaushalt 2018 und Finanzplan bis 2021, 15.3.2017」

（C）GDP

次の表は、表示された年度の名目価格での連邦共和国のGDPの各年度における消費および源泉の構成ならびに各前期からの変動を示すものである。

GDPの構成 - 消費別

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2014年	2015年	2016年	2017年
	(十億ユーロ)					(変動率 % (注1))			
国内消費	2,657.8	2,729.5	2,800.3	2,893.4	3,015.0	2.7	2.6	3.3	4.2
最終個人消費	1,563.5	1,593.2	1,630.5	1,674.4	1,735.0	1.9	2.3	2.7	3.6
最終政府消費	542.9	563.9	587.1	615.4	638.7	3.9	4.1	4.8	3.8
総固定資本形成	556.8	586.6	604.3	630.0	662.7	5.4	3.0	4.3	5.2
在庫の変動	-5.3	-14.2	-21.5	-26.4	-21.3	-	-	-	-
純輸出	168.4	203.0	243.3	250.6	248.3	-	-	-	-
輸出	1,283.1	1,340.3	1,426.7	1,450.0	1,542.1	4.5	6.4	1.6	6.3
輸入	1,114.6	1,137.3	1,183.4	1,199.4	1,293.7	2.0	4.1	1.4	7.9
GDP	2,826.2	2,932.5	3,043.7	3,144.1	3,263.4	3.8	3.8	3.3	3.8

（注1）前年の変動率を示す。

出典：連邦統計局 セット18 シリーズ1 . 2 「2017年第4 四半期」(2018年 2 月) 表 3 . 1

GDPの構成 - 源泉別

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2014年	2015年	2016年	2017年
	(十億ユーロ)					(変動率 %)			
全経済部門の粗付加価値	2,542.7	2,639.8	2,740.2	2,831.9	2,941.0	3.8	3.8	3.3	3.9
農林水産業	24.8	20.2	16.9	17.4	20.8	-18.6	-16.4	2.9	19.8
生産業（建設業を除く。）	652.5	684.5	711.7	728.6	755.0	4.9	4.0	2.4	3.6
建設業	113.0	119.1	124.9	134.9	145.2	5.4	4.9	8.0	7.6
貿易、運輸ならびにホテル									
およびレストラン産業	395.4	418.6	440.5	454.0	474.2	5.9	5.2	3.1	4.4
情報および通信	119.9	124.9	129.1	134.3	138.5	4.1	3.4	4.0	3.1
金融および保険活動	108.5	109.4	111.5	111.5	110.9	0.8	2.0	-0.0	-0.5
不動産および賃貸業	289.9	290.6	299.5	308.9	317.5	0.2	3.1	3.1	2.8
企業活動	275.9	289.0	301.3	312.6	323.9	4.8	4.3	3.8	3.6
公共サービス業者、教育									
および保健	458.4	476.3	493.4	514.6	536.5	3.9	3.6	4.3	4.3
その他サービス活動	104.2	107.2	111.5	115.1	118.6	2.9	3.9	3.3	3.0
GDP	2,826.2	2,932.5	3,043.7	3,144.1	3,263.4	3.8	3.8	3.3	3.8

出典：連邦統計局 セット18 シリーズ1 . 2 「2017年第4四半期」（2018年2月）表2 . 1 および表3 . 1

(D) 生産部門

連邦共和国の生産部門は1945年以降、急成長を遂げた。この成長の主因は、政府による統制経済から社会的市場経済への移行であり、政府の介入は社会福祉と良好な経済状態を創出する場合に限定されている。1990年の連邦共和国の統一後、国の東側の新しい各州の産業はリストラクチャリングの過程をたどってきた。現在、連邦共和国の生産部門は中小企業および大企業がバランスよく混合されており、そのほとんどが民間企業である。地理的には（西側の）ノース・ライン・ウェストファリア、バイエルンおよびバーデン・ヴェルテンベルクに集中している。生産部門の主な事業分野は自動車製造、機械設備、電気および光学機器、卑金属および金属製品ならびに化学品および化学製品に関連する。2017年における本部門の名目価格の粗付加価値への寄与は、25.7%（建設業を除く。）および30.6%（建設業を含む。）であった。

出典：連邦統計局「国民経済総決算 - 2017年重要な相関関係の概観」図3

次の表は、表示された各年度に対して2015年をベースとしたインデックスとして生産部門の生産実績である。

生産部門の生産実績（注1）
（2015年 = 100）

	2014年	2015年	2016年	2017年
生産部門合計	98.8	99.8	101.6	104.9
産業	99.3	99.7	101.2	104.8
うち：				
中間財	99.9	99.8	100.9	104.9
資本財	98.8	99.7	101.3	105.0
耐久消費財	97.5	99.7	102.7	107.0
非耐久消費財	100.1	99.8	101.0	103.2
エネルギー	95.2	100.1	98.7	98.8
建設	101.9	99.6	105.3	108.7

（注1）営業日数の調整後。国勢調査 -12-ARIMA（バージョン0.2.8）

出典：ドイツ連邦銀行 月報2018年4月号 表XI . 2

(E) サービス業

他の多くの先進工業国と同様、サービス部門は近年急速に拡大しており、現在、粗付加価値への最大の寄与要素となっている。サービス部門は、商業および運輸業、（ホテル・レストラン事業および通信サービスを含む。）、金融、賃貸および事業活動ならびにその他の公共および民間サービスからなる。2017年においては、当該部門の粗付加価値の合計への寄与総計は名目価格で68.7%（または2,020.1十億ユーロ）となった。サービス部門においては、公共サービス業者、教育および保健が粗付加価値の最大の部門となっており、2017年には18.2%（または536.5十億ユーロ）となり、続いて貿易、運輸ならびにホテルおよびレストラン産業が16.1%（または474.2十億ユーロ）となった。

出典：連邦統計局 セット18 シリーズ1.2「2017年第4四半期」（2018年2月）表2.1

（F）原材料とエネルギー供給

連邦共和国の主要な輸出製品は自動車、さまざまな種類の機械および化学製品である。

主要な輸入製品は、コンピューター、電化および光学製品、自動車ならびに原油および天然ガスである。連邦共和国は比較的わずかな原材料資源しか有していない。そのため、原材料の需要の大半を輸入に頼っている。特に銅、ボーキサイト、マンガン、チタン、リン石、タングステン、錫のような金属の輸入依存度が高い。連邦共和国は、現在、そのエネルギー源のほぼ3分の2を輸入に頼っており、石油は事実上全量、天然ガスの大部分を輸入に依存している。

出典：連邦統計局「2009年生産統計上の国内商品分類部門による対外貿易の輸出入（特別貿易）」

（G）物価

次の表は、表示された年度における連邦共和国の物価の動向を示すものである。

物価の動向

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	(対前年度(％))				
統合消費者物価指数(HICP)	1.6	0.8	0.1	0.4	1.7
CPI	1.5	0.9	0.3	0.5	1.8
国内市場で販売された製造物の生産者価格指数(注1)	-0.1	-1.0	-1.8	-1.7	2.6

（注1）付加価値税を除く。

出典：ドイツ連邦銀行 月報2018年4月 表XI.7

（H）雇用と労働

2017年における経済成長に伴い、労働市場もまた改善した。国家定義による2017年の平均失業率は、2016年の6.1%から減少し、5.7%であった。ILO定義に基づく2017年の平均失業率は、2016年の3.9%から減少し、3.6%であった。

2017年において、連邦共和国の居住者のうち被用者または自営業者は約44.2百万人であり、2016年と比較して1.6%の増加であった。

出典：連邦雇用庁 月報2018年4月号 表6.1

連邦統計局 セット18 シリーズ1.2「2017年第4四半期」（2018年2月）表1.11

次の表は、表示された各年度における雇用と失業について示すものである。下記に示された失業率には、失業を解決するために実施された、職業訓練、雇用創出計画または早期退職をはじめとするプログラムに参加した者は、失業者として扱われないため含まれていない。

雇用および失業

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
被用者 - ILO定義（千人）	42,257	42,608	42,990	43,544	44,189
失業者 - ILO定義（千人）（注1）	2,182	2,090	1,950	1,774	1,633
失業率 - ILO定義（％）	4.9	4.7	4.3	3.9	3.6
失業者 - 国家定義（千人）（注2）	2,950	2,898	2,795	2,691	2,533
失業率 - 国家定義（％）（注3）	6.9	6.7	6.4	6.1	5.7

（注1）失業中で、就業可能で求職中の者。

（注2）登録失業者で、就業可能かつ求職中の者（週に15時間以下働いている者も含む。）。

（注3）総労働人口に対する割合（軍籍にある者は除く。）。

出典：連邦統計局 セット18 シリーズ1.2「2017年第4四半期」（2018年2月）表1.11

連邦雇用庁 月報2018年4月号 表6.1

統一後の連邦共和国の東側経済の抜本的な構造改革の結果、多くの新しい州の被用者が失業した。2017年の国家定義に基づく失業率は、西側各州は5.3%であったのに対し、新しい州は7.6%であった。

出典：連邦雇用庁 月報2018年4月号 表6.2および表6.3

連邦共和国の労働人口のうち約5分の1は組合に加入している。ドイツ労働組合連合会（Deutscher Gewerkschaftsbund）は、8つの組合を擁する。各加盟組合は、組合員の職種を問わず、通常1つの産業の全従業員を組合員とする（「1業種1組合」の原則と呼ばれる。）。そのため、雇用者連合は、通常、各特定産業の労働者すべてを代表する単一の交渉相手と話し合うことになる。

各特定産業の組合と雇用者連合は、政府が関与することなく、労働協約（Tarifverträge）を締結する。実務的な問題として、この労働協約（Tarifverträge）は、通常当該産業で働くすべての従業員に、組合員であるか否かを問わず、当該雇用者が当該雇用者連合のメンバーであれば（通常はメンバーである。）適用される。その拘束性にもかかわらず、労働協約（Tarifverträge）は通常、企業特有の調整を特定の企業において雇用者および労使協議会の間で交渉することを可能にする不参加条項（Öffnungsklauseln）が含まれている。さらに、これらの協約から逸脱することを可能とする一連の方法がある。新しい州における多くの雇用者は、もはや雇用者連合の構成員ではなく、この場合賃金は個々に交渉されるが、しばしば労働協約（Tarifverträge）によって規定された賃金水準より低い結果となる。近年では、労働協約（Tarifverträge）に準拠している企業の従業員数は減少している。

出典：Bundesarbeitsgericht プレスリリース（9/2010および46/2010）

Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung, Jahresgutachten
2010/2011, Rz. 499-507

連邦経済技術省「2011年年次経済報告」Rz. 115

(I) 国有企業

2016年12月31日現在、連邦共和国は、公共企業または民間企業80社に直接資本参加しており、また各種特別目的基金が26社の企業に資本参加していた。

次の表は、2016年12月31日における連邦共和国の重要な直接資本参加（特別目的基金を通じてなされたものを含む。）の情報である。

連邦共和国の資本参加

企業名	簿価 (百万ユーロ)	連邦共和国の持分 (%)
50%超の主要な資本参加：		
ドイッチェ・バーンAG	2,150	100.0
KfW - ドイツ復興金融公庫	3,750	80.0
25%超50%以下の主要な資本参加：		
フルクハーフェン・ミュンヘン GmbH	307	26.0

出典：連邦財務省「連邦出資 - 2017年資本参加報告書」（10、38、115および150ページ）

(3) 対外貿易および国際収支

(A) 対外貿易

国際経済関係は連邦共和国経済にとり非常に重要である。連邦共和国は、関税その他の貿易障壁を廃止することを目指した自由な対外貿易政策を推進している。

連邦共和国の経済は輸入および輸出に強く依存しているため、とりわけ、保護関税のような貿易障壁に脆弱である。そのため、連邦政府（Bundesregierung）はドーハ開発アジェンダに基づくWTOによる進行中の交渉等を通じた貿易障壁の削減に努めている。

出典：連邦経済技術省「EU / WTO通商政策」

次の表は、表示された各年度における連邦共和国の対外貿易に関する情報を示すものである。

財貨の対外貿易

	(十億ユーロ)				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
財貨輸出 (FOB)	1,088.0	1,123.7	1,193.6	1,203.8	1,279.0
財貨輸入 (CIF)	890.4	910.1	949.2	954.9	1,034.5
貿易黒字	197.6	213.6	244.3	248.9	244.5

連邦共和国の黒字は、主として財貨の貿易によるものである。元来、かかる黒字は部分的にサービス業、外国人労働者の本国への送金、EUへの連邦共和国の純拠出金その他各種の支払から生じる他の分野の赤字を埋めてきた。経常黒字は、2016年の268.8十億ユーロに比べ、2017年には合計262.6十億ユーロとなった。

出典：ドイツ連邦銀行 月報2018年4月号 表XII . 2 および表XII . 3

財貨の輸出および輸入の構成品目

(十億ユーロ)

2017年(注1)

輸 出	輸 入
1,278,994	1,034,470
9,715	31,212
124	5,204
6,271	56,140
54,127	46,443
11,683	10,951
18,296	32,719
19,617	15,026
12,443	20,323
114,884	79,009
54,150	58,872
43,579	29,263
184,266	81,086
110,951	113,065
83,227	60,435
234,716	115,152

合 計

うち:

農業製品および狩猟製品

石炭

原油および天然ガス

食料品

繊維製品

既製服

紙および紙製品

コークスおよび精製石油製品

化学物質および化学製品

卑金属

金属製品

機械

コンピューター、電化および光学製品

電気設備

自動車、トレーラーおよびセミトレーラー

(注1) 暫定値

出典: 連邦統計局「Außenhandel - Exporte und Importe (Spezialhandel) nach den Güterabteilungen des Güterverzeichnis für Produktionsstatistiken 2017」

相手国別対外貿易(特別貿易)(注1)

(十億ユーロ)

	2015年	2016年	2017年
輸出相手国			
合 計	1,193.6	1,203.8	1,279.0
うち:			
フランス	102.8	101.1	105.3
米国	113.7	106.8	111.5
英国	89.0	85.9	84.3
オランダ	79.2	78.4	85.8
中国(注2)	71.3	76.0	86.2
オーストリア	58.2	59.8	62.8
イタリア	58.0	61.3	65.5
ベルギー/ルクセンブルグ	46.2	46.9	50.1
スイス	49.1	50.2	54.0
東南アジア(注3)	51.5	51.9	53.5
スペイン	38.7	40.5	43.0
日本	17.0	18.3	19.5

輸入相手国			
合 計	949.2	954.9	1,034.5
うち:			
オランダ	87.9	83.1	91.3
中国(注2)	91.9	94.2	100.5
フランス	66.8	65.7	64.1
米国	60.2	58.0	61.1
イタリア	49.0	51.7	55.9
英国	38.4	35.7	37.1
ベルギー/ルクセンブルグ	40.1	41.0	44.1
スイス	42.1	43.9	45.7
東南アジア(注3)	42.5	43.0	50.9
オーストリア	37.3	38.5	41.2
スペイン	26.4	27.9	31.6
日本	20.2	21.9	22.9

(注1) 輸出(FOB)は出向国、輸入(CIF)は生産国である。特別貿易は、連邦共和国で製造、販売、組込みまたは処理された後に輸出される商品と、主に使用、消費、組込みまたは処理のために連邦共和国に輸入される商品である。

(注2) 香港を除く。

(注3) ブルネイ・ダルサラーム国、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、韓国、台湾およびタイを含む。

出典：ドイツ連邦銀行 月報2018年4月号 表XII.3

(B) 国際収支

次の表は、表示された各年度における連邦共和国の国際収支を示すものである。

	国際収支(注1)				
	(十億ユーロ)				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
経常収支(注2)					
対外貿易(注3)	212.7	228.2	261.1	268.0	265.4
うち: 付帯貿易	-3.7	-5.7	-2.6	-1.8	1.3
サービス(注4)	-41.4	-24.5	-16.9	-19.9	-16.1
要素所得	62.4	56.5	67.2	60.6	67.4
経常移転支出	-43.6	-41.3	-40.0	-39.9	-54.1
合 計	190.1	219.0	271.4	268.8	262.6
資本移転収支および無形非生産資産の					
取得/売却	-0.6	2.9	0.5	3.5	-0.3
資本収支					
資本純額(資本輸出)(注5)	225.4	240.1	239.4	257.7	275.7
うち:					
連邦共和国対外投資純額					
(増加/資本輸出 - 赤字)	62.7	308.4	270.2	397.0	358.8
連邦共和国対内投資純額					
(増加/資本輸入 - 黒字)	-162.7	68.3	30.8	139.4	83.1
分類不能取引残高	35.8	18.2	-32.5	-14.6	13.4

(注1) 対外貿易におけるデータ収集方法の変化により、数字には相当の不確実性がある。

(注2) 対外貿易およびサービスは、輸出(FOB)/輸入(CIF)(輸入にかかる運賃と保険料を含む。)に基づいて計上されている。

(注3) 公式対外貿易統計による特別貿易。特別貿易は、連邦共和国で製造、販売、組込みまたは処理された後に輸出される商品と、主に使用、消費、組込みまたは処理のために連邦共和国に輸入される商品で成り立っている。(出典：連邦統計局「2009年統計年鑑」(469ページ))

(注4) CIF輸入価額に含まれる運賃および保険料を除く。

(注5) 通貨準備金の変更を含む。

出典：ドイツ連邦銀行 月報統計表国際収支4(2018年4月)表I.1および表I.9.a

For the complete consolidated financial statements (comprising the consolidated statement of comprehensive income, the consolidated balance sheet, the consolidated statement of changes in equity, the consolidated cash flow statement, and the notes to the consolidated financial statements) and the combined management report an unqualified Auditors' Report according to § 322 of the German Commercial Code (Handelsgesetzbuch or HGB) was issued. The original auditors' report was given only with respect to the original and complete consolidated financial statements and the group management report issued in German and not to the English translation of the consolidated financial statements and the group management report. The translation of the Auditors' Report reads as follows:

Auditor's Report

We have audited the consolidated financial statements prepared by Landwirtschaftliche Rentenbank, Frankfurt/Main, comprising the consolidated statement of comprehensive income, the consolidated balance sheet, the consolidated statement of changes in equity, the consolidated cash flow statement, and the notes to the consolidated financial statements, together with the combined management report for the business year from January 1 to December 31, 2016. The preparation of the consolidated financial statements and the combined management report in accordance with IFRSs, as adopted by the EU, and the additional applied requirements of German commercial law pursuant to § 315a Abs. [paragraph] 1 HGB [Handelsgesetzbuch "German Commercial Code"] are the responsibility of the parent company's management. Our responsibility is to express an opinion on the consolidated financial statements and on the combined management report based on our audit.

We conducted our audit of the consolidated financial statements in accordance with § 317 HGB and German generally accepted standards for the audit of financial statements promulgated by the Institut der Wirtschaftsprüfer [Institute of Public Auditors in Germany] (IDW). Those standards require that we plan and perform the audit such that misstatements materially affecting the presentation of the net assets, financial position and results of operations in the consolidated financial statements in accordance with the applicable financial reporting framework and in the combined management report are detected with reasonable assurance. Knowledge of the business activities and the economic and legal environment of the Group and expectations as to possible misstatements are taken into account in the determination of audit procedures. The effectiveness of the accounting-related internal control system and the evidence supporting the disclosures in the consolidated financial statements and the combined management report are examined primarily on a test basis within the framework of the audit. The audit includes assessing the annual financial statements of those entities included in consolidation, the determination of entities to be included in consolidation, the accounting and consolidation principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the consolidated financial statements and the combined management report. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

Our audit has not led to any reservations.

In our opinion, based on the findings of our audit, the consolidated financial statements comply with IFRSs, as adopted by the EU, the additional applied requirements of German commercial law pursuant to § 315a Abs. 1 HGB and give a true and fair view of the net assets, financial position and results of operations of the Group in accordance with these requirements. The combined management report is consistent with the consolidated financial statements, complies with the German statutory requirements, and as a whole provides a suitable view of the Group's position and suitably presents the opportunities and risks of future development.

Frankfurt / Main, March 15, 2017

KPMG AG

Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Bernhard
Wirtschaftsprüfer
[German Public Auditor]

Liebermann
Wirtschaftsprüfer
[German Public Auditor]

We, the undersigned, hereby certify that this document is a true and accurate translation of the audit report issued in German by KPMG AG, Wirtschaftsprüfungsgesellschaft, the auditors of Landwirtschaftliche Rentenbank (the "Issuer"), in respect of the consolidated annual financial statements of the Issuer for the year ended December 31, 2016.

Landwirtschaftliche Rentenbank

By: _____
Marc Ahrens
Managing Director
Accounting and Controlling

By: _____
Mike Dietzel
Director
Risk Accounting

[次へ](#)

完全なる連結財務諸表（包括利益の連結計算書、連結貸借対照表、連結資本変動書、連結キャッシュフロー計算書および連結財務諸表の注記により構成される。）および連結管理報告書のために、ドイツ商法（HandelsgesetzbuchまたはHGB）の第322条に従い、無限定の監査報告書が発行された。原文の監査報告書は、ドイツで発行された、原文の、完全な連結財務諸表およびグループ管理報告書に関してのみ作成されたものであり、連結財務諸表およびグループ管理報告書の英訳に関して作成されたものではない。監査報告書の翻訳は以下のとおりである。

監査報告書 訳文

我々は、2016年1月1日から2016年12月31日までの事業年度の連結管理報告書と併せて、ドイツ農林金融公庫（フランクフルト/マイン）により作成された、包括利益の連結計算書、連結貸借対照表、連結資本変動書、連結キャッシュフロー計算書および連結財務諸表の注記から成る連結財務諸表の監査を行った。欧州連合により採用されたIFRSおよびドイツ商法（Handelsgesetzbuch）第315条a第1項に基づくドイツ商法の追加的に適用のある要件に従った連結財務諸表および連結管理報告書の作成については、親会社の経営陣が責任を負う。我々の責任は、我々が行った監査に基づいて、連結財務諸表および連結管理報告書に関し、意見書を提供することである。

我々は、ドイツ商法第317条およびドイツ公認会計士協会（IDW）により公布された財務諸表の監査のためのドイツで一般的に受け入れられている会計基準に従って、連結財務諸表の監査を実施した。かかる基準は、適用ある財務報告書の枠組に従い作成された連結財務諸表および連結管理報告書における純資産、財務状況および営業業績の記述に重大な影響を及ぼす誤記が合理的な確実性をもって検出されるよう、我々が監査を計画し、かつ実行することを要求する。監査手続の決定にあたっては、グループの事業活動、経済および法律分野についての知識ならびに誤記の可能性の予想を考慮しなければならない。会計に関連した内部監督組織の有効性ならびに連結財務諸表および連結管理報告書における開示内容を裏付ける証拠は、我々の監査体制の範囲内において主として検証ベースで精査される。監査には、連結財務諸表および連結管理報告書の全体的な記述の評価に加え、連結対象会社の年次財務諸表への評価および連結対象となる予定の会社の決定、経営陣により用いられる会計および連結の原則ならびにその経営陣による重要な推計の評価が含まれる。我々は、自らの監査が意見書のための合理的な基礎づけとなっていると考える。

我々の監査はいかなる制限をも付すものではない。

我々は、監査結果に基づき、連結財務諸表が、欧州連合により採用されたIFRSおよびドイツ商法第315条a第1項に基づくドイツ商法の追加的に適用のある要件に適合しており、またこれらの要件に従い、グループの純資産、財務状況、営業業績の正確かつ公正な状況を示していると考えます。連結管理報告書は、ドイツの法定要件に適合している連結財務諸表と整合しており、全体として、グループの業績に対する適切な見解を提供し、将来の発展に関する機会およびリスクを適切に表現している。

フランクフルト/マイン、2017年3月15日

監査法人ケーピーエムジーAG

（ベルンハルト）

ドイツ公認会計士

（リーパマン）

ドイツ公認会計士

下記の署名者は、本書面が、ドイツ農林金融公庫（以下「発行者」という。）の監査人である監査法人ケーピーエムジーAGがドイツ国内で発行した2016年12月31日に終了した年度の、発行者の連結年次財務諸表に関する監査報告書の真実かつ正確な訳文であることを、ここに証明する。

ドイツ農林金融公庫

マーク・レンス

経理・管理担当理事

マイク・ディーツェル

リスク評価担当取締役

Reproduction of the Independent Auditor's Report

Based on the results of our audit, we have issued the following unqualified audit opinion:

Independent Auditor's Report

To Landwirtschaftliche Rentenbank, Frankfurt am Main

Report on the Audit of the Annual Financial Statements and of the Management Report

Opinions

We have audited the annual financial statements of Landwirtschaftliche Rentenbank, Frankfurt am Main, which comprise the balance sheet as at 31 December 2017, the statement of profit and loss, the statement of cash flows and the statement of changes in equity for the financial year from 1 January to 31 December 2017, and notes to the financial statements, including the recognition and measurement policies presented therein. In addition, we have audited the management report of Landwirtschaftliche Rentenbank for the financial year from 1 January to 31 December 2017.

In our opinion, on the basis of the knowledge obtained in the audit,

- the accompanying annual financial statements comply, in all material respects, with the requirements of German commercial law applicable to banks and give a true and fair view of the assets, liabilities and financial position of the Company as at 31 December 2017 and of its financial performance for the financial year from 1 January to 31 December 2017 in compliance with German Legally Required Accounting Principles, and
- the accompanying management report as a whole provides an appropriate view of the Company's position. In all material respects, this management report is consistent with the annual financial statements, complies with German legal requirements and appropriately presents the opportunities and risks of future development.

Pursuant to Section 322 (3) sentence 1 HGB [Handelsgesetzbuch: German Commercial Code], we declare that our audit has not led to any reservations relating to the legal compliance of the annual financial statements and of the management report.

Basis for the Opinions

We conducted our audit of the annual financial statements and of the management report in accordance with Section 317 HGB and EU Audit Regulation No. 537/2014 (referred to subsequently as "EU Audit Regulation") and in compliance with German Generally Accepted Standards for Financial Statement Audits promulgated by the Institut der Wirtschaftsprüfer [Institute of Public Auditors in Germany] (IDW). Our responsibilities under those requirements and principles are further described in the "Auditor's Responsibilities for the Audit of the Annual Financial Statements and of the Management Report" section of our auditor's report. We are independent of the Company in accordance with the requirements of European law and German commercial and professional law, and we have fulfilled our other German professional responsibilities in accordance with these requirements. In addition, in accordance with Article 10 (2) point (f) of the EU Audit Regulation, we declare that we have not provided non-audit services prohibited under Article 5 (1) of the EU Audit Regulation. We believe that the evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinions on the annual financial statements and on the management report.

Key Audit Matters in the Audit of the Annual Financial Statements

Key audit matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the annual financial statements for the financial year from 1 January to 31 December 2017. These matters were addressed in the context of our audit of the annual financial statements as a whole, and in forming our opinion thereon, we do not provide a separate opinion on these matters.

Identification and measurement of provisions for expected credit losses

For further information on the risk provisioning system, please refer to Section 4 'Risk provisions' of the notes to the financial statements as well as 'Counterparty credit risk' in the risk report section of the management report.

THE FINANCIAL STATEMENT RISK

As part of a change in methods for quantifying counterparty credit risk in the area of risk management, the probabilities of default and loss given default LGD used were adjusted in the reporting period. As these parameters were also taken into consideration for accounting purposes, a change in methods for the financial statements of Landwirtschaftliche Rentenbank was also necessary. Risk provisions for receivables from banks, receivables from customers and irrevocable loan commitments as at 31 December 2017 are as follows:

For its lending operations, Landwirtschaftliche Rentenbank has recognised general provisions for inherent credit losses as risk provisions for receivables from banks, receivables from customers and irrevocable loan commitments. In the income statement, EUR 16.0 million (net) was released from provisions for expected credit losses in financial year 2017. No specific provisions for imminent credit losses were recognised in financial year 2017.

General provisions for inherent credit losses are determined by categorising receivables from banks, receivables from customers and irrevocable loan commitments without any identifiable imminent credit losses in accordance with rating levels based on quantitative and qualitative criteria. They are calculated using the expected loss method. For this purpose, the bank uses annual probabilities of

default in line with the applicable internal rating levels. Probabilities of default are derived from data published by credit rating agencies. Loss given default is determined for each business line.

To determine specific provisions for imminent credit losses, receivables and irrevocable loan commitments for which debt servicing capacity is likely no longer sustainable must first be identified. The specific provisions or provisions are then determined on a case-by-case basis based on estimated future cash flows, if applicable by taking into account expected proceeds from the sale of collateral.

Due to the change in methods, adherence to the principle of consistency pursuant to Section 252 (1) No. 6 HGB was one significant aspect of our audit. Furthermore, determination of the value-determining parameter 'loss given default' for the general provision was particularly relevant for our audit, as it was the main determinant for the release of general provisions. We also consider the identification of specific provisions fundamentally significant, because the bank has to make proper assumptions for the purpose of credit control as to whether borrowers will meet their payment obligations in full.

OUR AUDIT APPROACH

Based on our risk assessment and evaluation of the risks of material misstatement, we used both control-based and substantive audit procedures for our audit opinion. We therefore performed the following audit procedures, among others:

In a first step, we gained a thorough understanding of the performance of the credit portfolio, the associated credit risks and the internal control system with regard to identifying, controlling, monitoring and evaluating credit risks associated with lending. To assess the appropriateness of the internal control system we conducted interviews and inspected the relevant documents. In addition, we verified the implementation and effectiveness of relevant controls designed to ensure the adequacy of the parameters relevant for general provisions and their correct allocation to the assessed credit volumes.

With regard to the bank's accounting policies, we assessed whether the change in methods to measure general provisions qualifies as a justified exception pursuant to Section 252 (2) HGB and a deviation from the principle of consistency is thereby permissible. In the course of our audit of risk management, we assessed the adequacy of methods for determining new parameters for probabilities of default and loss given default during the reporting period. In this regard, especially the loss given default determined in this manner was examined for its plausibility by our credit risk experts. We also examined the establishment of controls to ensure proper calculation of the general provision. In addition, we verified the bank's calculations for determining the general provision during our audit.

We examined the establishment of controls for keeping borrower ratings up to date and accurate and ensuring that borrowers in default are identified. Based on deliberately selected individual cases, we verified that specific provisions for imminent credit losses were not necessary.

OUR OBSERVATIONS

The change in methods to measure the general provision is a justified exception within the meaning of Section 252 (2) HGB, as deviation from the principle of consistency has a positive effect on providing a true and fair view of the bank's assets, liabilities, financial position and financial performance in accordance with generally accepted accounting principles. The probabilities of default and loss given default used after the change in methods to determine the general provision have been properly derived. Use of these parameters for general provisions and their calculation is appropriate. The controls established to identify the need to recognise specific provisions are appropriate and effective.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises:

- the remaining parts of the annual report, with the exception of the audited annual financial statements and management report and our auditor's report.
- assurance pursuant to Section 264 (2) sentence 3 HGB regarding the financial statements and assurance pursuant to Section 289 (1) sentence 5 HGB regarding the management report.

Our opinions on the annual financial statements and on the management report do not cover the other information, and consequently we do not express an opinion or any other form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit, our responsibility is to read the other information and, in so doing, to consider whether the other information

- is materially inconsistent with the annual financial statements, with the management report or our knowledge obtained in the audit, or
- otherwise appears to be materially misstated.

Responsibilities of Management and the Supervisory Board for the Annual Financial Statements and the Management Report

Management is responsible for the preparation of the annual financial statements that comply, in all material respects, with the requirements of German commercial law applicable to banks, and that the annual financial statements give a true and fair view of the assets, liabilities, financial position and financial performance of the Company in compliance with German Legally Required Accounting Principles. In addition, management is responsible for such internal control as they, in accordance with German Legally Required Accounting Principles, have determined necessary to enable the preparation of annual financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern. They also have the responsibility for disclosing, as applicable, matters related to going concern. In addition, they are responsible for financial reporting based on the going concern basis of accounting, provided no actual or legal circumstances conflict therewith.

Furthermore, management is responsible for the preparation of the management report that as a whole provides an appropriate view of the Company's position and is, in all material respects, consistent with the annual financial statements, complies with German legal requirements, and appropriately presents the opportunities and risks of future development. In addition, management is responsible for such arrangements and measures (systems) as they have considered necessary to enable the preparation of a management report that is in accordance with the applicable German legal requirements, and to be able to provide sufficient appropriate evidence for the assertions in the management report.

The supervisory board is responsible for overseeing the Company's financial reporting process for the preparation of the annual financial statements and of the management report.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Annual Financial Statements and of the Management Report

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the annual financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and whether the management report as a whole provides an appropriate view of the Company's position and, in all material respects, is consistent with the annual financial statements and the knowledge obtained in the audit, complies with the German legal requirements and appropriately presents the opportunities and risks of future development, as well as to issue an auditor's report that includes our opinions on the annual financial statements and on the management report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with Section 317 HGB and the EU Audit Regulation and in compliance with German Generally Accepted Standards for Financial Statement Audits promulgated by the Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) will always detect a material misstatement. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual financial statements and this management report.

We exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual financial statements and of the management report, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinions. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit of the annual financial statements and of arrangements and measures (systems) relevant to the audit of the management report in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of these systems.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used by management and the reasonableness of estimates made by management and related disclosures.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in the auditor's report to the related disclosures in the annual financial statements and in the management report or, if such disclosures are inadequate, to modify our respective opinions. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to be able to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual financial statements, including the disclosures, and whether the annual financial statements present the underlying transactions and events in a manner that the annual financial statements give a true and fair view of the assets, liabilities, financial position and financial performance of the Company in compliance with German Legally Required Accounting Principles.
- Evaluate the consistency of the management report with the annual financial statements, its conformity with [German] law, and the view of the Company's position it provides.

- Perform audit procedures on the prospective information presented by management in the management report. On the basis of sufficient appropriate audit evidence we evaluate, in particular, the significant assumptions used by management as a basis for the prospective information, and evaluate the proper derivation of the prospective information from these assumptions. We do not express a separate opinion on the prospective information and on the assumptions used as a basis. There is a substantial unavoidable risk that future events will differ materially from the prospective information.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with the relevant independence requirements, and communicate with them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, the related safeguards.

From the matters communicated with those charged with governance, we determine those matters that were of most significance in the audit of the annual financial statements of the current period and are therefore the key audit matters. We describe these matters in our auditor's report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter.

Other Legal and Regulatory Requirements

Further Information pursuant to Article 10 of the EU Audit Regulation

We were elected as auditor by supervisory board resolution on 6 April 2017. We were engaged by the Supervisory Board on 23 May 2017. We have been the auditor of Landwirtschaftliche Rentenbank without interruption since financial year 2011.

We declare that the opinions expressed in this auditor's report are consistent with the additional report to the audit committee pursuant to Article 11 of the EU Audit Regulation (long-form audit report).

In addition to the financial statement audit, we have provided the following services that are not disclosed in the annual financial statements or in the management report:

- Project-based audit of the project to introduce SAP (audit service)
- Issuing comfort letters and other assurance services in this context
- Audit of the use of credit claims to collateralise central bank loans (credit claims – submission and administration)
- Sign-off report for the Single Resolution Fund (SRF) reporting form for the annual contribution (bank levy)
- Analysis of costs, benefits, opportunities and risks with a view to discontinuing IFRS consolidated financial reporting
- Expert opinion on potential exemption from the obligation to prepare consolidated financial statements
- Quality assurance during the update of the recovery plan

- Quality assurance during the ECB IRRBB stress test 2017
- Quality assurance with regard to general matters in connection with banking supervisory issues

German Public Auditor Responsible for the Engagement

The German Public Auditor responsible for the engagement is Hartmut Bernhard.

Frankfurt am Main, 5 March 2018

KPMG AG

Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Bernhard

Wirtschaftsprüfer

[German Public Auditor]

Müller

Wirtschaftsprüfer

[German Public Auditor]

We, the undersigned, hereby certify that this document is a true and accurate translation of the audit report issued in German by KPMG AG, Wirtschaftsprüfungsgesellschaft, the auditors of Landwirtschaftliche Rentenbank (the “Issuer”), in respect of the consolidated annual financial statements of the Issuer for the year ended December 31, 2017.

Landwirtschaftliche Rentenbank

By: _____
Marc Ahrens
Managing Director
Finance

By: _____
Johannes Fleischmann
Director
Accounting

[次へ](#)

監査報告書の複製

我々の監査結果に基づき、我々は、以下のとおり無限定適正意見を発行した。

監査報告書 訳文

ドイツ農林金融公庫（フランクフルト・アム・マイン） 御中

年次財務諸表および管理報告書監査に関する報告

意見

我々は、2017年12月31日現在の貸借対照表、2017年1月1日から12月31日までの会計年度の損益計算書、キャッシュ・フロー計算書および資本変動書、ならびにかかる財務諸表に示される認識および測定方針を含む財務諸表注記から成る、ドイツ農林金融公庫（フランクフルト・アム・マイン）の年次財務諸表を監査した。さらに、2017年1月1日から12月31日までの会計年度のドイツ農林金融公庫の管理報告書を監査した。

我々の監査結果に基づく意見は以下の通りである。

- 添付の年次財務諸表は、すべての重要な点において、銀行に適用されるドイツ商法の要件に準拠し作成されており、2017年12月31日現在のドイツ農林金融公庫の純資産、負債および財政状態、ならびに2017年1月1日から12月31日までの会計年度の財務成績を、ドイツの法令上要請される会計原則に従って、真実かつ公正に表示していると考える。
- 添付の管理報告書は、その全体を通して、ドイツ農林金融公庫の状態に関する適切な見解を提供していると考える。管理報告書は、年次財務諸表と一貫してドイツの法定要件を遵守しており、すべての重要な点において、将来の展開における機会およびリスクを適切に表示している。

我々の監査において、年次財務諸表および管理報告書の法令遵守に関して、HGB（ドイツ商法 - Handelsgesetzbuch）第322条（3）第1文に従い、いかなる問題もないことを断言する。

意見の根拠

我々は、HGB第317条、EU監査規則537/2014（以下「EU監査規則」という。）およびドイツ経済監査士協会（IDW - Institut der Wirtschaftsprüfer）（以下「IDW」という。）により公布されたドイツで一般に採用されている財務諸表監査基準に従い、年次財務諸表および管理報告書の監査を行った。これらの要件および規範に基づく我々の責任についての詳細は、本監査報告書の「年次財務諸表および管理報告書監査に関する監査法人の責任」の項に記載されている。我々は、欧州法、ドイツ商法および専門法の要件に従いドイツ農林金融公庫から独立しており、これらの要件に従って自身のその他のドイツ専門家義務を遵守している。さらに、EU監査規則第10条第2項f号に従い、我々は、EU監査規則第5条第1項において禁じられている監査以外の業務を提供していないことを断言する。我々は、自身の入手した証拠が、年次財務諸表および管理報告書に対する本意見の基盤を創るのに十分かつ適切であると考えている。

年次財務諸表の監査における主要な監査事項

主要な監査事項は、我々の専門家としての判断に基づき、2017年1月1日から12月31日までの会計年度の年次財務諸表に対する我々の監査において最も重要であった事項である。これらの事項は、年次財務諸表全体に対する我々の監査に照らして、また、それに関する我々の意見を形成するにあたり対処されており、我々は、これらの事項について個別の意見を提供していない。

予想貸倒損失のための引当金の特定および測定

リスク引当システムに関するさらなる情報については、財務諸表注記の4「リスク引当金」および管理報告書のリスク報告セクション内「カウンターパーティー信用リスク」を参照のこと。

財務諸表のリスク

リスク管理の分野におけるカウンターパーティー信用リスク定量化の方法における変更の一環として、デフォルト確率およびデフォルト時損失（LGD）は監査期間中に調整されている。かかるパラメータは、会計処理においても考慮されるため、ドイツ農林金融公庫の財務諸表の方法における変更も必要であった。2017年12月31日現在、銀行の売掛金、顧客の売掛金および取消不能のローン・コミットメントのためのリスク引当金は以下のとおりである。

貸付業務において、ドイツ農林金融公庫は、固有の貸倒損失のための一般引当金を銀行の売掛金、顧客の売掛金および取消不能のローン・コミットメントのためのリスク引当金として認識している。損益計算書において、2017会計年度における予想貸倒損失のための引当金から16.0百万ユーロ（純額）が戻し入れられた。2017会計年度において差し迫った貸倒損失のための個別引当金は認識されなかった。

固有の貸倒損失のための一般引当金は、定量的および定性的基準に基づく格付レベルに従い、特定できる差し迫った貸倒損失を含まない銀行の売掛金、顧客の売掛金および取消不能のローン・コミットメントの分類により決定される。これらは、予想損失法を用いて計算される。かかる目的のため、ドイツ農林金融公庫は、適用される内部格付レベルに一致した年率デフォルト確率を用いている。デフォルト確率は、信用格付機関により公表されたデータに由来している。デフォルト時損失は、各事業分野において決定される。

差し迫った貸倒損失のための個別引当金の決定には、債務返済能力が持続できなくなりそうな債権および取消不能のローン・コミットメントを最初に特定しなければならない。個別引当金または引当金は予想される将来のキャッシュフローに基づいて個別に決定され、適用ある場合、予想される担保の売却からの収入を考慮する。

方法の変更により、HGB第252条（1）第6項に従い継続性の原則を遵守することは、我々の監査において重要な側面の1つである。加えて、一般引当金の価値決定パラメータである「デフォルト時損失」の決定は、一般引当金の戻入れの主要決定要因であるため、我々の監査において特に関連がある。我々はまた、ドイツ農林金融公庫は、借り手が支払義務を全額果たすかどうか信用管理の目的において正確に仮定しなければならないため、個別引当金の特定は根本的に重要であると考えている。

我々の監査アプローチ

我々のリスク検証および重大な虚偽記載のリスク評価に基づき、我々は統制ベースおよび実証的監査手続の両方を監査意見に用いる。したがって、我々は数ある中で以下の監査手続を実施している。

第一歩として、我々は信用ポートフォリオの実績、関連する信用リスクならびに貸付けに関する信用リスクの特定、統制、監視および評価に関連する内部統制システムを完全に理解している。内部統制システムの妥当性を検証するため、我々はインタビューを実施し、関連する文書を調査している。さらに、我々は一般引当金に関するパラメータの妥当性および評価された信用量に対するパラメータの的確な割当を保証することを目的とした関連する統制の実施および効果を検証している。

ドイツ農林金融公庫の会計方針に関して、一般引当金の測定方法の変更がHGB第252条（2）に基づく正当化されている例外として適しており、したがって継続性の原則の逸脱が許容されるかどうか我々は検証している。リスク管理の監査上、我々は監査期間中のデフォルト確率およびデフォルト時損失の新たなパラメータを決定する方法の適切性を検証している。この点において、特にかかる方法で決定されるデフォルト時損失の妥当性が我々の信用リスク専門家によって検討されている。我々はまた、一般引当金の正確な計算を保証するための統制の確立を検討している。さらに、我々は、我々の監査期間中の一般引当金を決定するドイツ農林金融公庫の計算を検証している。

我々は、借り手の格付けを最新かつ正確に保ち、デフォルトに陥った借り手の特定を保証するための統制の確立を検討している。慎重に選択された個々のケースに基づき、我々は差し迫った貸倒損失のための個別引当金は必要ではないと検証している。

我々の見解

一般引当金の測定方法の変更は、HGB第252条（2）の意味における正当な例外であり、継続性の原則の逸脱は、ドイツ農林金融公庫の純資産、負債、財政状態および財務成績を一般に採用されている会計原則に従って真実かつ公正に表示することにおいて好影響を及ぼす。方法の変更後に一般引当金の決定に使用されたデフォルト確率およびデフォルト時損失は、適切に導出されている。一般引当金のためのかかるパラメータの使用およびその計算は適切である。個別引当金を認識する需要を特定するために確立された統制は、適切で効果的である。

その他の情報

理事会は、その他の情報に対して責任がある。その他の情報は、以下により構成される。

- ・ 監査済年次財務諸表、管理報告書および我々の監査報告書を除く年次報告書の残りの部分
- ・ 財務諸表に関するHGB第264条（２）第３文に基づく確証および管理報告書に関するHGB第289条（１）第５文に基づく確証

年次財務諸表および管理報告書に対する我々の意見は、かかるその他の情報を網羅しておらず、その結果として、我々はそれらについていかなる意見その他の確証も表明していない。

我々の監査に関する我々の責任は、かかるその他の情報を精読し、その際に、以下について検討することである。

- ・ かかるその他の情報が年次財務諸表および管理報告書または監査により取得された我々の知識と著しく矛盾していないかどうか
- ・ かかるその他の情報が重大な虚偽記載であると考えられないかどうか

年次財務諸表および管理報告書に対する理事会および監事会の責任

理事会は、すべての重要な点において、銀行に適用されるドイツ商法の要件に従った年次財務諸表の作成、ならびに年次財務諸表が、ドイツの法令上要請される会計原則に従ってドイツ農林金融公庫の純資産、負債、財政状態および財務成績を真実かつ公正に示すことに対して責任がある。さらに、理事会は、ドイツの法令上要請される会計原則に従い、不正または過失による重大な虚偽記載のない年次財務諸表を作成するために必要であると決断した、内部統制に対して責任がある。

理事会は、年次財務諸表の作成において、ドイツ農林金融公庫の継続企業の前提に関する評価に対して責任がある。また、理事会は、適用ある場合、継続企業に関する事項を開示する責任がある。さらに、相反する実情または法的事情がない限り、理事会は、継続企業の会計基準を使用した財務報告書作成に対して責任がある。

加えて、理事会は、その全体を通してドイツ農林金融公庫の状態に関する適切な見解を提供し、他のあらゆる点において、年次財務諸表と一貫してドイツの法定要件を遵守しており、将来の展開における機会およびリスクを適切に表示する管理報告書の作成に対して責任がある。その上、理事会は、ドイツ商法の適用要件に準拠した管理報告書の作成に必要であると決断した、準備および方策（システム）、ならびに当該報告書の主張のための十分かつ適切な証拠提供を実現することに対して責任がある。

監事会は、年次財務諸表および管理報告書作成のための、ドイツ農林金融公庫の財務報告書作成行程に対する監督責任がある。

年次財務諸表および管理報告書監査に関する監査法人の責任

我々の目的は、不正または過失によるものかを問わず、年次財務諸表全体に重大な虚偽記載がないこと、ならびに管理報告書全体を通してドイツ農林金融公庫の状態に関する適切な見解を提供し、他のあらゆる点において、年次財務諸表および監査で得た情報と一貫してドイツの法定要件を遵守していること、また将来の展開における機会およびリスクを適切に表示することについて合理的な確証を得て、年次財務諸表および管理報告書に対する我々の意見を含む監査報告書を発行することである。

合理的な確証とは、高い水準の確証であるが、HGB第317条、EU監査規則およびIDWにより公布されたドイツで一般に採用されている財務諸表監査基準に従い実施されている監査が、重大な虚偽記載を常に検知することを保証するものではない。虚偽記載は、不正または過失により生じることがあり、かかる年次財務諸表および管理報告書に基づくユーザーの経済的意思決定に個別にまたは全体的に影響を及ぼすと合理的に予測される場合、重大であると考えられる。

我々は、監査全体にわたり専門的な判断を行い、職業的懐疑心を維持している。我々はまた、以下を行っている。

- ・ 不正または過失によるものかを問わず、年次財務諸表および管理報告書の重大な虚偽記載に関するリスクの特定および評価、かかるリスクに対応する監査手続の策定および実施、ならびに我々の意見の根拠を提供するのに十分かつ適切な監査証拠を得ること。不正は、談合、偽造、意図的な不作為、虚偽表示または内部統制の無効化を含むことがあるため、不正により生じた重大な虚偽記載を検知できないリスクは、過失により生じるリスクよりも高い。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、年次財務諸表の監査に関連する内部統制、ならびに管理報告書の監査に関連する準備および方策（システム）の理解を得ること。ただし、これらのシステムの内部統制の有効性に対し意見を表明することが目的ではない。
- ・ 理事会に採用された会計方針の適切性、ならびに理事会が行った見積および関連する開示の妥当性を評価すること。

- ・ 理事会による継続企業の会計基準の使用の適切性について結論を下し、ドイツ農林金融公庫の継続企業の前提に重要な疑いを掛ける可能性のある事象または状況に関して重大な不確実性が存在するかどうかについて、得た監査証拠に基づき結論を下す。我々が重大な不確実性が存在すると結論を下した場合、我々は、本監査報告書において関連する年次財務諸表および管理報告書の開示について注意を促し、またかかる開示が不十分である場合、我々の各意見を修正する義務を負う。我々の結論は、本監査報告書の日付までに得られた監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、ドイツ農林金融公庫が継続企業であり続けることができなくなる可能性がある。
- ・ 開示書類を含む年次財務諸表の全体の表示、構造および内容、ならびに年次財務諸表が、ドイツの法令上要請される会計原則に準拠し、ドイツ農林金融公庫の純資産、負債、財政状態および財務成績の真実かつ公正な表示を達成する方法で、基本的な取引および事象を表示しているかどうかについて評価すること。
- ・ 管理報告書の年次財務諸表およびドイツの法定要件との一貫性、ならびにかかる報告書が報告するドイツ農林金融公庫の財政状態について評価すること。
- ・ 管理報告書に、理事会によって提供された予想される情報を元に監査手続を行うこと。我々は、十分かつ適切な監査証拠に基づいて、特に、予想される情報の根拠として理事会に使用された重要な仮定およびこれらの仮定からの予想される情報の正確な導出を評価する。我々は、根拠として使用された予想される情報および仮定に対し、独立した意見を述べない。予想される情報より未来事象が著しく異なる、相当な回避不能リスクが存在する。

我々は、数ある事項の中で、監査の計画範囲および実施時期、ならびに我々が監査の中で特定した内部統制における重大な欠陥を含む監査上の重大な発見事項に関して、管理の役割を担う者に伝達している。

我々はまた、管理の役割を担う者に対し、我々が関連ある独立性要件に準拠していることについての表明を提供し、我々の独立性に影響すると合理的に考えられるすべての関係およびその他の事項および、適用ある場合、関連する予防措置を伝達している。

管理の役割を担う者に伝達した事項より、我々は、当期の年次財務諸表の監査において最も重要となる事項を決定し、したがって、それが主要な監査事項となる。我々は、法令によりかかる事項についての開示が除外される場合を除き、これらの事項を本監査報告書に記載する。

その他の法的要件

EU監査規則第10条に基づく追加情報

我々は、2017年4月6日付の監事会の決議により監査人として選任された。我々は、2017年5月23日に監事会から委任を受けた。2011会計年度より途切れることなくドイツ農林金融公庫の監査人を務めている。

我々は、本監査報告書に表明している意見はEU監査規則第11条に基づく監査委員会への追加報告書（長文式監査報告書）と一致していることを断言する。

財務諸表監査に加えて、我々は年次財務諸表および管理報告書において開示されていない以下のサービスを提供している。

- ・ SAPを導入する計画のプロジェクトベースの監査（監査業務）
- ・ かかる監査に関連する念書の発行およびその他の確証業務
- ・ 中央銀行貸出金を担保にする信用請求の使用の監査（信用請求 - 申請および管理）
- ・ 年間拠出額の単一破綻基金（SRF）報告様式の締結報告（銀行税）
- ・ IFRS連結財務報告の中止に伴う費用、利益、機会およびリスクの分析
- ・ 連結財務諸表作成の義務からの潜在的な免責に関する専門家としての意見
- ・ 再生計画更新の間の品質確証
- ・ 中央銀行による銀行勘定の金利リスク（ECB IRRBB）ストレステスト2017中の品質確証
- ・ 銀行監督問題に関する一般事項に関連する品質確証

契約に対して責任があるドイツ公認会計士

契約に対して責任があるドイツ公認会計士は、ハルトムート・ベルンハルトである。

フランクフルト・アム・マイン、2018年3月5日

監査法人ケーピーエムジーAG

(ベルンハルト)
ドイツ公認会計士

(ミュラー)
ドイツ公認会計士

下記の署名者は、本書面が、ドイツ農林金融公庫（以下「発行者」という。）の監査人である監査法人ケーピーエムジーAGがドイツ国内で発行した2017年12月31日に終了した年度の、発行者の連結年次財務諸表に関する監査報告書の真実かつ正確な訳文であることを、ここに証明する。

ドイツ農林金融公庫

マーク・レンス
財務担当理事

ヨハネス・フライシュマン
会計担当取締役